

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和5年第4回幕別町議会定例会

(令和5年11月30日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣言（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至

日程第2 会期の決定

（諸般の報告）

行政報告

日程第3 報告第18号 専決処分した事件の報告について（工事請負変更契約の締結について）

日程第4 報告第19号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

日程第5 議案第106号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第107号 幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第108号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第109号 幕別町議會議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第113号 令和5年度幕別町一般会計補正予算（第9号）

日程第10 議案第114号 令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第115号 令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第116号 令和5年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第117号 令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第5号）

日程第14 議案第118号 令和5年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第119号 令和5年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第120号 令和5年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第121号 令和5年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）

会議録

令和5年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年11月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場 3階議事堂
- 3 開会・開議 11月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 芳滝仁
17 藤原孟
- 6 欠席議員
16 谷口和弥
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	菅野勇次	農業委員会会長	中村富士男
代表監査委員	八重柏新治	企画総務部長	山端広和
住民生活部長	寺田治	保健福祉部長	樺木良美
経済部長	岡田直之	建設部長	小野晴正
会計管理者	武田健吾	忠類総合支所長	笛原敏文
札内支所長	新居友敬	教育部長	川瀬吉治
政策推進課長	白坂博司	総務課長	佐藤勝博
地域振興課長	谷口英将	糠内出張所長	宮田哲
住民課長	本間淳	福祉課長	亀田貴仁
農林課長	高橋修二	土木課長	香田裕一
都市計画課長	松井公博		
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至

議事の経過

(令和5年11月30日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（寺林俊幸） ただ今から、令和5年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、11番岡本議員、12番小島議員、13番藤谷議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月15日までの16日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「財政援助団体等監査結果報告書」及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
のちほど、ご覧いただきたいと思います。
次に、事務局から諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（合田利信） 16番谷口議員から、本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。
○議長（寺林俊幸） ここで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 令和5年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆様から賜りました温かいご指導とご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。
令和5年も残すところ、あと、ひと月となりました。
令和2年に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、本町においても「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づきさまざまな感染症対策を行ってまいりました。

たが、本年5月、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、法律に基づく外出自粛要請がなくなったことなどにより、本年度は夏フェスタや産業まつりなど各種イベント多くの来場者で賑わうなど、社会経済活動も平時に戻りつつあるところであります。

こうした中、おかげさまで計画いたしました各種施策や事業等につきましては、議会をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、順調に進められたものと考えており、ここに改めて感謝を申し上げます。

一方、円安の影響を含めた輸入物価上昇等に起因する物価高が依然として続く中、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者支援等を目的とした物価高騰対策重点支援地方交付金を盛り込んだ補正予算案が、昨日臨時国会において可決されましたことから、今後示される交付限度額等詳細を踏まえ、必要な対策について適時実施してまいりたいと考えております。

以下、当面する行政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、ナウマン公園の車庫の火災について申し上げます。

11月21日、午後2時30分頃、ナウマン公園を散策中の十勝ナウマン温泉ホテルアルコ宿泊者からホテル従業員に対し、公園内の第3キャンプ場に隣接する車庫から煙が出ているとの連絡があり、ホテルから消防署に通報が入るとともに、公園を管理する経済建設課にも連絡があつたところであります。

火災発生時、車庫には、草刈り等に用いる作業機械が町所有の1台と委託業者所有の6台のほか、その附属機械を格納しておりました。

火災は、午後3時35分頃に鎮火し、被害としましては、格納していた委託業者所有の作業機械が1台全焼し、残りの機械の一部が燃えたほか、車庫自体は延焼が天井にまで及んだことから全焼扱いとなりましたが、人的被害はありませんでした。

警察の現場検証では、11月8日に本年度の草刈り作業を終え、火災発生当時は、車庫は施錠されていましたことから、不審火などは考えづらく事件性は無いものと判断されました。

また、消防の現場検証では、作業機械のバッテリー配線が何らかの原因で発火し、機械内の燃料に引火して出火したものと推測されるとのことでありましたが、消防及び警察のいずれも出火原因は特定することができず、直接の原因は不明がありました。

今回の火災により、関係者や近隣の方々に対して、大変ご心配やご迷惑をおかけいたしましたことに、心からお詫びを申し上げます。

なお、この火災における損害額は現在調査中でありますが、火災の影響を受けた作業機械等については、来年度の作業に影響の出ることのないよう、速やかに点検と必要な修繕を行うとともに、車庫についても現在復旧に向か準備を進めているところであります。

次に、福祉灯油の実施について申し上げます。

原油価格が高値で推移しており、灯油の価格が依然として高水準となっておりましたことから、低所得者世帯などの生活の安定を図るため、本定例会に福祉灯油の実施に要する予算を提案したところであります。

本事業は、本町に住所を有する生活保護の受給世帯、本年度の町民税非課税世帯であつて満65歳以上の高齢者世帯、身体・知的・精神に重度の障がいのある方がいる世帯など2,300世帯に対して、現金1万円を支給しようとするものであります。

次に、幕別認定こども園の開園について申し上げます。

町では、幕別区域における少子化に伴う児童数の減少並びに幕別中央保育所および幕別町立わかば幼稚園の老朽化といった課題に対応すべく、認可保育所に幼稚園機能を備えた「保育所型認定こども園」を開園する方針をまとめ、本年3月のパブリックコメントおよび5月に開催した保護者等説明会を経て、令和5年第2回定例会において「幕別町立認定こども園条例」の議決をいただき、町内で初となる認定こども園を令和6年4月1日に開園することを決定したところであります。

以後、開園する認定こども園の運営に当たり、各年齢の月別に実施する教育・保育内容等について詳細をまとめ、先月開催した保護者等説明会において理解をいただいたところであり、引き続き、來

春の開園に向け、児童にとって最良の教育・保育の提供ができるよう準備を進めてまいります。

次に、新年度予算編成の取組について申し上げます。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」、いわゆる骨太の方針2023において、令和6年度予算編成に向けた考え方として、本方針、骨太の方針2022および骨太の方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とするとしているところであります。

町の新年度予算編成につきましては、年末に向けて予算編成作業が本格化いたしますが、骨太の方針に基づき、今後示される国の予算案や地方財政計画、地方債計画など国の動向を十分注視した上で、地方財政に関する施策の情報収集に努めるとともに、社会経済などの先行きを見据え、町民のニーズに対応した予算の編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、7月までは天候に恵まれましたが、8月には高温多湿の環境が続いたことから、作物全体としては収量が平年並みかやや多くなる見込みですが、一部の作物では品質の低下が見込まれております。

秋まき小麦につきましては、1等の割合が非常に高く、製品反収も約12俵と、史上3位の結果となりました。

飼料作物は、一部の圃場で雑草の影響による減収がありましたが、牧草、飼料用とうもろこしとともに、全体としては平年よりも多い収量及び良好な品質となりました。

他方で、天候不順による影響で、馬鈴薯の一部では腐敗が起り、てん菜につきましては、褐斑病などが発生しているだけでなく、糖度が約13パーセントと平年と比べ非常に低くなる見込みであります。

また、豆類につきましては、特に大豆と小豆において品質の低下が見込まれ、野菜につきましては、天候の影響により、品質はやや劣るものの、収量は平年と比べてやや多くなる見込みであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月末現在における公共工事の発注済額は、26億8,026万円で、発注率にいたしますと96.38パーセントとなっており、計画しておりました工事の大部分を発注し終えたところであります。

発注済の工事につきましては、工事の早期完成に努めるとともに、労災事故の防止など、安全管理の徹底を図ってまいります。

また、今後の発注工事におきましては、冬季工事の発注となりますことから、発注条件の整備など安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） ここで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第18号、「専決処分した事件の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第18号 専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

工事請負変更契約の締結に係る専決処分の報告であります。

本工事請負変更契約に係る当初の原契約は、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約でありましたことから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づき、

令和4年4月の第2回臨時会において議決をいただき、本契約を締結したところであります。

工事着手後に、労務単価と資材価格の上昇に伴い工事請負契約額の変更の必要が生じましたことから、11月14日付けで工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

令和2年3月に議決されました「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」の第4項「議会の議決を経た工事又は製造の請負契約において、契約金額の10分の1を超えない範囲において変更すること。ただし、その額が500万円を超えるものを除く。」の規定に基づき、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

札内南小学校長寿命化改修事業は昭和53年、54年、58年に建設した校舎棟と昭和54年に建設した屋内運動場および渡り廊下について、令和2年度に策定した学校施設の長寿命化計画に基づき、令和4年と5年の2か年で長寿命化改修工事を実施するものであります。

1ページに1階平面図、2ページに2階平面図を記載しております。

この度の変更契約は工事請負契約書第25条第1項に定める「賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更規定」による受注者からの請求に基づくものであります。

請求時において工事の未施工箇所でありました平面図の網掛け部分の残工事費について再積算を行いましたところ、残工事費に係る増加額が変動前に比べ847万円、3.6パーセントの増額がありましたことから、変更条項に基づき、変動前の残工事代金の1.5パーセントを超える496万1,000円を増額するものであります。

議案書の1ページをご覧ください。中段になります。

1変更契約の目的は、札内南小学校長寿命化改修工事（建築主体）であります。

2変更契約の金額は、変更前の金額5億7310万円、変更後の金額5億7,806万1,000円、増加額は496万1,000円、増加率は100分の0.865であります。

3変更契約の相手方は、中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社、代表取締役、藤原治氏であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第18号を終わります。

日程第4、報告第19号、「専決処分した事件の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第19号専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第6号であります。

損害賠償の額を定め、和解することについて、令和2年3月に議決されました、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、令和5年11月16日付けで専決処分を行ったものであります。

「1理由」であります。

令和5年9月29日午前8時30分頃、幕別町字依田579番地付近の町道途別新川線と町道札内高台線の重複路線において、相手方が運転する車両が帶広方面から幕別方面へ東進中、当該道路に生じていた深さ約10センチメートルの陥没穴を通過した際に、助手席側の前後輪のタイヤ2本を損傷する物的損害が生じましたことから、町40パーセント、相手方60パーセントの過失割合により計算した額を損害

賠償として相手方に支払い、和解するものであります。

3ページをご覧ください。

「2損害賠償額」は、2万1,432円であります。

「3損害賠償及び和解の相手方」は、帶広市在住の方であります。

「4損害賠償及び和解の内容」であります。

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする、とするものであります。

このたびの事故の要因となった個所は、事故発生日前日、道路管理委託業者がパトロールを実施した際に、車道舗装材の一部剥離を確認いたしましたが、その時点において、通行上支障はないものと判断し、経過観察としていたところ、同日の日中から夜にかけての降雨により損傷が進み、翌朝、深さ約10センチメートルの陥没穴が生じたものであります。

車両を運転されていた方に対し、身体的な傷害に至らしめなかつたことは、何より幸いではありますがあが、相手方には多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し、心からのお詫びを申し上げ、事故後の対応にご理解をいただいたところであります。

事故発生後速やかに陥没穴の補修を行いましたが、日々の道路パトロールの結果について、委託業者と土木課との間で確認と検証を徹底し、事故の未然防止に万全を期して、道路交通の安全確保に取り組んでまいります。

このたびの事故は、行政財産の管理上の瑕疵に起因するものでありますことから、損害賠償の過失相当額は、加入しております全国町村会総合賠償補償保険により保険給付されるものであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第19号を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第5、議案第106号から、日程第17、議案第121号までの13議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第106号から、日程第17、議案第121号までの13議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

「一括議題」

○議長（寺林俊幸） 日程第5、議案第106号、「幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から日程第8、議案第109号、「幕別町議會議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例」までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第106号幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第107号幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第108号特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第109号幕別町議會議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例、について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページ、議案説明資料の3ページをお開きください。

はじめに、議案第106号幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてあります。

人事院は、国家公務員法に基づき、本年8月7日に国会および内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告を行ったところであります。

勧告の内容は、公務と民間の給与比較の結果、月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることから、民間との均衡を図るため、月例給と特別給を引き上げるものであります。

公務において人材確保が喫緊の課題であることなどを踏まえ、月例給は、初任給を始め若年層に重点を置き、年齢の上昇に伴い改定率を遞減させることにより、平均で1.1パーセント引き上げ、特別給、いわゆるボーナスは、本条例によりみなしあ用されている、本年4月施行の定年延長前の再任用職員を含む「定年前再任用短時間勤務職員」を除く一般職の職員は、支給月数を年間で0.1月分引き上げて年間4.50月分とし、民間の特別給の支給状況等を参考に期末手当と勤勉手当に均等に配分するものであります。

定年延長前の再任用職員を含む「定年前再任用短時間勤務職員」は、支給月数を0.05月分引き上げて、年間2.35月分に引き上げるというものであります。

本町の職員給与は、従前から、国家公務員の人事院勧告の内容に準じて改定を実施してきたところでありますことから、本年度においても、国に準じて、本条例の改定しようとするものであります。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

本条例は、条例の施行日の関係から、大きく第1条および第2条の形式を採用しております。

はじめに、改正条例第1条関係についてであります。

期末手当、勤勉手当および行政職給料表に関して、改正を行うものであります。

第16条は、期末手当を定めております。

第2項において、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の本年12月に支給する期末手当の支給率を「100分の120」から「100分の125」に、第3項において、定年前再任用短時間勤務職員の本年12月の期末手当の支給率を「100分の67.5」から「100分の70」に引き上げるものであります。

第17条は、勤勉手当を定めております。

4ページになります。

第2項第1号において、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の本年12月に支給する勤勉手当の支給率を「100分の100」から「100分の105」に、同項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員の本年12月の勤勉手当の支給率を「100分の47.5」から「100分の50」に引き上げるものであります。

別表第1は、行政職給料表であります。

初任給を始め、若年層に重点を置き、年齢の上昇に伴い改定率を遞減させることにより、平均で1.1パーセント引き上げるものであります。

高校卒の初任給、1級5号給になりますが、現行の15万4,600円から1万2,000円引き上げて、16万6,600円に。5ページをご覧ください。大学卒の初任給1級25号給になりますが、現行の18万5,200円から1万1,000円引き上げ、19万6,200円に改めるものであります。

給料表は8ページまでに渡っておりますが、今回は、すべての号給の給料月額と最初の8ページに記載しておりますとおり、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を改めるものであります。

9ページをご覧ください。

次に、改正条例第2条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第16条第2項において、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率を令和6年度以降、6月および12月ともに「100分の122.5」に、第3項において、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を令和6年度以降、6月および12月ともに「100分の68.75」に改めるものであります。

10ページをご覧ください。

勤勉手当の支給率を規定している第17条第2項第1号において、定年前再任用短時間勤務職員以外

の職員の勤勉手当の支給率を令和6年度以降、6月および12月とともに「100分の102.5」に、同項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を令和6年度以降、6月および12月ともに「100分の48.75」に改めるものであります。

これらの給与改定を行うことにつきましては、11月7日に幕別町職員組合との間で協議が整っているところであります。

この改正によります本年度分に係る定年前再任用短時間勤務職員も含めた、給料と手当の増額分は、共済費を除き、特別会計も含めた総額で2,736万9,000円であります。

議案書の7ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1条第1項は、この条例は、公布の日から施行する、ただし、改正条例第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するとするものであります。

8ページをご覧ください。

第2項は、第1条の改正規定は令和5年4月1日から適用する、と給料月額に係る遡及適用を定めるものであります。

第2条は、給与の内払いについて定めております。

以上で、議案第106号幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第107号幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の9ページ、議案説明資料の11ページをご覧ください。

本条例は、一般職の職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の期末手当の支給率を、一般職と同様に0.05月分引き上げようとするものであります。

加えて、国の行政職俸給表（二）の改訂に伴い、これを参考に作成しております本町の会計年度任用職員の給料表を改正しようとするものであります。

議案説明資料の11ページをご覧ください。

第12条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当を定めております。

第1項は、正職員に適用される給与条例を準用する旨を定めております。

第2項として、本年度のように人事院勧告に基づき、一般職の期末手当の支給率を改める場合の会計年度任用職員の取扱いの規定を追加するものであります。

会計年度任用職員は、一会计年度ごとに、採用時において、一会计年度期間内の雇用条件を定めて任用しておりますことから、適用する支給率は、当該会計年度任用職員の任用の日が属する年度の初日における支給率によるものとすると定めるものであります。

第20条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当を定めております。

12ページになります。

第2項として、フルタイム会計年度任用職員と同様に、期末手当に適用する支給率を、当該会計年度任用職員の任用の日が属する年度の初日における支給率によるものとすると定めるものであります。

別表第1は、フルタイム会計年度任用職員の給料表であります。

国の行政職俸給表（二）の改訂に伴い、給料月額を改めるものであります。

1号給から、14ページまでに渡りますが、180号給まで改めるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、別表第1の改正規定は、令和6年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で、議案第107号幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第108号特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の11ページ、議案説明資料の15ページをご覧ください。

本条例は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の支給率を、一般職の特別給と同様に0.1月分引き上げようとするものであります。

議案説明資料の15ページをご覧ください。

本改正条例も、条例の施行日の関係から、第1条および第2条の形式を採用しております。

はじめに、改正条例第1条についてであります。

第4条第2項において、本年12月の期末手当の支給率を「100分の220」から0.1か月引き上げ、「100分の230」に改めるものであります。

16ページをご覧ください。

次に、改正条例第2条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第4条第2項において、令和6年度以降の6月および12月に支給する期末手当の支給率を、ともに、「100分の225」に改めるものであります。

この改正による本年度の増額分は、合計で24万4,000円であります。

議案書の11ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、改正条例第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するとするものであります。

以上で、議案第108号特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第109号幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の12ページ、議案説明資料の17ページをお開きください。

議案第108号と同様に、議会議員の期末手当の支給月数を合計で、0.1月分引き上げようとするものであります。

議案説明資料の17ページをご覧ください。

本改正条例も、第1条および第2条の形式を採用しております。

はじめに、改正条例第1条関係についてであります。

第2条第2項において、本年12月の期末手当の支給率を「100分の220」から0.1月引き上げ、「100分の230」とするものであります。

18ページをご覧ください。

次に、改正条例第2条関係についてであります。

期末手当の支給率を規定している第2条第2項において、令和6年度以降の6月および12月に支給する期末手当の支給率を、ともに、「100分の225」に改めるものであります。

この改正による本年度の増額分は、合計で42万8,000円であります。

議案書の12ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、改正条例第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第106号、「幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第107号、「幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第108号、「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第109号、「幕別町議會議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第113号「令和5年度幕別町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第113号令和5年度幕別町一般会計補正予算第9号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,934万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ178億7,547万9,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから4ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

1款、1項、1目議会費42万8,000円であります。

議会議員の期末手当の支給率の引き上げに伴う追加であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費224万1,000円であります。

総務一般管理事務事業は、公用車出張に係る高速道路使用料を、例規管理事務事業は、法令等追録代を、庁舎維持管理事業は、燃料費と電気料を追加するものであります。

ロシアのウクライナ侵攻による国際的な原油価格の高騰などを背景にした国内燃料価格の上昇に伴い、燃料費と電気料の不足見込み額を追加するものであります。

以下の事務事業においては、説明を省略いたしますが、燃料費と電気料の一般会計の補正総額は、

燃料費が、1,029万8,000円、電気料が、786万円で、合計1,815万8,000円に及ぶものであります。

6目札内コミュニティプラザ管理費72万円であります。

20目地域おこし協力隊推進事業費18万3,000円であります。

8ページに渡りますが、協力隊員4人に係る時間外勤務手当を追加するものであります。

2項徴稅費、2目賦課徵收費460万円であります。

過誤納還付金の追加であります。

3項、1目戸籍住民登録費330万2,000円であります。

12節は、住民票に氏名の振り仮名を記載し、マイナンバーカードに氏名の振り仮名とローマ字を表記するための住民基本台帳システム改修委託料と、9ページになります、17節は、北海道からの権限委譲に伴うパスポートの電子申請の専用端末の購入に係る費用をそれぞれ追加するものであります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費14万円であります。

法令等追録代の追加であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,424万5,000円であります。

社会福祉総務事務事業は、行旅死亡人の火葬に係る費用を、国民健康保険特別会計繰出は、特別会計繰出金を追加するものであります。

10ページになりますが、福祉灯油等支給事業は、灯油価格等の高騰によって大きな影響を受けている低所得世帯に対し、燃料費を始めとする冬期間の生活費の一部を助成しようとするものであります。

対象者の要件は、本年11月1日現在で本町に住所を有している令和5年度の住民税非課税世帯のうち、65歳以上の方のみの高齢者世帯をはじめ、身体障害者手帳1級または2級の方の属する世帯やひとり親世帯などと生活保護の受給世帯であります。

対象を2,300世帯と見込み、1世帯当たり、現金1万円を支給しようとするものであります。

3目障害者福祉費161万8,000円であります。

障害者自立支援給付事業は、来年度の障害福祉サービスの報酬改定に伴う障害者自立支援給付審査支払等システムの改修費用であります。

心身障害者（児）通院（所）交通費助成事業、重度心身障害児家庭見舞金支給事業は、対象者の増加に伴い、扶助費を追加するものであります。

6目老人福祉費24万2,000円の減額であります。

特別会計繰出金であります。

7目後期高齢者医療費242万6,000円の減額であります。

特別会計繰出金であります。

11ページになります。

10目保健福祉センター管理費150万9,000円であります。

修繕料は、トイレ等の修繕費を追加するものであります。

11目老人福祉センター管理費39万6,000円であります。

温泉分湯使用料は、十勝幕別温泉グランヴィリオホテルからの温泉水の圧送に係る電気料の増額に伴い、追加するものであります。

12目ふれあいセンター福寿管理費127万3,000円であります。

令和6年4月の発達支援センター忠類分室の開設に伴い、電話回線と庁内無線LANの配線工事費などを追加するものであります。

12ページをご覧ください。

2項児童福祉費、3目施設型・地域型保育施設費390万5,000円であります。

町立保育所運営事業は、年度途中のフルタイム会計年度任用職員の任用に伴う保育士給料と、幕別中央保育所の冷蔵冷凍庫の更新に係る費用を、町立保育所維持管理事業は、令和6年4月からの幕別認定こども園開設に向け、幕別中央保育所の保育室内に内壁を設置する工事請負費を追加するものであります。

5目発達支援センター費37万3,000円であります。

発達支援センター運営事業は、忠類分室用のビデオカメラ等の備品を、発達支援センター維持管理事業は、保健福祉センターの参観保護者用の音響設備の改修工事費を追加するものであります。

13ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健対策費93万円であります。

母子保健対策事業は、会計年度任用職員の共済費を、妊娠・出産包括支援事業は、産後ケア事業の利用者増加に伴う委託料と、前年度の母子保健衛生費補助金に係る国への精算還付金であります。

6目環境衛生費22万7,000円であります。

旅費を追加するものであります。

7目水道費63万3,000円であります。

特別会計繰出金であります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費3,069万4,000円であります。

持続的畑作生産体系確立緊急支援事業は、畑作産地における安定した生産体系の確立に向けた取組を総合的に支援する事業で、国からの間接補助金であります。

ソフト事業は、てん菜から需要の高い作物への転換に取り組む1団体に対して、取組面積に応じて補助するものであります。

ハード事業は、労働力負担軽減対策に取り組む3団体に対して、農業機械の導入に補助するものであります。

14ページをご覧ください。

4目農業施設管理費16万7,000円であります。

2項林業費、1目林業総務費31万7,000円であります。

有害鳥獣駆除対策事業は、アライグマ等の駆除頭数の増加に伴う処理手数料の追加であります。

7款、1項商工費、4目スキー場管理費160万9,000円であります。

15ページに渡りますが、フルタイム会計年度任用職員の1人増員とパートタイム会計年度任用職員の減員に伴う補正であります。

8款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費605万1,000円の減額であります。

特別会計繰出金であります。

16ページをご覧ください。

4項住宅費、2目住宅管理費623万8,000円であります。

公営住宅の退去に係る修繕料と整備工事費を追加するものであります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費850万円であります。

学校や教員住宅の修繕料と補修工事費を追加するものであります。

5目国際化教育推進事業費5万1,000円であります。

6目学校給食センター管理費135万5,000円であります。

17ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費349万6,000円であります。

2目教育振興費208万1,000円であります。

令和6年4月から使用する社会科副読本の印刷製本費の追加であります。

3項中学校費、1目学校管理費475万円であります。

18ページをご覧ください。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費7万7,000円であります。

5項社会教育費、2目公民館費51万5,000円であります。

修繕料を追加するものであります。

3目町民会館費82万4,000円であります。

修繕料と電力設備容量の増加に伴い電気保安点検委託料を追加するものであります。

4目郷土館費7万7,000円、19ページになります。

6目集団研修施設費3万3,000円、7目図書館管理費57万7,000円、6項保健体育費、2目体育施設費7万円であります。

いずれも燃料費と電気料の追加であります。

12款職員費、1項、1目職員給与費3,009万1,000円の減額であります。

2節は、人事院勧告に基づく給与改定のほか、年度内の職員の退職・採用と人事異動に伴う会計間での調整による増額であります。

20ページをご覧ください。

3節の細節11の時間外勤務手当は、現計予算に6,305万9,000円を計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種や統一地方選挙、物価高騰対策補助金や住民税非課税世帯給付金の給付などに係る事務量の増加に伴い、1,848万円を追加するものであります。

細節14は、一般職の期末勤勉手当の増額であります。

21ページになります。

4節の細節14一般職退職手当組合負担金は、本年4月施行の定年引上げに伴い退職手当の支給が隔年となりますことから、退職手当組合負担金の一般職の普通納付金負担率が1,000分の135から1,000分の67.5に引き下げになったことに伴う減額であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りください。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金10万円であります。

出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割と均等割の減額措置に係る一般会計からの繰出金に充当される国庫負担金であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金235万4,000円であります。

社会保障・税番号制度システム改修に係る国庫補助金であります。

2目民生費補助金15万1,000円であります。

障害者自立支援給付審査支払等システム改修に係る国庫補助金であります。

3目衛生費補助金23万円であります。

産後ケア事業に係る国庫補助金であります。

17款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金5万円であります。

6ページをご覧ください。

2項道補助金、1目総務費補助金40万円であります。

パスポート交付電子申請業務の権限委譲に係る道補助金であります。

2目民生費補助金60万円であります。

福祉灯油等支給事業に係る道補助金であります。

4目農林業費補助金3,069万4,000円であります。

持続的畑作生産体系確立緊急支援事業に係る国からの間接補助金であります。

21款、1項、1目繰越金3,453万4,000円であります。

22款諸収入、5項、4目雑入23万1,000円であります。

4節は、本町からとかち広域消防事務組合と十勝圏複合事務組合に派遣している職員に対する給与費に係る組合負担金を補正するものであります。

5節は、行旅死亡人遺留金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

荒議員。

○8番（荒 貴賀） 1点お伺いしたいと思います。

17ページの10項教育費3目教育振興費で、事務事業で言うと小学校教育活動推進事業の中で印刷製本費ということで200万円計上されておりました。

具体的には、どういったものが計上されているということでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 先ほど副町長の説明にもありましたけれども、社会科の小学校の副読本を印刷しております。

教科書改訂に向かまして、新年度に使用するものであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 令和6年度に新しく変わるという事でよろしかった、それに合わせて毎年製本しているわけではないんですね。

その時に合わせて今回は印刷を行うということでよろしかったですか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） すみません、説明が不足しておりました。

教科書改訂が令和6年度に改定になりますので、新しい教科書になりますので、それに合わせた副読本を作成中であります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） わかりました。それについては理解いたしました。

実はですね、もうひとつ、社会科全体ではないのですが、学校全体のことなので、どこでお話ししようかなと思っていたんですけど、今ですねコロナの関係、インフルエンザや風邪の関係で学級閉鎖とか増えています。

学校の教育委員会でぜひこの辺について議論していただきたいのですが、今クロームブック、所謂ギガスクール構想でパソコン等を持って学校で授業を行っています。

学級閉鎖等になると持つて帰るんですけど、裸のままで持つて帰ってきています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

荒議員に申し上げます。

今回の審議は補正予算でありますので、補正予算から離れた意見かと思いますけれども。

○8番（荒 貴賀） そうなんですけれど、学校に必要な備品をですね、もう一度その検討等を考えていただければと思いますので、提案としてお話しました。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第113号、「令和5年度幕別町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、この際、11時05分まで休憩いたします。

11：58 休憩

11：05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[一括議題]

○議長（寺林俊幸）　日程第10、議案第114号、「令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」から、日程第17、議案第121号、「令和5年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）」までの8議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第114号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第4号から議案第121号、令和5年度幕別町水道事業会計補正予算第3号までの8議案について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第114号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ164万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ29億4,350万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費121万円であります。

人事院勧告に基づく給与改定や人事異動に伴う会計間での調整のほか、時間外勤務手当の追加や退職手当組合負担金の減額など人件費の補正であります。

6ページをご覧ください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金43万2,000円であります。

令和4年度保険給付費等交付金に係る北海道への精算還付金であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税20万円の減額であります。

子育て世帯の負担軽減等の観点から令和6年1月から取り組むこととされました「出産時における国民健康保険税の軽減」制度の実施に伴う、出産見込み被保険者等の所得割額及び被保険者均等割額の減額相当額を減額するものであります。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金50万7,000円であります。

4節は、職員給与費に係る繰入金、7節は、出産時における国民健康保険税の減額相当額に係る一般会計からの繰入金であります。

6款、1項、1目繰越金133万5,000円であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算第4号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第115号令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

16ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ204万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億9,056万5,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、17ページ、18ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

20ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費204万7,000円の減額であります。

人事院勧告に基づく給与改定や人事異動に伴う会計間での調整など人件費の補正であります。
次に歳入をご説明申し上げます。

19ページをご覧ください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金242万6,000円の減額であります。

4款、1項、1目繰越金37万9,000円の追加であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第116号、令和5年度幕別町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

27ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ5万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ30億2,553万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、28ページ、29ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

31ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費39万9,000円の減額、32ページになります。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費34万2,000円の追加であります。

給与改定や人事異動に伴う会計間での調整など人件費の補正であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

30ページにお戻りください。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金28万9,000円の減額であります。

前年度からの繰越金の確定によるものであります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金24万2,000円の減額であります。

9款、1項、1目繰越金47万4,000円であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第117号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

41ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億3,407万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、42ページ、43ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

45ページをご覧ください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費63万3,000円であります。

給与改定など人件費の補正であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

44ページをご覧ください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金63万3,000円であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算第5号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第118号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

53ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ474万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ14億1,758万8,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、54ページ、55ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出からご説明申し上げます。

57ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費131万円の追加、2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費605万1,000円の減額であります。

給与改定や人事異動に伴う会計間での調整など人件費の補正であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

56ページをご覧ください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金605万1,000円の減額であります。

5款、1項、1目繰越金131万円であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第119号、令和5年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

64ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億3,997万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、65ページ、66ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出からご説明申し上げます。

68ページをご覧ください。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費20万1,000円であります。

給与改定など人件費の補正であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

67ページをご覧ください。

4款、1項、1目繰越金20万1,000円であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第120号、令和5年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

74ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ112万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ9,925万9,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、75ページ、76ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

78ページをご覧ください。

2款事業費、1項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費112万4,000円であります。

燃料費と電気料の追加であります。

歳入をご説明申し上げます。

77ページをご覧ください。

5款、1項、1目繰越金112万4,000円であります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第121号、令和5年度幕別町水道事業会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

79ページをご覧ください。

補正予算第2条は、収益的支出の補正であります。

第1款水道事業費用既決予定額に、補正予定額41万6,000円を追加し、5億5,225万5,000円と定めるものであります。

補正予算第3条は、資本的支出の補正であります。

第1款資本的支出既決予定額から、補正予定額45万4,000円を減額し、4億2,856万6,000円と定めるものであります。

第3条の2行目中ほどから記載しておりますとおり、本補正により、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,156万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,557万1,000円と、当年度分損益勘定留保資金1億7,599万5,000円」で補填するものであります。

第4条は、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」であります。

3,472万2,000円に改めるものであります。

80ページをご覧ください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費80万6,000円の追加、5目総係費39万円の減額であります。

給与改定や人事異動に伴う会計間での調整など人件費の補正であります。

81ページになります。

資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費45万4,000円の減額であります。

給与改定や人事異動に伴う会計間での調整など人件費の補正であります。

以上で、議案第114号から議案第121号までの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第114号、「令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第115号、「令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第116号、「令和5年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第117号、「令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第118号、「令和5年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第119号、「令和5年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第120号、「令和5年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第121号、「令和5年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明12月1日から12月11日までの11日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、12月1日から12月11日までの11日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月12日、午前10時からであります。

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和5年第4回幕別町議会定例

(令和5年12月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1

会議録署名議員の指名

14 田口廣之 15 芳滝 仁 16 谷口和弥

日程第2

一般質問（6人）

会議録

令和5年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年12月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場 3階議事堂
- 3 開会・開議 12月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 畠山美和	2 塚本逸彦	3 山端隆治	4 内山美穂子	5 小田新紀
6 長谷陽子	7 酒井はやみ	8 荒貴賀	9 野原恵子	10 石川康弘
11 岡本眞利子	12 小島智恵	13 藤谷謹至	14 田口廣之	15 芳滝仁
16 谷口和弥	17 藤原孟			

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	菅野勇次	代表監査委員	八重柏新治
企画総務部長	山端広和	住民生活部長	寺田治
保健福祉部長	樋木良美	経済部長	岡田直之
建設部長	小野晴正	会計管理責任者	武田健吾
札内支所長	新居友敬	教育部長	川瀬吉治
政策推進課長	白坂博司	総務課長	佐藤勝博
地域振興課長	谷口英将	糠内出張所長	宮田哲
住民課長	本間淳	防災環境課参考事務官	山岸伸雄
福祉課長	亀田貴仁	保健課長	宇野和哉
商工観光課長	西嶋慎	土木課長	香田裕一
水道課長	河村伸二	学校教育課長	西田建司
生涯学習課長	石田晋一		

ほか、関係係長

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

14 田口廣之 15 芳滝仁 16 谷口和弥

議事の経過

(令和5年12月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番田口議員、15番芳滝議員、16番谷口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

11月29日、全国町村議會議長会第67回町村議會議長全国大会が、NHKホールにおいて開催され、私が参加をしております。

その議案の抜粋をお手元に配布しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○4番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1、将来にわたって安定的に水を供給するための水道施設の管理・運営について。

水道は住民生活や町の成長を支える極めて重要なライフラインであり、水道施設の計画的な更新については不断の取組が必要不可欠です。加えて、近年の災害の激甚化や頻発化を踏まえ、危機管理対策の強化もしっかりと取り組む必要があります。

しかし、水道管は通常目に見えない地中を通っているため、地上の公共施設のように老朽度合いが一目でわかるものではありませんし、水道施設についてもふだん行くところではなく、問題点や危機意識について、町民と広く共有が図られていないことにつながってくるのではないかと考えています。

幕別町の水道事業は、昭和28年12月に幕別市街地の一部で供用開始して以来、農村部の簡易水道も順次整備され、現在は十勝中部広域水道企業団から幕別・札内地区の市街地に全量受水している上水道と、大豊、新和、幕別、駒島、忠類、五つの簡易水道などで構成されています。その多くは高度経済成長期に整備したものであり、老朽化が進み、人口減少などに伴って水需要の縮小や料金収入の減少、人手不足などさまざまな課題に直面しているのが現状です。

今後、老朽化が一段と進む中、本年5月「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、来年度から上水道の整備管理は厚労省から国交省の管轄になりました。将来にわたって安全で安定した水が供給できるよう、また水道事業が健全な運営を持続できるよう、持続可能な維持管理の仕組みを整えていかなければならないと考えることから、以下4点について伺います。

- ①過去3年間の漏水事故件数と、地域住民への影響は。
- ②水道施設・水道管の現況、更新状況及び今後の更新計画は。
- ③水道施設・水道管の耐震化計画と災害時の対応についての考えは。
- ④新しい技術の導入など今後の取組と方向性は。

二つ目の項目の質問です。

誰もが挑戦できる活気あるまちづくりを。

起業促進スタートアップ支援の機運が全国的に高まっています。民間活力を高め、町の活性化につなげていくために、起業しやすく相談しやすい環境づくりをすることは、町の大きな役割だと考えています。そのために幕別町も若い世代をはじめさまざまな人が、新しい暮らしや働き方にチャレンジできるよう積極的な取組が重要と考えます。

創業支援については、制度と人の両面からのアプローチが大切です。制度は、文字どおり創業支援補助金のような支援制度や、そのための相談窓口の設置などになりますが、人については、起業も人が行うことですから、タイミングもあり、空き店舗などの権利者とのつなぎ、すなわちコーディネートが大変重要になってきます。これがうまくできなければ、実際の事業化に至らないわけですが、本町では、幸いに地域おこし協力隊員が、これに関して大変上手に行っていただいていると承知しています。

今こそ、この流れに町の効果的な支援制度を合わせることができれば、本町の創業環境が大きく前進すると思っています。そこで、創業支援の現在の状況や今後の方向性についてお伺いします。

- ①創業支援の現状は、またニーズをどう把握しているのか。
- ②「空き店舗対策事業」について対象要件を拡充する考えは。
- ③新たな事業への挑戦や、既存事業を継承する事業者に対して、今後の町のサポートは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「将来にわたって安定的に水を供給するための水道施設の管理・運営について」であります。

町の上水道事業は昭和28年に、簡易水道事業は37年に給水開始して以来、安心安全な水の確保と供給により、住民生活や社会活動に不可欠なライフラインとして重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、近年の水道事業を取り巻く環境は、幕別町ばかりではなく、全国的に急速な人口減少や節水機器の普及を要因とする水需要の減少により、料金収入が減少する一方で、水道施設の老朽化による更新需要の高まりは、水道事業の経営にとって非常に大きな課題であると認識しているところであります。

のことから、現在、町では計画的な施設の更新と、適正な財産管理に基づく維持管理費用の縮減を目指し、アセットマネジメントの策定や、今後の水道事業の経営健全化等に向けた簡易水道事業の公営企業会計への移行に、取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「過去3年間の漏水事故件数と、地域住民への影響は」についてであります。

令和2年度から3年間の漏水事故件数であります、2年度が上水道事業4件、簡易水道事業3件の計7件、3年度が上水道事業3件、簡易水道事業3件の計6件、4年度が上水道事業4件、簡易水道事業8件の計12件となっており、3年間の合計は25件であります。

このうち、断水により地域住民に影響を及ぼした件数とその世帯数については、2年度が上水道事

業 2 件 30 世帯、簡易水道事業 3 件 10 世帯の計 5 件 40 世帯、3 年度が上水道事業 2 件 4 世帯、簡易水道事業 3 件 12 世帯の計 5 件 16 世帯、4 年度が上水道事業 1 件 1 世帯、簡易水道事業 6 件 197 世帯の計 7 件 198 世帯となっており、3 年間の合計は 17 件 254 世帯となっております。

なお、令和 4 年度の簡易水道の断水世帯数が 197 世帯と多くなった主な理由としましては、6 件の事故のうち、幕別簡水の糠内小学校付近で発生した漏水事故で 84 世帯、忠類簡水の忠類総合支所付近で発生した漏水事故で 91 世帯と、2 件の事故が管路の上流部において発生した事故であったことから、影響世帯数が多くなったことによるものであります。

漏水事故の原因については、両管路とも硬質塩化ビニル管であり、幕別簡水は内水圧が高く礫層でのり面部の埋設であったこと、忠類簡水は管路の異形管との接合部分においてひねりが生じていたことにより起こったものと推定しております。

3 年間の漏水事故による断水の状況については、断水時間が 40 時間を超えた事故が幕別簡水で 1 件ありましたが、そのほか 16 件については 24 時間以内に復旧しております。

断水時の対応については、漏水箇所の特定を急ぐとともに、断水により不便をおかけすることになる各世帯への給水パックの配布などによる給水対応や防災無線による周知を行い、できるだけ短時間での復旧に努めているところであります。

ご質問の 2 点目、「水道施設・水道管の現況、更新状況及び今後の更新計画は」と、ご質問の 3 点目、「水道施設・水道管の耐震化計画と災害時の対応についての考えは」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

はじめに、水道施設・水道管の現況ですが、水道施設については、上水道事業では配水設備が 22 施設、簡易水道事業では取水設備が 10 施設、浄水設備が 8 施設、導水設備が 3 施設、配水設備が 45 施設の計 66 施設、合計 88 施設を管理しております。

水道管の布設状況については、令和 4 年度末現在で、上水道事業の総延長は 35 万 3,894 メートル、簡易水道事業の総延長は 21 万 1,788 メートルの計 56 万 5,682 メートルとなっております。

次に、更新状況ですが、水道施設の主な更新実績といたしましては、令和 4 年度に簡易水道事業の駒畠簡易水道で配水池を 1 か所更新しております。

また、水道管の過去 3 年間の更新状況といたしましては、令和 2 年度が上水道事業 1,263 メートル、簡易水道事業 240 メートルの計 1,503 メートル、3 年度が上水道事業 676 メートル、簡易水道事業 803 メートルの計 1,479 メートル、4 年度が上水道事業 605 メートル、簡易水道事業 3,624 メートルの計 4,229 メートルとなっており、3 年間の合計で、上水道事業 2,544 メートル、簡易水道事業 4,667 メートルの計 7,211 メートルとなっております。

次に、更新計画についてですが、現在、水道施設や水道管の具体的な更新の年次計画はありませんが、地震時におけるライフラインの確保を図ることを目的として、平成 24 年に「配水管路耐震化計画」を策定しております。

本計画における水道施設の耐震化については、主要な施設である取水施設、浄水場、配水池の土木施設のうち、平成 9 年に水道施設耐震工法指針が改訂され、10 年度以降に建設された施設は耐震性が確保されていることから、9 年度以前の 16 の施設を対象に耐震診断を実施しております。

耐震診断の評価としては、国が作成している「水道施設機能診断の手引き」に基づき、震度 6 強以上の地震に対して耐震性が低い場合を「低」、震度 7 以上の地震に対して耐震性が低い場合を「中」、耐震性が高い場合を「高」とする 3 段階で行っております。

診断の結果は、「高」評価が 11 施設、「中」評価が 3 施設、「低」評価が 2 施設となっており、このうち、「中」評価である札内配水池は令和元年度に耐震補強を実施済であり、「低」評価である駒畠配水池の 2 施設については、現在、北海道が実施しております農業農村整備事業において施設の更新を行っており、6 年度に供用開始の見込みとなっております。

このほか、水道施設の建築物については、昭和 51 年建築の駒畠第 2 浄水場が新耐震基準である 56 年以前に建設しているため、令和 6 年度に耐震診断を実施の上、耐震性が不足する場合には、耐震化

を進めてまいります。

次に、水道管の耐震化については、上水道事業の地震時における管路の被害想定を行い、重要度に応じて三つに分類しており、配水幹線並びに配水池及び耐震性貯水槽を結ぶルートを第1次重要管路ルート、市街地をループ化するように選定した管路を第2次重要管路ルート、その他の管路を一般管路と位置付け、耐震化を図る計画としております。

耐震化が必要な管路延長は、法定耐用年数の40年を超えている管を対象として計画されているため、令和4年度末時点においては、第1次重要管路ルートが1万2,594メートル、第2次重要管路ルートが2,902メートル、一般管路が2万607メートルの計3万6,103メートルで、総管路延長35万3,894メートルの10.2パーセントとなっております。

これら水道施設や水道管の耐震化については、配水管路耐震化計画を踏まえ、重要度や優先度を考慮した上で、効率的かつ効果的な耐震化を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害時の対応ですが、町では地震等の災害時においても一定の給水が行えるよう、幕別町地域防災計画における給水計画に基づき、平成27年度に「幕別町水道事業危機管理対策マニュアル」を策定し、災害発生からの期間に応じて、目標水量、給水方法を定めております。

災害発生時には、地震による断水に対応するため、耐震性貯水槽などから災害発生から3日間は、1人当たり1日3リットルを目標とした給水を行い、以後、応急復旧工事の進捗状況により、段階的に給水量を増加していくこととしているため、必要とされる給水量を確保するとともに、迅速かつ的確な災害復旧に努めなければならないものと考えております。

また、町では、災害時相互応援に関する協定書を、日本水道協会北海道支部道東地区協議会のほか、同会員である39の市町村等と締結しております、災害時には応急給水などに関し相互に応援する体制が図られております。

ご質問の4点目、「新しい技術の導入など今後の取組と方向性は」についてであります。

将来にわたって安全で良質な水道水の供給を確保し、安定的な水道事業を運営するためには、今後の水道事業における業務の一層の効率化を図る必要があります。

しかしながら、水道施設および水道管の維持管理には多くの時間と費用を要するほか、漏水事故などが発生した場合には、漏水箇所の特定や復旧作業に時間と労力を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧が求められていることから、国ではAI技術等を活用した新技術の導入によるデジタルトランスフォーメーションを推進しているところであります。

町におきましても、現在AIを用いて配水管の破損確率を算出する劣化診断や、人工衛星を利用した漏水調査といった最新の技術をはじめ、DX技術導入の先進事例などの情報収集を行っているところであります、引き続き、効率的で効果的な水道事業の運営に向け、AI技術等を活用した新技術の調査研究を進めてまいります。

次に、「誰もが挑戦できる活気あるまちづくりを」についてであります。

町では、本年4月から、町内の空き店舗等を活用した市街地活性化を進めるために、地域おこし協力隊員を1人採用し、同隊員が、空き施設コンシェルジュとして空き施設の所有者や利用希望者から相談を受ける、空き施設利用サポートセンターを7月に開設いたしました。

空き施設利用サポートセンターの開設後は、空き施設の所有者や利用希望者等からさまざまな相談を受け、現在までに4件の空き施設について、賃貸契約に至ったところであり、それぞれが開店に向け準備を進めています。

ご質問の1点目、「創業支援の現状は、またニーズをどう把握しているのか」についてであります。

はじめに、創業支援の現状についてでありますが、現在、町では創業者に対する支援として、創業時における日本政策金融公庫等からの融資に対する利子および信用保証料の補助を行っており、直近の平成30年度から令和4年度までの5年間の実績を申し上げますと、利子で25者33件に対して262万6,600円、保証料で9者13件に対して171万6,800円を補助しております。

さらに、平成21年度からは、幕別町商店街活性化店舗開店等支援事業として、中心市街地の商店街

の空洞化を抑制し、にぎわいのある商店街づくりを推進することを目的に、幕別地区、札内地区、忠類地区の中心市街地に指定区域を設定して、その区域内の空き店舗を賃借して出店する方に対して、改修に要する経費と建物等の賃借料の一部の補助を行っており、これまでの実績は18件に対して改修費として1,261万3,600円、賃借料として494万5,000円を補助しております。

また、十勝管内におきましては、平成26年6月に帯広市と帯広商工会議所が産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画を策定し、26年10月に本町と音更町、芽室町が、28年には管内15町村が同計画に加わり、現在十勝19市町村を一つの計画区域とした事業計画が、国からの認定を受けております。

本計画は、市町村が商工会や金融機関など民間の創業支援等事業者と連携して行う、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーの開催、起業家教育事業等の取組について記載した計画であり、これらの取組を特定創業支援等事業と位置付け、本支援を受けた創業者は、登録免許税の軽減措置や日本政策金融公庫の融資制度である新創業融資制度の自己資金要件の特例等の支援策が適用されることになり、本町ではこれまでに3件の創業者が本制度を活用しております。

次に、ニーズをどう把握しているのかについてであります。先ほど申し上げました、空き施設利用サポートセンターにおいて、空き施設の所有者や利用希望者からの相談等を通じて、利用可能な施設に関する情報や、補助金、融資など経済的な支援についての要望など、さまざまなニーズの把握をしております。

また、町と商工会、町内金融機関、観光物産協会で構成する、幕別町経済対策に関する意見交換会を定期的に開催しており、関係機関が連携して創業支援の在り方を含む地域経済の課題や対策について意見交換を行うほか、商工会や金融機関が顧客訪問の際に把握した創業者のニーズを共有しているところであります。

ご質問の2点目、「空き店舗対策事業について対象要件を拡充する考えは」についてであります。

本町においても、人口減少や少子高齢化の進行による後継者不在、量販店の出店やインターネットを介した通信販売の利用増加などさまざまな要因により、本町の商業を取り巻く状況は厳しく、シャッターを下ろす店舗も見られ、加えて、近年の物価高騰により資材費を含めて店舗などを改修する費用も増加しております。

このようなことから、これまで幕別町経済対策に関する意見交換会において、空き店舗対策事業の在り方について意見交換を行ってきたほか、先ほど申し上げました、空き施設利用サポートセンターにおいて、空き店舗の利用希望者からのニーズを把握しており、これらの意見を踏まえながら、事業の見直しについて検討を進めているところであります。

ご質問の3点目、「新たな事業への挑戦や、既存事業を継承する事業者に対して、今後の町のサポートは」についてであります。

現在、十勝管内においては、十勝管内19市町村や帯広商工会議所、管内18商工会、地域金融機関等で、とかち創業支援ネットワークを設立し、これから創業を考えている方や創業後間もない方を対象に、ワンストップでの相談体制を提供することで、地域での創業者を増やすことを目的に、十勝管内の各支援機関が一丸となって支援を行っているところであります。

町といたしましては、地域おこし協力隊による空き施設利用サポートセンターの取組を進めるとともに、創業を考えている方に対しては、町や国、道などの支援策について情報提供を行い、事業承継を考えている方から相談があった際には、専門の支援機関につなげるなどのサポートを行っているところであります。

今後におきましても、幕別町経済対策に関する意見交換会や令和4年2月に設置した、町と商工会、金融機関で構成する、幕別町事業承継推進検討会議において関係機関が連携し、創業や事業承継に対する支援策について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　言うまでもありませんが、水は暮らしだけでなく、命に関わる重要なインフラであり、安定的に確保することは最重要課題の一つだと考えています。幕別町の水道事業につきましては、まだ大きな問題は一見見えないような状況かもしませんが、水道管の老朽化に人口減少といった環境下で漏水が度重なる現状を考えますと、いずれ大きな事故につながるのではないかと懸念しております。

先般の臨時会で、10月7日に起きた糠内地区簡易水道での漏水に関わって、復旧工事の補正がありました。町は迅速に情報発信され、代替水を供給したり早期修繕に努めてこられたため、大きな混乱はなかったと理解しております。

漏水事故の件数をお聞きしました。若干増加傾向ではないかと思います。これらについては、漏水の可能性を事前に把握することは難しかったのでしょうか、お聞きします。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　漏水の原因を事前に把握できなかつたのかという可能性ですが、先ほどの町長答弁の中で、3年間の実績をお話しさせていただきました。25件ありました。そのうち、工事等による、いわゆる人為的な要因による漏水が10件ございました。そのほか、老朽や土質による影響というものが15件ということで、人為的なものにつきましては、建設工事で水道管を切ってしまった、切断してしまったということだとか、畑作業の中で、水道管を誤って切ってしまったということが10件あったほか、老朽化につきましては管が腐食していた、ですとか、そういうものもあるのですけれども、外発的なもの、内発的なものというものは、なかなか事前に知るということは、ちょっと厳しいかなと思っておりますので、現状におきましては、対症療法的な対応をさせていただいているところであります。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　ご答弁いただきましたが、やはり事前に見極めるということは、すごく難しいことだと認識しています。そこで、上水道、簡易水道の有収率についてですが、令和2年度決算で、それぞれ約86パーセントであり、類似団体平均を上回っています。有収率は100パーセントに近づくほど漏水が少ないということになりますので、漏水調査などによって修繕に努められていることと理解しております。

この漏水調査というのは、どのぐらいの期間、頻度でエリアをどういうふうに分けて行っているのでしょうか。また、水道管の材質や設置年数に応じて、優先度をつけた点検、劣化診断をしているのかどうか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　漏水調査の件でございますが、毎年実施しております。令和2年から申し上げますと、令和2年度は幕別市街地を、それから令和3年度、4年度については札内市街地、それから令和4年度は札内市街地に加えて、上水道の少しえリアを広げた範囲ということで調査をしております。

その中で、主に漏水箇所が発見できるのは、やはり配水管から分岐した給水管、家庭内に送られるような給水管の漏水事故がほとんどでございまして、実績としましては、令和2年度が6か所見つかって、令和3年度9か所、令和4年度も同じく9か所を発見することができている状況でございます。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　材質とかに応じた検査ということに関しては、お答えいただかなかつたのですけれども、後で触れます。

ある町では、漏水していることは分かったのですけれども、図面がきちんと整備されていなかつたため、場所の特定に時間がかかったということをお伺いました。確認のためにお聞きしますが、上水道、簡易水道それぞれ、水道管などの施設台帳の更新整備状況をお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　水道の台帳の整備でございますが、毎年その年度年度に工事をやって、更新

した部分については、年度末に随時更新しているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　ということは、簡易水道においてもそうなのですね。

（はいの声あり）

○4番（内山美穂子）　台帳は、本当に適切な維持管理や更新を行う上で、非常に重要なものと認識しています。

2番目の質問に行かせてもらいます。

これも、先般の本会議で、水道管の法定耐用年数は一律に40年とのことでしたが、40年を超えた割合と更新率、更新をあまりされていないのかもしれませんけれども、更新率を伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　水道管の劣化状況ということでございまして、減価償却資産の耐用年数40年で申し上げますと、令和4年度末で、上水道事業における水道管の総延長35万3,894メートルのうち、そのうち法定耐用年数の40年を超えているものについては、7万7,517メートルとなっておりまして、総延長に占める割合は21.9パーセントということになっております。

また、簡易水道事業における水道管の総延長が21万1,788メートル、そのうち法定耐用年数の40年を超えるものについては11万4,641メートルとなっており、総延長に占める割合は54.1パーセントとなっております。

更新率につきましては、それぞれ例えば令和4年度で水道管の施設外工事を行った総延長につきましては、上水道604.83メートル、簡易水道が3,624.16メートル、合計しますと4,228.99メートルとなりまして、それぞの総延長に占める割合は0.75パーセントということになっております。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　今、老朽化率、法定耐用年数に対してのパーセンテージをお答えいただきましたが、法定耐用年数より実際は実年数といいまして年数が延びることは否定しませんが、これを考えたとしても、厳しい状況であることに変わりないと思います。

糠内簡易水道の漏水事故は、36年たった塩ビ管の老朽化が原因とのことを先般の本会議で伺いました。これは法定耐用年数の40年もたっていないわけであります。

令和2年度決算の経営比較分析表によりますと、管路の更新率は、上水道、簡易水道とともに0.29パーセントと記載されています。厚労省がまとめた令和2年度の全国平均が0.69パーセントとなっております。単純計算をして、更新に300年以上かかることになります。道路改良などに合わせて更新するということでありましても、全然追いつかないのではないかと思います。

更新ペースを上げることが喫緊の課題ですが、そのためには経営体の体力があるかどうかということが、一番の問題になります。具体的な投資・財政計画などを柱とした2021年からの10年計画、水道事業経営戦略、これを見ますと、幕別札内線外需要管路配水管布設替という項目があります。ここには、数量的なものの記載はありませんが、建設改良費が毎年2億円ほど水道事業として計上されているので、一定の事業量を前提に試算されているものだと思います。

更新を、どのように進めていくかという計画を持っているのかどうか、お聞きします。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　水道管の更新計画についてでございますが、先ほど町長答弁にもございましたように、現在、具体的な更新の年次計画は持ち合わせておりません。

先ほど、法定耐用年数が40年ということに対しての老朽度をお示ししましたけれども、これは減価償却資産の耐用年数で試算しております。国では、法定耐用年数ではなく、実使用に基づく更新基準の設定例というものを示しております。この中では、法定耐用年数の1.5倍から2倍、60年から80年を更新基準として、更新計画を策定する例を示しているところであります。これらを踏まえて、今、町が策定しておりますアセットマネジメントにおきましても、こういう考え方を踏まえて、過度

な財政負担にならないように、財政収支を見ながら更新計画を進めていきたいというふうに考えていくところであります。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　今のご答弁にありました国の実使用年数に応じて延長するという例が示されている1.5倍とか、そういう形のお話があったのですけれども、これはあくまでも現状を調べた上で、一律に延ばすということではなくて、やっぱり調査をして、そしてそういう状況がどうなっているかということを踏まえていた上での延長になると思います。今後も減収と維持費の増加が見込まれます。更新計画については、まだこれからということで、将来の水道使用量を予測しながら考えていかなければならぬと思います。

ここで伺いますが、1日の受水可能量と給水人口はどのように推移していくのか、将来的な見通しをざっくりでもいいので、お答え願います。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　これから推移ということでございますが、これも人口減少の観点ですとか、先ほど来、答弁でも申し上げていますように、節水機器の関係ということもございまして、今、それらを考えながら、今アセットマネジメントを、今現在策定中ですので、その後、計画が策定できた後に、町の考え方をお示しできるのではないかというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　水量の推移というのは、町の計画の中に出でていたので、お聞きしたのですけれども、平成27年2月に策定した「水道事業ビジョン」で、そういうことがグラフとして表れています。そういうことで行きますと、過去の人口規模に合わせて整備したものにつきましては、水道管の口径を小さくしたり、水道網を縮小したりするダウンサイ징を検討する時期に来ていると思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　管径のダウンサイ징、いずれにしましても、それらを整備するにしても、多額の費用が予想されます。ですので、今、管径を一律に細くするというのも一つの案かもしれません、布設替えをするときには、当然ながらそういうことも考慮するということにはなろうかと思いますが、今、現状におきましては、老朽化している、使用年数が長くなっているものを優先的に布設替え、その際には、必要な口径等は当然考えておりますが、将来も見越した水量の減少を見込んだ配管というものも、場合によっては検討をすることも可能かと考えております。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　簡易水道についてですが、令和2年度決算の経営比較分析表には、簡易水道の収益的収支比率が約4割、類似団体平均の半分くらいでの推移になっております。さらに、令和4年度決算では、一般会計からの繰出金が2億円以上投入されていまして、その前からもそうなのですが、一般会計の支援ありきの大変厳しい状況になっていると指摘したいと思います。

そこでお伺いしますが、一般会計から簡易水道への繰出金は、総務省の通知の繰出し基準に基づくものとして負担しているものだと思いますが、それ以外のものも含まれているのであれば、お答え願います。

また、この簡易水道の経営について、町長の認識を改めて伺います。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　繰出基準の関係でございますが、簡易水道事業の一般会計から繰り入れている金額については、繰入基準外のものもございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　厳しいご指摘をいただいておりますけれども、ただ、やはり簡易水道は町内に五つあるわけです。つまり分散している。人口密度が低いですから、管路延長も当然長くなるわ

けで、ここは、ではやめるのかということにはならないわけですから、そこは一般会計の繰り出しも含めて、しっかりと安心安全な水を供給するということを第一に、そういう中で、いかに財政健全化を図っていくのかということが大切だろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　簡易水道においては、農業用水とかそういった経済的なこともありますので、食糧基地としての役割もありますので、経営効率のみで判断することはできないと思っています。

このような厳しい状況があつて、国から公共企業会計への移行を要請されたわけですが、先ほど来、お話をありますように、アセットマネジメントもこれに伴つたものだと思っております。こうした取組を通して、更新事業、財政収支の見通しが明らかにされていくものと期待しています。アセットマネジメントは、中長期的な計画的な資金管理であり、分かりやすくいうと、点検をしっかりと行って、水道の状況を踏まえた上で更新時期を設定していくことだと思います。また、施設の重要度や優先度を踏まえ、法定耐用年数より延長した更新基準の設定例、先ほども話になりましたが、これは今のところは聞いても、多分答えられない質問ではないかと思うのです。あくまでも点検や劣化診断などの調査を行つた上での判断になります。

このアセットマネジメントについては、いつ策定されるのか、この内容が令和6年度予算に反映されようとしているのかを伺います。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　アセットマネジメント計画につきましては、現在策定中でございまして、今年度末を目途にまとまるかと考えております。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　適切なアセットマネジメントを策定して、更新計画につなげていただきたいと思います。

3番目の質問に行きます。

老朽化対策と併せて重要なことが耐震化です。水道ビジョンには、平成24年に配水管路耐震化計画を策定し、耐震性貯水槽の整備や、重要施設管路の耐震率を高め、施設や管路の耐震化率を上げることを目標としているとの記載がありまして、先ほどのご答弁でもそういうふうにお話しされていました。

そこで、お伺いしますが、この配水管路耐震化計画についてもう少し詳しくお聞きしたいのですけれども。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　配水管路耐震化計画についてでございますが、町長答弁にもございましたように、まず管路の重要性、市街地におきましては、給水拠点になる耐震性貯水槽ですとか避難所、指定避難所のところに行く配水管を、まず第1次重要管路という位置付けにしまして、そのほか、それを補完するようにループするような形で配水管になっているところは、その次の第2次重要管路、その他を一般というふうに位置付けて、それぞれ地震を想定して、配水管の損害状況を推測するといったことから、それぞれどのように管路を更新していったらいいのかという順位付けをしているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　分かりました。

現在の管路の耐震化率についてお伺いします。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　これは、あくまでも先ほどの計画は、上水道事業における計画でございまして、その計画の中では、耐震化が必要な管路ということで、40年以上経過しているもので第1次重要管路、第2次重要管路、一般管路と、合計いたしますと必要な管路が3万6,103メートルでございます。

重要管路の耐震化率、いわゆる更新実績になりますけれども、3年間でいきましたら、1次の管路が430.95メートルで耐震化率16.94パーセント、2次の実績はございませんで、一般につきましては、2,112.58メートル、耐震化率が83.06パーセントの更新を実施しているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　令和2年度、水道事業における耐震化率の全国平均ですが、管路が40.7パーセント、施設が38パーセント、配水池は60.8パーセントになっています。しっかりと進めていただきたいと思います。

また、災害時の水源として、耐震性貯水槽が設置されていますが、機械メンテナンス、定期的な訓練は実施されているのか、伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　耐震性貯水槽のメンテナンスの関係でございますが、点検につきましては、町内の管工事業者で組織する水工会というところで、春に年1回でございますが、町内4か所ある耐震性貯水槽の点検をしていただいております。そのほかに、水道施設の管理を委託している業者によって、年2回、同様に点検をしているところでございます。

それから、訓練につきましては、災害時に発生した場合には、同じく水工会の方々によって、それぞれ場所を班割りしておりますと、そちらのほうに災害があったときに向かっていただいて、給水栓などの機器のセットをするということになっておりますので、特段、訓練というものは実施してございません。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　引き続き、強化していただきたいと思います。

4番目の質問に行きます。

これまでの質疑でも明らかになってきたと思いますが、水道事業をめぐる経営環境は厳しさを増していくと思われます。単純に経営を維持しようとする取組では、将来にわたるサービスを、持続的に確保することが困難になるといった懸念があります。

先ほどダウンサイジングについてお話をしましたが、水道分野においても、技術は急速に進化しています。経営を合理化するために、新しい技術を導入することも、これから求められます。例えば水道情報活用システムや、AIを活用した劣化診断です。この劣化診断では、水道管を掘り起こさなくとも、衛星画像データやAIなどで漏水の確率を把握できることから、既に多くの自治体が活用しています。

愛知県豊田市は、統合した旧簡易水道の管路整備の優先順位が決まっていないということもありますし、全体として優先順位を見直す必要性が出てきて、簡易水道においては、過去の経緯を熟知した職員が退職したため、十分な精査を行うことが難しい状況だったということで、こうしたことを踏まえ、劣化予測診断ツールが必要との判断に至ったといいます。今後もAI診断を活用して、適切なタイミングで、管の更新ができる計画を策定したいとしています。道内では、札幌市と上ノ国町などが採用し、一定の効果が得られていると伺っています。

ここではじめに触れましたが、漏水調査の年間予算額は、すぐに分かりますか。

○議長（寺林俊幸）　水道課長。

○水道課長（河村伸二）　漏水調査の年間の予算ですが、令和2年から申し上げますと、令和2年度が566万5,000円、令和3年度が775万5,000円、令和4年度が1,116万5,000円となっています。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○4番（内山美穂子）　この漏水調査は、設置箇所を実際に回って、音やなんかで判断するため、町内全域を回るには、時間的にも物理的にも困難だと思います。AI診断では、本当にごく100メートルの範囲まで絞り込めるということで、経費の節減にもなると考えています。

十勝管内では、中札内村が衛星画像データとAIを活用した漏水検知システムを、本年度の新規事業として導入しました。これまでなら見つけられなかった箇所を特定できて、修繕に至ったといいます。

寿命は過ぎても使える水道管と、寿命が先でも更新しなければならない水道管を見極めることが重要なと思います。こうした技術によって、優先順位を誤らずに、メンテナンスコストを削減しつつ、漏水事故を最小限にするといった経営の合理化につながるのではないかと思います。人手も財源も確保しづらいことは重々承知していますが、更新計画を立てる上で、効果的な劣化診断を行う必要があると考えます。

ご答弁では、このような新しい技術については、研究してまいりますという返事だったのですけれども、水道事業などの公営企業には、ライフラインを維持して住民の生活を守るという公共性と、経営の持続性確保の両面があります。特に今後は災害対策や環境対策など、部署を横断した連携もより図っていく必要があると思いますし、財源の確保など、より経営面の困難性も増してくると考えます。こうした状況の中で、幅広い住民の関心と、参加機会の確保は非常に大切だと思います。ここで例は申し上げられませんけれども、今、蛇口をひねれば、当たり前に安全な水が出てきます。わずか40年、50年前は手押しポンプで井戸水を使っている地域や、渇水に悩まされている地域も多くありました。今の便利さの背景には、多くの先人達の力や努力や技術があることを忘れてはならないと思います。簡易水道の、公共企業会計への移行を控えるこの時期に、議員として関心を持っていかなければと考えて、今回質問をさせていただきました。町も積極的に情報提供をしていただき、次の世代のために、安心して暮らせる幕別町の未来をつくっていく大切な機会にしていかなければと考えています。

このような新しい技術、住民参加の機会を設けることなどを含め、しっかりした経営が行われることを強く要望します。最後にご答弁をいただければ。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 水道事業の一番の悩みというのは、管路の状況が掘り返さないと分からない、現状においてはそういう状況なので、どこまで傷んでいるのか、いつ更新したらいいのかというのは、非常に分からぬわけあります。それを、AIを活用して効果的、効率的に行うということは、非常に革新的なことであると思いますので、アセットマネジメントで財産管理、財産を押さえる。そして、その財産がどういう状況にあるかといったものをしっかりと調査した上で、それより更新化計画あるいは耐震化計画に結びつけていかなくてはならないと思っておりますので、大いにAI等の先端技術を活用してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○4番（内山美穂子） ぜひ活用していただきたいと思います。これからは、主流になってくると思いますので。

二つ目の質問に関しましては、もう再質問する時間がなかったのですけれども、今、本町地区においても町を再生したい、まちづくりに関わりたいという意識の高い方たちが、仕事や居住地の垣根を越えてつながってきております。ぜひ、活気にあふれて魅力ある町にするプレーヤーが増えるよう、幕別町で起業しやすい環境を整えていただくことを求めて、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11：03 休憩

11：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○16番（谷口和弥） 通告に従い、質問をさせていただきます。

コミュニティ活動の推進をより図れる近隣センターに。

1、幕別町では「幕別町近隣センター条例」に基づき、町内各所に46か所の近隣センターを設置し

ています。また、同条例第1条で「幕別町におけるコミュニティ活動の推進を図ることを目的として近隣センターを設置する」と定めています。

近隣センターの管理運営は「幕別町近隣センター管理規則」の第2条で、「町長は、近隣センターの効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、当該センターを利用する地域住民で組織する運営委員会に管理運営に関する次の事項を委任することができる。」と定め、①センター管理人の設置に関する事項、②センター使用の承認に関する事項など10項目の委任事項を定めています。今日現在、全ての近隣センターにおいて運営委員会が組織されていると聞いています。

については、以下の点を伺います。

(1) 「幕別町近隣センター運営交付金交付要綱」によると、各運営委員会への交付基準を「均等割」「戸数割」「利用回数割」の3基準で交付金額を定めています。今年度から交付金額の変更がなされていますが、どのような考え方や経過で変更に至ったのでしょうか。

(2) 「近隣センター運営委員長・管理人合同会議」の配布資料にある「近隣センター管理費用に係る負担区分一覧」によると、「町で負担するもの」と「運営委員会で負担していただくもの」をある程度具体的に区分しています。これはどのような考え方や経過に基づいて区別しているのでしょうか。

(3) 近隣センターにエアコンを設置し、近隣センターを夏場においても地域住民に利用しやすいものとすべきと考えるが、どうでしょうか。

(4) 「第6期幕別町総合計画」の「3か年実施計画（令和5年度～令和7年度）」によると、令和5年度には昭和53年に建築された「中当近隣センター」、令和6年度には昭和62年に建築された「相川西近隣センター」、令和7年度には平成3年に建築された「相川北近隣センター」の改修工事が実施される計画が示されています。このほかにも老朽化した近隣センターが多々あると思われますが、改修や建て替えの計画はどのように検討されているのでしょうか。

二つ目になります。

札内地域に町営ドッグランの新設を。

近年、十勝管内でドッグランが各地に設置されています。最近では道の駅おとふけの北側にある「なつぞら公園」には、10月に大型のドッグランがオープンし、多くの愛犬家でにぎわっているとの報道がされています。

幕別町においては、平成30年8月、ナウマン公園にドッグラン「わんぱーく」がオープンしました。「広報まくべつ」では「開園初日には、100人以上の飼い主が訪れ、約70頭の愛犬が約80平方メートルの園内を伸び伸びと走り回る姿が見られた」とドッグラン「わんぱーく」がにぎわっている様子を紹介しています。

最近、本町地域や札内市街地郊外で民間のドッグランが設置されてきていますが、札内地域の愛犬家から公設のドッグランの新設を望む声が上がっています。ドッグランには飼い犬にとって、①犬同士の社会化の勉強の場、②ストレス発散、③運動不足解消、④愛犬の喜ぶ姿が見られるなどのメリットがあると言われています。

については以下の点を伺います。

(1) 幕別町内の飼い犬の頭数は。

(2) 札内地域に町営ドッグランの新設を検討すべきと考えますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「コミュニティ活動の推進をより図れる近隣センターに」についてあります。

町では、「幕別町近隣センター条例」に基づき、地域におけるコミュニティ活動の推進を図ることを目的として、町内各所に46の近隣センターを設置しており、町内会を中心に地域の防災、防犯や交通安全のほか、高齢者や子ども等の活動、お祭りやイベントなど、さまざまな団体や個人に幅広く利

用される地域に根差した活動拠点として重要な役割を担っております。

ご質問の 1 点目、「今年度から近隣センター運営交付金の変更がなされているが、どのような考え方や経過で変更に至ったのか」についてであります。

近隣センターは、町が建物の維持管理や修繕などを行う一方で、地域住民にとって簡便に利用ができる、利用の促進が図られるよう、管理人の設置や使用の承認、使用料の徴収など、主に運営面に関する事項を運営委員会に委任しております。

委任に当たりましては、「幕別町近隣センター運営交付金交付要綱」の交付基準に定める均等割、戸数割、利用回数割およびべき地保育所などを併設する場合の特例加算に基づき算出した運営交付金を交付しております。

近隣センターを含む公の施設については、令和 4 年 10 月から、公の施設の使用料に係る受益者負担の原則の徹底および減免基準の見直しを行ったことに伴い、特に一般団体等の利用の多い近隣センターにおいては、使用料の計算や徴収など、管理人の業務負担が増加する見込みとなったところであります。

のことから、交付基準における利用回数割の最多区分を 150 回以上から 500 回以上とし、区分ごとの交付金額を増額するとともに、戸数割の最多区分を 300 戸以上から 500 戸以上に引上げ、戸数の多い近隣センターへの配分を増額するなど、運営委員会において安定的に管理運営が行えるよう、運営交付金の交付基準を見直したところであります。

ご質問の 2 点目、「近隣センター管理費用に係る負担区分はどのような考え方や経過に基づいて区別しているのか」についてであります。

近隣センターは、昭和 48 年、住民活動の活性化を促すための活動の拠点となる施設として、既設の千住生活館など 5 か所に加え、旭町や宝町、あかしや西など 8 か所を新設し、その後、計画的に町内各地域に配置してきたところであり、管理運営に際しましては、地域住民の自主的・自立的な活動を尊重し、さらにはこれを一層促進するため、それぞれの公区において行っていただくこととしたものであります。

管理費用に係る町と地域の負担区分につきましては、前段申し上げた基本的な考え方に基づき、毎年「近隣センター運営委員長・管理人合同会議」において説明させていただいております。

具体的には、建物、駐車場などの修繕、光熱水費、施設運営に欠かすことのできない会議用テーブル・椅子などの備品購入費および施設に附帯する暖房器具、給湯器などの設備・備品に係る管理費用は町が負担することとし、備品であっても施設の利用上、必要性が比較的低いテレビや冷蔵庫、トイレットペーパー、蛍光管などの消耗品については運営委員会の負担しております。

ご質問の 3 点目、「近隣センターにエアコンを設置し、夏場においても地域住民に利用しやすいものとすべきと考えるがどうか」についてであります。

北海道におけるエアコンの設置状況は、国が公表している直近の令和 3 年度家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査によりますと、全国平均の 93 パーセントに対して 35 パーセントと極めて低い結果となっております。

しかしながら、近年の気候変動の影響から、特にこの夏は全国的に記録的な猛暑となり、十勝においても、気温が 30 度を超える日が 10 日間連続するなど、7 月から 8 月にかけては厳しい暑さとなつたところであります。

このような状況を背景として、町では、公共施設のうち気温の上昇する時間帯に、長時間にわたり利用者が滞在する小中学校や保育所、学童保育所などの施設にエアコンを設置し、健康面に配慮した環境を整えたところであります。

一方、コミュニティセンターや近隣センターなど、利用者自らが利用時間帯を選択できる公共施設については、常時高温下で過ごさざるを得ない保育所や小中学校と比較して、エアコンの依存度に差異があり、さらには一般住宅への普及率が半数にも満たない水準にあることなどから、現在のところエアコンを設置する考えには至っておりません。

ご質問の4点目、「老朽化した近隣センターの改修や建て替えの計画はどのように検討されているか」についてであります。

幕別町公共施設等総合管理計画において集会施設は、構造補強等により長寿命化を図りながら将来の人口動向や地域の実情を踏まえ、地域住民との合意形成の下、集約化・複合化による施設規模の適正化に努めることとしており、これまで町内に46か所ある近隣センターのうち建築年の古い22か所の近隣センターにおいて、建て替えや長寿命化、バリアフリー化などの改修を行っております。

現時点において、建築から30年を経過している未改修の施設が9か所あり、これらの整備優先度が高くなるものと考えられますが、整備に当たっては、築後年数を基準としつつ、施設の劣化度や利用頻度、地域バランスなどを総合的に勘案して集約化・複合化を含め、地域と協議しながら計画的に整備を進めてまいります。

次に、「札内地域に町営ドッグランの新設を」についてであります。

ドッグランは、柵で囲われた芝生広場やグラウンドなどで、飼い犬のリードを外して犬を自由に運動させることができる犬専用のプレイグラウンドとして、1990年にニューヨーク州マンハッタンの公園で整備されたものが始まりと言われており、犬のストレス発散や飼い主の情報交換の場であるとともに、ルールやマナーを学ぶ場でもあることから、正しい飼い方の普及や啓発などの効果が期待されております。

一方で、公園内に設置した場合は、一般利用者の公園利用が制限されるほか、ドッグラン利用に伴う喧騒や臭気等の発生など近隣住民への影響も懸念されています。

ご質問の1点目、「幕別町内の飼い犬の頭数は」についてであります。

犬の所有者は、狂犬病予防法第4条により、犬を取得した日から30日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならないとされており、本町の12月1日時点の畜犬登録頭数は、幕別地域で1,517頭、忠類地域で115頭の合計1,632頭となっております。

ご質問の2点目、「札内地域に町営ドッグランの新設を検討すべきと考えるがどうか」についてであります。

十勝管内には休止中のものを含め7か所の公設のドッグランが道の駅周辺や郊外の公園などに設置されております。

このうち、ナウマン公園のドッグランにつきましては、従前から忠類地域で公園内へのペットの立ち入りが禁止されていたため、町民をはじめ、キャンプ場や道の駅などの利用者からドッグラン設置の要望が多数あり、平成30年8月に忠類地域の観光振興と交流人口の増加を目的として設置したものであります。

合併前の旧幕別町におきましては、リードにつないだ状態であれば公園内へのペットの立ち入りを許可しており、飼い主がマナーを守ることで、制限なく公園内を利用できることから、飼い主からの要望も少なく、現在までドッグランを設置しておりません。

近年は、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や少子高齢化から、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加する一方で、マナーを守らない飼い主による公園内での放し飼いや、ふんの放置など犬をめぐるトラブルが発生していることから、ドッグランの設置が一般利用者とのすみ分けや衛生面の確保という面において、メリットとなることは認識しております。

しかしながら、ドッグランの設置につきましては、一定規模の面積を必要とすることから、総合公園等の大きな公園の一部を犬の所有者が占用することになるため、公園で幼児と遊ぶ保護者、散歩や軽スポーツで公園を利用する方々などの意向をはじめ、犬の所有者のニーズを把握するとともに、近隣住民の方々にもドッグラン設置に伴う居住環境への影響等を確認する必要があると考えております。

このことから、利用する方や周辺に居住する方、そして犬の所有者など全ての方々に気持ちよく公園を利用していただくことを基本として、ドッグランの設置の可否については、この1年をかけてしっかりと検討してまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

一つ目、近隣センターに関わっての質問であります。

今年9月の決算特別委員会の中で、近隣センターに関わって扇風機をつけてほしいという意見が出されました。住民の要求があつての声だったわけだけれども、このことを私は本質的に近隣センターの地域住民が使いやすくする、そういう施設であるのだということの考え方の中から、本質的な議論をちゃんとしていかないとならないな。住民の声だからそれを横流しに、というふうにはならないな、そういう思いの中でこの質問をさせていただいているところであります。

まずは、運営交付金のことでありますけれども、増額になったこと、それは評価したいと思います。というのは、この金額、今までの金額の中で、例えば私の関わっている近隣センターの中で言うと、四つの町内会と、その中では一つの町内会はちょっと小さいですけれども、残りの三つの町内会で均等に負担を出し合いながら運営を賄ってきた。運営交付金そのものだけでは、管理人さんの謝礼とそれから除雪費、それもあり十分でない管理人さんへの謝礼、それから除雪費も縁故関係の中で何とかこれでやってくれと、そういう中でやっていた、それで全てだったのですから、それが戸数が多いこと、それから利用回数が多いこと、その中の上限が上がる中で増えたこと、これはとってもありがたいことだというふうに喜びの声が上がっているというふうにお話しさせていただきたいというふうに思います。

ここで一つ確認だけさせていただきますけれども、今回のこの改正の中で、46の運営委員会の中でどれぐらいの運営委員会が、運営交付金がアップしたことになっていくのでしょうか。いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） 今回、運営交付金の基準の見直しによって増額となった運営委員会につきましては、23か所となっております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） ちょうど半分ということですね。分かりました。

私の関わっている町内会で言えば、これまで独自に町内会から拠出していたお金が、もっと少額になつてもやれることになったわけで、もしかしたら運営交付金の中でやれるかな、そんな声も出ていて、とても喜ばれている。繰り返しだけれども、そのことを報告したいと思います。

二つ目、近隣センターの管理費用に関わる負担区分のことでありますけれども、運営委員長や管理人の合同会議の中で報告はされているということの答弁でありましたけれども、ちょっと私にとっては合点のいかないものも幾つかあって、質問させていただきたいと思います。

四つの分けがあつて、運営委員会で負担するものには四つの項目があつて、一つは町で負担する以外の備品（施設運営に必要不可欠でないもの）ということになって、テレビほか、幾つかのものがあるわけですけれども、施設運営に必要不可欠かとなってくると、私はもう少し町で負担する以外のものの中に、施設の運営に必要不可欠なものというのがあるのではないかと思うのです。例えばテレビ、冷蔵庫、掃除機、それから食事するのであれば電子レンジも必要だし、ホワイトボードや卓球台、音響設備はいいにしろ、掃除はするから掃除用品は必要だし、除雪用具や座布団なんかも、これも施設の運営に必要不可欠なものの中にあるのではないのかなと思うのだけれども、この辺の議論は、報告はしているということでしたけれども、会議の中ではそれで通っているということだったけれども、ちゃんと運営委員長やそれから管理人との打合せの中で、これではどうだろうということになつて、納得して決めているものなのでしょうか。どうなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） 運営交付金の算定の中身について、毎年、運営委員長、それから管理人合同会議の場で、この内容については説明をさせていただいておりまして、この算定の中については、い

いろいろなご意見をいただきしております、除雪費用のことありますとか、あとは修繕費のことありますとか、こういったものを買ったらどうかというような、そういったさまざまご意見をいただいております。

今回、均等割の部分の中で、均等割、各運営委員会に4万円ということで一律交付しておりますけれども、この考え方といたしましては、施設の消耗品に係るものとして約1万3,000円、それから除雪等の管理に係る部分として2万5,000円ということで、これが固定経費というようなことで、4万円を交付しております。そのほか戸数割、先ほど議員がおっしゃった戸数割ですか、あとは利用回数割によって基準を設けておりますけれども、先ほどの少額の備品等の関係に関しましては、この説明会の中で、1万円以内の少額備品については、運営委員会のほうで交付している経費の中で購入していただくという趣旨をご説明しているところであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） それで、運営委員長・管理人合同会議の中で納得しているのならば、それはあまり問題視すべきことでなくなってくるのかもしれないのだけれども、会議の雰囲気を察するに、町から言われたこと、それを受入れるという立場になっていないかな。けんけんがくがくとは言わないけれども、ちゃんとした議論の中で、それがよしとされているのかどうなのか、その辺はちょっと疑問に思うので、これからまた私も一つの近隣センターの管理運営に関わる立場ですから、その辺の議論はさせていただきたいなと思います。

蛍光灯も消耗品、運営委員会で負担するものということでありました。今、直管蛍光灯は2030年までに使えなくなると、そのことが国際的に決まっているところです。もう大手のメーカーでは生産中止に入っている。このことは、変えていくということはとても地球温暖化にとって重要なことなのだけれども、だからそれはしていかねばならない、当然そののですけれども、直管蛍光灯に対して、やっぱりLEDの蛍光灯というのは値段が高い。見ると倍ぐらいするようなことになってきます。これから近隣センターの蛍光灯が切れたとなったときには、LEDのものを使っていく、そういうことになっていくのだろうと思うのだけれども、その辺に対する配慮はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田治） 近隣センターの蛍光灯の件でございます。

今、ゼロカーボンのほう進めておりまして、各公共施設につきましては、順次LEDのほうに交換していくので、近隣センターの照明器具につきましても、これは町のほうで回収、交換する予定となっております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） そうしたら、今、直管蛍光灯は近隣センター運営委員会のほうで持つことになっているけれども、これからは違ってくると、そういう理解でよろしかったですね。分かりました。

それでは、3番目のほうに行きたいと思います。エアコンのことです。

答弁の中では、全国平均よりもずっと少ないと。令和3年での国の表の中で、全国平均の93パーセントに対して35パーセントだということがありました。令和3年度ということの数字が気になります。もうこの4年、5年、猛暑が続く中では、当然ニュース等で流れるメーカーや家電店がフル稼働でつけて回っているのだということなどを聞けば、こんな35なんていう数字ではなくて、もっともっと増えていて、その辺の状況は変わっていて、そして答弁の中では半数ということが一つの指標になっていました。もうこのことは、特にクリアしているものではないかなというふうに思うのです。昔を思い出せば、昔というのは私の若い頃を思い出せば、自家用車の話ですけれども、北海道は夏が短いからエアコンなんか要らないのだと、夏場窓を開けて、そして走らせたものです。本当は欲しかった。汗をがーとかきながら乗っていた。そういう時代からもう何十年もたって、エアコンがあるのが普通の時代になって、これはもう特別な電化製品だという感覚ではもうなくなっていると思うのですよ。今はつけるつもりがないということだったけれども、もう少し前向きな答えがいただきたいの

だけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、時代の移り変わりとともに、いわゆる町民の感覚というものを、今やもう必需品だというものまで排除するつもりはありません。ただ、確かに今年の夏は非常に暑かったわけで、だからといってこれが 50 を超えるところは分かりません。そこは私も分かりません。ただ、これ直近の数字なですから、これを例にしてお答えをしたわけなのでありますけれども、当たり前のものについてまでを、それ対象としないということは考えているつもりは毛頭ありません。ですから、不必要だと言っているわけではなくて、必要な度合いとして、まだ町民生活からいうと、そこまで達しているのかな、必需品まで達しているのかな。これは先ほどの備品についても同じだと思うのです。時代の移り変わりとともに、必要のあるもの、必要性の高まるものって当然ありますから、そこは時代背景というか、今の経済状況であって、家庭生活を見ながら整備をしていくべきであろうと思っています。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16 番（谷口和弥） 今の町長の答弁には共感が持てるものではあるのだけれども、違いは、もう既に設置していていいものでないかというところと、まだ早いのではないかというところの違いがある。その辺の議論は、ずっとこれからもややしばらく続きそうな答弁だなというふうに思います。小学校や保育所、学童児童所など、長時間にわたり利用者が滞在する施設にはもうつけたのだよということについては、評価させていただきたいと思います。

一方で、利用時間帯を選択できる公共施設、今回の住民センターもそのだけれども、資料見ますと住民センターも利用の度合いというのは、その施設によって全く違うものでありますよね。一番少ないところでは、対象人数が 20 人にも満たなくて、年間 2 回しか使っていないという近隣センターもあるし、それから 1,485 世帯が対象になっていて、年間 442 回の利用、これは新北町の近隣センターですけれども、そんなところまである。こうなってくると、時間が選べるか、使える時間に何かが入っていて、この時間にしなければ駄目だったということは当然あるわけで、私はこの言い方では切れないものがあるというふうにあると思うのです。まず第一には、近隣センターの中でも、福祉避難所に指定されている近隣センターがある。これは、もう直ちにつけることを検討していかないとならないものでないかなというふうに思うのですよ。避難所の中で、不十分な対処しかできないということの中で、福祉避難所は設置しないわけだ。それは近隣センターも含まれるわけだ。その中で、さらにそこでも十分でなければ、協定を結んでいる老人福祉施設や老人保健施設にあるわけだけれども、今、以前も、私担当者に聞いたことがあるのだけれども、その協定というのは受け入れる数を受け入れればいいということになっていると。ゼロもそれも答えとしてあるのだということを聞いている。今、介護施設状況はコロナのこともあるし、それから介護職員の人数のこともあって、それから定員数のこともあって、これは当てにできない中身であります。だから、最終的に福祉避難所の中で対処するようなことというのはできてくるのだと、あってしまうのだというふうに思うのです。

だから、繰り返しになりますけれども、福祉避難所に指定している近隣センターについては、もう直ちに検討すべきだし、それからこういう人数が多くて、利用回数が多くて自由に時間選択ができる、そういう近隣センターについては、やはりそれなりの配慮をしてやることが町民の利用がさらに深まる、さらに町民の健康に対する配慮をちゃんとしているのだということの町の評価も高まる、こんなことになっていくと思うのだけれども、どうでしょう。優先順位をつけて、近隣センターに、今は全くノーですから、そういうふうな考え方へ変わっていくことはありませんか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと説明が足りなかつたかもしれませんけれども、近隣センターという切り口でいけば、それは全部平等ですが、今言ったような位置付けが異なる場合がありまして、それによっては重要度って当然変わってきますので、これは公共施設がさまざまある中で、やはり重要度を決めながら必要に応じてといいますか、順次とはなかなか言えないものですから、必要度合いに応じて

整備をしていかなければならない、そういう気持ちは持っています。ただ、あとは財務の問題もありますので、そこは財源と兼ね合わせながら検討してまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 財源のところが問題になってくるということでありましたけれども、そうしたらこういうことはどうでしょう。運営委員会のほうで独自の拠出をし合って、財源を作つて、エアコンを自分の担当するところの近隣センターにつけようという議論がされたということになったときに、その申請を町はどのようにされますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、近隣センターの経費の負担割合に関わってくるのですけれども、その近隣センターごとに使用頻度ってかなり違っているわけであります。住民活動の度合いが違っているわけで、仮にぜひ地域住民、四つの町内会で負担をするから、これをつけさせてくれ、あるいは冷蔵庫を買わせてくれとかということは、十分考えられるなということは私も想定をしております。その場合に、例えば協働まちづくりの中で支援するということも、一つ方法としてはあるのかなというようなことも考えておりますので、そこはちょっと時間をいただきたいな。どういう方法がいいのか、そこは町としては一定の基準に基づいて整備はしますけれども、住民からの要望によって、それをどう対応していくかについては、今言った協働まちづくりの制度も含めて、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 協働のまちづくり等の中で検討していくということを、私はやっぱり期待したいというふうに思います。やっぱり一つのところがつけたというふうになったときには、では俺のところもなるかというようなところは、きっと続いてくるでしょう。そうすると、バランスが悪くなってしまうと思うのですよね。あそこの近隣センターはエアコンがあるから、そっち使おうよということもあるだろうし、うちはないと、運営委員会で独自に出たとしても、町が出たではないか、町は差別しているなんていううわさが広まるかもしれない。だから、そういうどの近隣センターにも平等に当たるような仕組みの中で、さらにそれであっても運営委員会で拠出しなければ駄目なものがあるかもしれませんけれども、やっていくことは大事なのだというふうに思います。

とにかく来年の夏は涼しいのだというような保証は全くなくて、むしろ今年同様に暑くなっていくのではないのかなということの予測される中では、もう年度替わりの運営委員会の中では、議論されるようなところもあるのだと思うのです。ですから、令和6年度の予算の中で、そんなことが示されるようなスピードでこのことが議論されたらいいなというふうに思うのですが、どうですか、議論されますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 時代の移り変わりとともに必要度合いというのは、依存度は変わってくるということ、先ほど申し上げましたように、エアコンもそうですし、テレビだとか冷蔵庫なども当たり前だろうと思う方も結構いると思うんですね。それらも含めて、エアコンのみならず、いろんな備品も含めて検討をしなければならないと思います。スピード感を持って対応したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） スピードを持って対応を考えてくださることに対して、評価をさせていただきたいなというふうに思います。

エアコンのところ、暑くなりますけれども、福祉避難所ということで考えれば、それだけではないのだろうと。また、そこで何日間か、一日、一晩かもしれないけれども、滞在する中では必要な備品が、運営委員会で準備するものの備品の中にはあるのだと思うものですから、その辺のことの検討はよろしくお願いしたい、しっかりしていただきたいなというふうに思います。

近隣センターの第6期幕別町総合計画の中での予定では、三つが出ているということを示させていただきました。そして、その後も老朽化しているところについては、配慮していくことの中身

の答弁だったと思うのですけれども、一番気になるのは耐震化のところです。それから、2番目はバリアフリーのことです。それらはどうなのでしょう。46の近隣センターの中で、どれぐらい解決をしているものなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 暫時休憩をいたします。

11：50 休憩

11：51 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民課長。

○住民課長（本間 淳） バリアフリー化している施設につきましては、これまで改修をしている22か所でございます。それから、耐震基準につきましては、56年が基準になっておりまして、56年以前の施設が11か所ございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） まず、耐震基準ですけれども、11か所残っているというのだったならば、これらはやはり急いでどうするのか計画を立てるべきではありませんか。バリアフリーについても同様でありますね。時間があれなのでこのまましゃべりますけれども、近隣センターのトイレのことで、洋式トイレが今一般家庭では当たり前になつていて、和式トイレなんていうことでは、道の駅なんかでも幾つか残っているけれども、めったにそこで用を足すことはない。何人かの男同士の立ち話でありますけれども、和式トイレで用を足せるかと、ちょっとすみませんね、あれな話で。だけど、もうできなよと。それは姿勢のこともあるし、それから感覚的に床に落とすような感じだと。まだ和式トイレはたくさん残っているのだというふうに思います。洋式トイレもありながら、和式トイレがある、そういう施設もあるのだと思うのです。これら幾つあるかは分かりませんけれども、あることが分かっているので、これらも改修計画については、その施設の使い方によっては進めていく必要があるのでありませんか。

○議長（寺林俊幸） 住民課長。

○住民課長（本間 淳） トイレの洋式化の状況であります。

完全に男女とも和式のみとなつてるのは、今1施設のみであります。そのほかの施設につきましては、ほぼ全てが洋式化になっておりますが、一部男子トイレのみ和式となっている施設が2か所ございます。これらの施設につきましては、今後の改修の中でトイレについては順次更新、いずれ改修をいたします。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 洋式化についても、しっかり検討していただきたいなというふうに思います。繰り返しになりますけれども、近隣センターについては福祉避難所になつてているところ、それから利用者の多いところ、もう一つ言うと、3年に1回、7月には参議院選挙が行われたりもします。選挙の投票所になつてているようなところ、そういうところについては優先順位をつけて早め早めに検討をしていただきたいな、そういう願いを強く持つてあるところであります。

それでは、二つ目のドッグランについてです。

ドッグランについては、回答の最後のところで、この1年かけてしっかり検討をしたいということでありました。令和元年度に町長への手紙という、町長に直接手紙を書く、住民が要望を出すということの中で、ドッグランについて20代の女性から設置してくれということがあって、そのときも忠類は観光化目的で造ったと。後は考えていないのだということの答弁で、そこの部分については、今回は基本的に流れは一緒なのだなというふうに思いました。

飼い犬の頭数ですけれども、1,600を超える頭数がいるのだということのご答弁がありました。や

はりかなり多いのだなというふうな印象を、私は持っているところであります。飼い主1人が複数の頭数を持っているということもあるのでしょうか。飼い主については、何人ということでは分かりますか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄） 飼い主につきましては、令和5年12月1日現在においては、1,267人でございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 1,267人ということは、いつも飼い主さんだけが犬を連れて歩くということでなくて、家族で回り番とかとあるから、恐らく1,500を優に超える数の人がその地域に関わっているのだというふうになるのだと思うのです。

これらの人たちの情報交換というのは、非常に大変なのだと思うのですよ。ドッグランがそういう役割を果たすということは、答弁の中にもありました。一番大事なことは、飼い主がちゃんと自分の犬の面倒を見るということだけなのですけれども、なかなか答弁の中にもあったように、いろんなレベルの飼い主の方がいるようで、犬のふん尿もちゃんと片づけられない、そういう飼い主さんがいることが残念なことなのだというふうに思います。この問題の解決は、本質的には環境庁による住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン、これらが守られることが重要なので、これらのことば広報まくべつの中でも紹介されています。引き続きやっていくことはしていただきたいですよ。

愛犬家の立場からいうと、やはりこういう今答弁の中にも、私の質問の中にもメリットがありました。そのメリットを享受したいということでの要望です。もう少し言うと、私は、これは要望を受けての質問のわけですけれども、この質問を私がするということがこうやって明らかになってから、ほかの幕別町の議員さんたちからも同じ要望を受けていた。予算委員会の中でやろうと考えていた。いろいろやっぱりドッグランの要望は、令和元年のときと比べて、ほかのところの成功例がいろいろあったりしているものだから増えています。観光化、観光資源化のためだけではなくて、普通の公園にもできているケースがあります。具体的にはスマイルパークの中にできないかなということが具体的な要望です。どうでしょう。もう少し1年というこの中でも、前向きに検討するのだということだと。それから、スマイルパーク自体にできるかどうかという、いろいろ設計のときからの規制の問題もありますよね。それらのことをクリアしているかどうかだとかいうことも、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 設置するとした場合、設置する公園というのはある程度限られてくるというふうに思っています。それは大型の公園ですから、近隣公園以上であったり、総合公園、地区公園辺りになってくるのかなというふうに思います。そんな中にスマイルパークも、当然可能性としては検討しなければならない公園の一つには捉えておりますので、そこを含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 検討していただける地域の中に入っているということは、規制の中ではスマイルパークは造れても問題ないというふうに理解させていただいてよかったです。

今、愛犬家の立場でというふうに言ったけれども、そうでない立場の人からも、こんなような苦情が届いています。やはり犬のふん尿の問題です。飼い主がちゃんとできないことが問題なわけですけれども、ナウマン象の像の近くでそういうことがある、公園のあちこちでそういうことがあるということの中では、ナウマン象の銅像がかわいいからといって、町内からも幼稚園の子どもが、保育園の子どもが、その像の近くに立つわけですよ。そして、サッカーの少年団が日常的に使う。それから産業まつりの会場にもなっている。あと、答弁にもあったように、いろんな方が散歩に来たりする。そういうことの中では、私はもう自由に使うということも大事だけれども、その中で枠を決めてやるという、そういう使用制限というのは必要でないかなというふうに思います。この考えにはどうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、検討するに当たっての論点というのは、何点かあるのかなと思っています。それは、設置場所をどこにするのか、設置期間をどうするのか、あるいは開放時間をどうするのか、面積も一定程度必要ですけれども、どのぐらいにするのか。さらには、ドッグランの中におけるルールをどうしていくのかということなどがあると思いますし、また今おっしゃったような公園内の立入りを、今、旧幕別のほうはできます。旧忠類はできませんので、そのルールをやはり衛生面だとか、子どもに対する危害をひょっとすると与えるなんてこともあるかもしれませんので、公園内の立入りをどうするのかということも含めて、検討しなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 今の答弁は、より共感の持てるご答弁をいただいたというふうに思います。

それでは、1年かけてしっかりと検討させていただく。そのことを強く申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

12:02 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○5番（小田新紀） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

一つ目、社会教育活動の活性化に向けて。

本町は、芸術・文化・スポーツ活動において、さまざまな組織が世代を問わず活動をしている地域であります。

昨今では、社会教育活動を含む地域活動において、移住者や若い世代の方などによる組織が立ち上がったり、幕別清陵高等学校の生徒をはじめとする若者の地域活動への参画が見受けられたりしています。

これらは今後の本町の活性化において、大変喜ばしいことと感じています。

しかし、これらの組織や若者の新たな活動が、単発的に終わることも少なからずあります。

強い思いを持ってこうした活動をされている人材や資源等を結びつけ、継続的な活動となるよう支援し、地域力を高めていくこそが、今後、町に求められる役割と考えます。

社会教育活動に対して、町の主体性を持った支援に期待して、以下の点を伺います。

（1）本町において、社会教育主事を置いていない理由は。

（2）社会教育士を有効活用する考えは。

（3）地域課題解決や今後のまちづくりにおける社会教育活動の在り方をどう考えているのか。

二つ目、多様化する教育課題に対応できる組織体制を。

昨今では、教職員の働き方改革、部活動改革、コミュニティ・スクールなど、教育行政に関わる課題がますます多様化しています。

それらの課題解決のためには専門性が必要であったり、事務作業も多かったりと、自治体職員だけでは解決が困難である問題も多々あると認識しています。

「教育に力を入れない国（町）の将来はない」とも言われていますが、現状においては、職員がこれらの多様化する教育課題に向けての業務に追われ、苦悩する日々が続いていると推察します。

次々と生じる教育課題への解決、そして本町の特色ある教育活動の創造に向けた組織体制づくりに

について、以下の点を伺います。

(1) 現状の教育課題の中で、それらの解決に向けて十分な体制となっているのか。

(2) 特色ある教育活動の創造に向けて、組織として必要なことは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「社会教育活動の活性化に向けて」についてあります。

社会教育法第2条において、社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう」とされております。

文部科学省では、これから社会教育は、単に個々人の「趣味・教養」を充足させるだけのものにとどまるのではなく、新しい「公共」の形成を目指し、「国民や地域住民として必ず対処することが必要な課題についての学習」や「地域の課題解決活動」に係る分野などに、特に重点を置き、地域住民の参画を促進しつつ、効果的に推進することが望まれるとしております。

本町の社会教育の推進については、「第6期幕別町総合計画」の基本目標である「協働と交流で住まいる」と「豊かな学びと文化、スポーツで住まいる」を基本として、平成31年に策定した「第6次幕別町生涯学習中期計画」に基づき、国内・国際交流の推進や芸術・文化活動の振興のほか、歴史的文化の保存・伝承など各分野ごとに社会教育活動を推進しているところであります。

ご質問の1点目、「本町において社会教育主事を置いていない理由は」についてあります。

社会教育法では、都道府県及び市町村教育委員会の事務局に、社会教育主事を置くとなっており、本町におきましては、これまで、社会教育担当への配属後に資格取得を進めながら、社会教育主事の配置に努めてきたところであり、直近では、令和2年度に、職員1人が北海道立生涯学習センター主催の社会教育主事講習を受講し資格を取得したところであります。

しかしながら、職員の人事異動は、町職員としての幅広い視野を身につけるため、過去の経験を参考に、できるだけ未経験の分野に配置し、新たな能力開発を促すとともに、職員の潜在能力を引き出すことにより、組織力が最大限発揮されるよう、3年から5年の期間を基本サイクルとし、適材適所の配置が行われてきたところであります。

このため、現在は、組織全体のバランスを考慮した人事異動の中で、配置できていない状況となっており、今後、改善を図ってまいりたいと考えておりますが、北海道教育厅十勝教育局の社会教育主事からアドバイス等をいただきながら、住民サービスの低下を招かないよう努めているところであります。

ご質問の2点目、「社会教育士を活用する考えは」についてあります。

社会教育士には、NPO法人や企業等の多様な主体と連携・協働を図りながら、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等、社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されております。

社会教育士活用の一例を申し上げますと、生涯学習の拠点施設であります百年記念ホールでは、指定管理者であるNPO法人まくべつ町民芸術劇場が、生涯学習講座や文化講演会のほか、芸術鑑賞事業など幅広い事業の企画・運営と施設の管理を行っておりますが、この中で、社会教育士の資格を有した職員が生涯学習講座等を担当することで、地域の実情等を踏まえ、学びを組み立てたり、人と人とのつながりをつくる役割を果たしていただいているところであります。

教育委員会といたしましては、地域づくりを支えるため、地域と多様な主体との関わりをつなげることに加え、機会を捉え、生涯学習に携わる職員を対象として、社会教育士の資格取得に向けて調整を図るとともに、地域の社会教育士につきましても、実施する事業の内容に応じ可能な限り活用することを考えてまいります。

ご質問の3点目、「地域課題解決や今後のまちづくりにおける社会教育活動のあり方をどう考えているのか」についてであります。

「第6次幕別町生涯学習中期計画第2章基本構想1めざす姿」の中で、本町の生涯学習を一層推進するためには、町民一人ひとりの学習活動を促進することを基本に、人口減少や少子高齢化、子どもたちを巡るさまざまな課題に向き合うこと、地域住民相互のつながりを深め、地域づくりを進めていくことなどについて、町民をはじめ、さまざまな機関・団体等が同じ方向を向いて取り組んでいくことが必要としております。

その実現のためには、町や教育機関などが、多様な学習機会の提供や環境づくりなどを通して、町民一人ひとりの学習意欲を高め、自発的な学習活動を促進することが重要とし、「いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる」という生涯学習から一歩踏み出し、「地域の良さや課題を学ぶ」「学びを行動へつなげる」「子どもたちの学びを広げ、支える」という見方に立ち、主体的に学び、その成果を生かすことにより、「地域づくり」「まちづくり」につながっていくという循環を生み出すことが大切であると考えております。

そのため、地域の特性やニーズを踏まえた学習を展開する必要がありますことから、百年記念ホール、札内スポーツセンターや農業者トレーニングセンターで、さまざまな事業を展開している指定管理事業者のほか、関係機関と連携を図り、住民のニーズを捉えながら社会教育活動における事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、「多様化する教育課題に対応できる組織体制を」についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、今年5月から感染症法上の5類に位置づけられ、3年余りに及んだ感染症との戦いが収束に向かう中で、教育活動はコロナ禍以前に戻るのではなく、アフターコロナに対応した活動の展開が求められています。

また、少子化・人口減少、グローバル化の進展によって、さまざまな社会問題が存在する現代において、教育は変わることのない、社会を牽引する駆動力の中核を担う営みであるとともに、活力ある社会を維持していくため、その役割はますます重要となっており、このような急激に変化する時代の中で、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を自覚し、お互いの理解、協力を深めることができるように連携を図ることが大切であると考えております。

ご質問の1点目、「現状の教育課題の中で、それらの解決に向けて十分な体制となっているのか」と、ご質問の2点目、「特色ある教育活動の創造に向けて、組織として必要なことは」につきましては、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

近年、社会経済状況の変動や新型コロナウイルス感染拡大に伴う制度の変革や急を要する対策への対応をはじめ、多様化する住民ニーズへの対応など、地方公共団体全体の業務量が年々増加している傾向にありますが、町としては、その時々の状況に応じて、職員の増員や機構改革を行うなど、行政需要に柔軟に対応してきたところであります。

教育委員会におきましても、教職員の働き方改革、GIGAスクール構想、中学校部活動の地域移行に向けた部活動改革、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進などの全国的な教育課題や、幕別中学校を活用した義務教育学校の設置、アイヌ文化拠点空間整備事業などの本町独自の特色ある教育施策の推進につきましては、専門性や緊急性を要するものも多く、担当者の業務量も増えている状況にあると認識しているところであります。

そうしたことから、現在、幕別町職員定数条例において、教育委員会の事務部局に常勤する一般職として、教育部長と主幹を含め、学校教育課、生涯学習課、図書館、学校給食センターの職員の定数は32人と定められておりますが、昨年度に29人から3人増としたものであります。

実人員につきましても、GIGAスクール構想等関連業務の増で、学校教育課の職員を1人増員したり、アイヌ文化拠点空間整備事業関連業務の増で、学芸員など生涯学習課等の職員を3人増員するなど、直近5年間で6人増員しているところであります。

また、職員研修が大切であると考えており、日常的な職場内研修をはじめ、法務、接遇やハラスメント防止などの職員として身につけるべき基礎・基本となる研修に加え、政策形成能力、リスクマネジメント力や折衝力・交渉力などの高度な技能等を修得するための研修のほか、業務に応じた専門的

な研修会などに参加することにより、専門的な知識や能力を身につけるよう努めているところであります。

さらに、課内や課を超えた連携や協力体制がより一層求められていると考えており、教育委員会内でも、学校教育課と生涯学習課が一体となり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の両取組の推進委員会組織を立ち上げることや、中学校部活動の地域移行に向けた部活動改革につきましても、事務局を学校教育課としながらも、生涯学習課とともに進めていくこととしております。

今後も、配置される個々の職員の潜在能力を引き出し、意欲とやりがいを持って職務に当たることができる環境づくりに努め、職員同士のコミュニケーションを充実させ、課を超えた連携や協力などで、チームとしての組織力を最大限発揮し、本町の教育施策を進めてまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） では、改めまして質問をさせていただきます。

まず、社会教育に関わってということですが、社会教育主事の各市町村への設置義務というものが1959年ですか、言われ、60年以上たっているという中で、いろいろと課題もあり、各町村も60年たっているのですが、設置されているところがまだ半分にも満たないぐらいというふうに言われている中で、十勝管内においても設置されている町村もあると聞いております。いろんなことが検討されてきたのだというふうに思うのですけれども、理由の一つとしては人事の関係でというような答弁もございました。そのことに関しては、きっと全国どこでも同じことが言えるのかなというふうに思っています。ただ、全国的なこういった社会教育主事に限らず、全国的な多種多様な事例としては、やはりそういう専門職というか、ここという部署においてはそういった原則はありながらも、一定程度10年ぐらいの職員を置いたりとか、専門的な職員を置いたりといったことをされている町もあるということはご存じの部分もあるかと思うのですけれども、さまざま幕別町として検討されてきたかと思うのですが、設置している、していないということについて、私は大きな問題があるとは考えてはいなのですけれども、ここまでこのいわゆる社会教育のこの町としての位置付け、重要度ということにも関わるのかなというふうには考えているのですけれども、どういった議論とかどういった判断がこれまであって、今に至っているかという部分が、分かる範囲でお示しいただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 法令上は、小田議員言われますように、置くということになっておりますので、これは置く必要があるのだろうということで認識をしておりまし、過去においては、なかなかその小さな町村では配置するのは難しいというようなこともあって、北海道教育委員会のほうから派遣をいただいたりというようなこともあります。そうした上で、独自で社会教育主事を育成しつつ、配置していくというようなこともありますけれども、直近では、最近の傾向としては、なかなか道教委のほうも派遣制度を廃止してしまったというようなこともあって、なかなかそういうところまでには至っていないということありますけれども、町といたしましては、当時から社会教育活動は必要であるということで、社会教育主事については置くようにしようということで進めていたところでありますけれども、最近は職員が、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、専門的な研修等を通じてその資質を養うということもありますので、そういったことで対応してきたということでございます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） そういった資質をというような話もありましたが、社会教育主事として期待される役割というのも時代とともに、最初の頃は割と行政が先頭に立って、その社会教育主事が企画立案を進めるというような感じでありましたが、最近の役割としては、一緒に、地域の住民の方々と共に歩んでいきましょうというようなことであるわけで、最近の文科省のほうでも、その役割ということで、地域の多様な専門性を有する人材とか資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出すこと、それから地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応えていくこと、学習者の地域社会への参

画意欲を喚起すること、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行うこと、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげることと、かなり重いというか、大変な役割を求められるなというふうに思うわけでありまして。先ほど申し上げたとおり、いろんな事情もありまして、財政的なこともあるかと思います。そういったところで、社会教育指導主事というものをあえて設置するかどうかはまた別の議論としても、そういった役割を持った方が、今申し上げたような役割を持った職員とか、そういった立場の方がおられるということが、私は我が町にとって重要なかなというふうに考えるわけですが。今、教育長がさきに答弁されたようなことで、今そういったこと、それから将来的にそういった体制が、こうした役割を担うような方が教育委員会にずっとおられて、対応していけるのかといったことについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 答弁の中でも申し上げましたけれども、社会教育指導主事という役職もそうなのですけれども、町内の社会教育士であったり、社会教育活動そのものが、小田議員言われるようにいろんな分野にまたがってきて、重みが増してきているというのも認識をしておりますし、そういった意味では職員、これは増員する云々ではないのですけれども、研修等も含めてその資質能力の向上に努めながら、できる限りといいましょうか、力を入れてまいりたいとは考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 我が町の現状を見ると、最初の質問にもさせていただきましたけれども、社会教育活動自体がすごく停滞しているわけでは全然ないと思っていますし、各団体さんがいろんな取組をされていますし、先ほど申し上げたとおり、若い人たちもこうした活動に顔を出してこられるような状況になってきているというところで、その上でという部分で、やはりそこの、最初に質問したとおりなのですけれども、単発的に少し終わってしまっているというようなところがあって、その継続性とか広がりという部分においては、まだまだこれから課題があるのではないかというふうに考えていています。若い人たち多くの汗をかいだ時間を作り、活動してくれているわけですが、最後に疲れて終わってしまうということですね。それを2回3回と続けていくということで、もちろん本人たちの勉強をさらに高めたりとか力をつけること大事なのですけれども、やはりそこに行行政として支援というか、そこに1本、1人、コーディネートあるいはファシリテーターになるような人材があると、そのあたりの循環がよく回っていくのではないかというふうに考えて、今回質問させていただいたわけですけれども、改めまして、そのあたりのお考えいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 高校生も含めて若い人たちの活動が、そういった活動が進んでいるということに関しましては、町としても非常に感謝をしているところであります。

単発的に終わっているのではないかということなのですけれども、例えば高校生の話をいたしますと、高校では高校の学習指導要領、新学習指導要領で公民科の必修科目として公共という科目が新たにできました。1年生ないし2年生で70単位ほど勉強するのですけれども、その背景には公職選挙法の選挙権年齢の引下げがあったり、これから複雑で変化の激しい社会を生きることになる高校生たちが、将来直面するであろう自分自身の課題がありますとか、社会の課題を解決するために必要な資質能力を身につける、そして自信を持って政治や社会に参画できるようにしていこうということで設けられた科目だということありますけれども、そういった流れもあって、高校生の方もよりその実習も含めて、地域に入っていただいているのかなというような思いもあります。そのこと自体は町としても歓迎をしているところなのですけれども、単発的に終わっているという意味合いで、役割そのものではないかもしれないのですけれども、やはり社会教育指導主事なりがいて、そういった活動をコーディネートしたりファシリテートするというような役割もやっぱり大事だというふうには思いますので、今後そういうことも含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） （2）番のほうにも関わっていきますし、（3）番のほうにも少し関わっていく

のかもしれないですけれども、そういう部分でなかなか国のはうでも、その社会教育主事というのがうまく機能しなかつたりとか、増えていかないというような課題もありながら、社会教育士というような称号のものも新設されているわけでありますが、ご答弁にありました活用例というのもございますが、正直これ、町で活用しているというふうに言えるのかなというふうにはちょっと思ったわけなのですけれども、そもそも社会教育主事というのがあくまでも行政の中に置かれる、設置される役職でありますことから、そこに社会教育主事講習を受講されても、そこに設置されない限り働き場がないというような方がたくさんいるわけで。多分幕別町の職員の方も受講された方で、今、教育委員会におられないと、ほかの部署におられると、そういう方も含めて、社会教育士として同じような役割を求めていきたいというのが、社会教育士の役割だというふうに、ちょっとややこしいのですが認識しております。

そういう中で、社会教育士の方が何か一つの事業を興すとか何とかではなくて、先ほど申し上げた、町でいろんな事業がたくさんあるものをやっぱりコーディネートする、社会教育主事と同じ役割を任命されていなかったとしても、そういう方がやっていくことを求められているのが社会教育士だというふうに思うわけで、その認識は、今一緒かなと思いますが、そういう部分ではそういう活用例ということではなくて、繰り返しになりますけれども、その方々に社会教育主事と同じような役割を求めていくということなのですが、ただ、民間におられる社会教育士の方、行政の方もそうですけれども、その役職にない限りは、そこに給与が発生するわけではないですし、もしかしたら何らかの報酬や謝金ぐらいが発生するかもしれませんけれども、少なくともなりわいとしてやっていくものではないということありますよね。

NPO 法人幕別町民芸術劇場さんの職員さんも社会教育士取ってやられていますけれども、ただ、町の仕事としてやっているわけではなくて、やっぱり本業の仕事としてやっている部分もあるかと思うのですね。そういう部分で、なかなかその社会教育士をどう活用していくかというのは、私は難しいなと思っています、正直にですね。そういうた、何ですかね、そこをどう活用していくかということに関してなのですけれども、町として、教育長として、お考えありますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 社会教育士の活用という意味で、答弁でもお答えしましたように、町民芸術劇場の職員の方で資格をお持ちの方がいらっしゃるということで、そのほかにもいらっしゃるかなというふうに思っております。そういうた社会教育士の方、町の職員ではない社会教育士の方々に地域づくりやまちづくりについて企画立案いただいたり、いろんな協力をいただいたり、今も協力をいただいておりますし、そういうた意味で、そういう活動を何ていうのでしょうか、支援するには現状としては、例え金銭的な面ではなかなか難しいのかなというところはあります。

今後、理想としては、やはり教育委員会に社会教育主事なりを置いて、その社教主事がそういうた社会教育士、町の中にいる社会教育士たちの方々と連携を図りながら、町内全体の活動を高めていくというようなことが理想だとは思っておりまして、それに対する支援の在り方というのは、今後の検討課題かなとは思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 分かりました。

さらに、社会教育士に関してですけれども、ご答弁の中に今後も生涯学習に携わる職員を対象として、社会教育士の資格取得というようなご答弁もありましたが、それこそ生涯学習に関わる、いわゆる教育委員会ではない首長部局の方も含めて、そういうた社会教育士を自治体職員の中で増やしていく、あるいはある町では、学校の校長先生に全員取らせているというような町もありますし、また、これは道内の事例ですけれども、それからこれも道内ですけれども、若い職員の方々を毎年2人ずつ受けさせているというようなお話もあります。いわゆる公務員の中でそういうた感覚、概念をお持ちの方を育てていく、つくっていくというような町もあるわけでありまして、ある調査によると、首長部局の方も大体その講習には15パーセントぐらいは受講されているというような報告もあります。そ

ういった部分で職員の中で増やしていく、あるいは校長先生や学校の教員も含めた公務員の中で、そういう社会教育士というものを増やして、地域活性化につなげていくというようなお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） お話ありました、自治体職員ですか、学校の校長ですか、そういう方が社会教育士の講習を受けて学んで、そういう活動に従事していくというか、そういう活動を行っていくということは、将来的というか理想としては望ましいというか、いいことだなというふうには私も考えます。ただ現状として、やはり例えば役場の職員で言いますと、社会教育の部署に来ないと、なかなかそういう研修といいましょうか、講習といいましょうか、には参加しづらいと言ったらおかしいかも知れませんけれども、そこまで自分の仕事としてやると、まるっきり自分の仕事と関係ないということではないでしようけれども、まちづくりのためですから、相対的には関係はしてくるのですけれども、そこまでに至るにはなかなか難しいのかなというふうには思っています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） そのようなご答弁かなというふうには思っていたのですけれども、その一方で、今、教育長おっしゃったとおり、やはりまちづくりに関わってくるということもあります。最初の答弁でも（3）番のところにも関わってきますけれども、本当に人づくり地域づくりまちづくりというようなものが、今、社会教育活動というものは、昔のイメージから発展というか広がってきているというような考え方になっているというような現状もあります。そのあたりを町としてどう考えるかというところだとは思うのですけれども、ある大学の先生では、社会教育というのは、あくまでもやっぱり人づくり、つながりづくり、地域づくりだと。このように置き換えても違和感はないぞということありますけれども、社会教育というのを、いわゆる総務省のいう地域運営組織だったりとか、厚労省の地域包括ケアシステム、国交省地域防災計画、経産省の地域経済活性化、未来の学校とか、それからいわゆる「まち・ひと・しごと創生会議」の小さな拠点づくりと、そういうものは社会教育という言葉に置き換えても全く違和感がないものだというような、そういうたったの説というか考え方もあります。

私もどうしても最初のイメージとして、社会教育というのは以前はやっぱり教育委員会のものであって、学校教育と言葉悪いですけれども、何か高齢者の方が生涯学習を通じてそれぞれ楽しんでやっていただく、生きがいを持ってやっていただくというような範囲の話だろうなというふうに考えていましたところも正直ありますけれども、やはり今、大分この社会教育というのは、本当に先ほども申し上げたとおり広がってきて、そういうコトミニティをつくるというところ、そしてこれが将来的にはやっぱり地域づくり、まちづくりにつながっていくのだというような考え方方が主流になってきております。

そういう部分で、これは幕別町の職員の皆さんも、教育委員会に関わらない職員さんのはうが最終的には多いかもしれませんけれども、今後のまちづくりという部分においても、そういう観点を社会教育の観点という部分を学ぶということは、非常に意味があることだというふうに思います。が、ほかにも学ばなければいけないこともたくさんあるので、そればっかりはやっていられないよというようなご意見もあるかと思いますけれども、改めまして教育長の見解として、そういうことで職員の皆さんのがびというようなことについて、お考えいかがでしょうか。町長ですかね。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は必ずしも資格が必要であるという考え方には立っておりませんで、やはりそこは幅広い知識、知見を持つことと、それと物事の考え方がしっかりと理論立てた考え方ができるということが大切だらうと。それが社会教育を学ぶ中で、ある程度は身につくのだろうなと、そういうふうな今捉え方をしていまして、やはり職員としては、どういう姿勢で、言ってみれば前向きにどうあるべきかということをしっかりと考えながら、その考える根底にまず幅広い知識があって、住民の気持ちがあって、そしてまちづくりにどう生かしていく、施策に組立てをしていくかということが大

切でありますので、私は職員の資質向上という点では、社会教育を学ぶことはマイナスではないといふうには思いますけれども、社会教育が全てだとも思っておりませんので、そこは職員としてあるべき、持つべき資質あるいは考え方というものがしっかりと持つ、その中の一つの研修として成り立つかどうか。今、話聞いている中では、ちょっとはっきりと申し上げられませんけれども、研修の機会としてスキルアップの機会としては活用できるかもしれないなと、そんな感じをしておりました。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 分かりました。この点については、次に移りたいと思います。

あと最後に、社会教育委員の皆さんもしっかりとおられるわけで、我が町においてですね。今までの話と同じことなのですけれども、それぞれ地域で一生懸命やられている方、本当に幅広くスポーツをやられている方もそうですし、文化芸術関係の団体、サークルされている方ももちろんですし、また町においては、しらかば大学とかいろんな、子どもたちに対する社会勉強できるような社会教育活動できるようなプログラムもったり、そして社会教育委員の皆さんもおられて、そういった関わる人たちというのがいろいろいるわけなのですけれども、改めてそこの横のつながり、少ないネットワークはあるのですけれども、そのネットワークをさらにつなげるネットワーク、そういったところがもう一段階出来上がったときに、すごくいいまちづくりができるのではないかというふうに考えるわけで、ちょっと先ほどの質問にも重複する部分あるかもしれません、改めまして、そのあたりについてお考えと、あるいはそういったことに対する施策等々ございましたら、お示しいただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほどとの繰り返しになるかもしれませんのですけれども、資格云々ではないのですけれども、教育委員会に社会教育主事の役割を担う職員がいて、そして町内の先ほどの社会教育士の方々ですとか、小田議員言われるように社会教育委員、それから子どもたちの例えば読み聞かせをやっている団体だとか、図書館だとか、図書館の運営、協議会の委員さんだとか、そういった方々を社会教育に携わる方々のネットワークを構築して、より連携を深めて、みんなでといいますか、同じ方向を向いて活動を活性化させていく、それが地域づくり、まちづくりにつながっていく、そういうことが私も理想だと思っておりますので、そういったことに向けて考えてまいりたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） せっかく社会教育委員さんというすばらしい方々もいらっしゃいますので、そこがより機能してくるというか、その中のネットワークの中で機能してきたらいいなというふうに考えます。あくまでも主役は町民でありますので、町民自身が主体的に学んでいかなければいけないことだというふうに思っておりますが、どうしてもある意味、逆に民間の壁というか、そういったものもあって、行政しかできないようなこと、その逆も当然あるかと思うのですけれども、そういったものがあって、町民の方々がやっていく中で、どうしても困難なことに、あるいは壁にぶつかったり、そういうた隘路とか出てきたときに、より活動しやすいように行政の方が支えてくれる、支援してくれるということをまた改めて求めて、今回この質問については終わりたいと思います。

二つ目に移ります。教育課題に対応できる組織体制をということです。

学校教育の課題も多々ありますし、今お話をさせてもらった社会教育の課題もいろいろあって、本当に大変だなというふうに思っております。現状、最初の質問でさせてもらいましたけれども、一生懸命皆さん職員の方やってくださっているわけですけれども、国から求められていることであったりとか、国の施策であったりとか、あるいは今まで決まっていることをやらなければいけないことということに追われて、ちょっと言い方は悪いかもしれませんけれども、追われて苦悩されているというようなふうに認識しているのですが、実態としていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 答弁の中でも申し上げましたけれども、やはり業務量が近年は増加しているな

というふうには考えております。これは教育委員会だけではなく、地方公共団体全て、そのほかの皆さんもそうではないかなというふうに思いますけれども、そういう業務量の増というものがあつて、日々職員努力しているわけなのですけれども。そんな中でも町としては、人事異動ですとか、機構改革ですとか、そういうものを通じて、その時々の業務量に対応したといいますか、行政需要に対応できるように柔軟に町として対応してきているところであります。職員数の話も答弁の中で申し上げましたけれども、町全体でも直近5年間の中では正職員が15名ほど増えている状況にあります。多く増えているのは保育士とそれから教育委員会でございます。そんなこともありますので、財政的な問題もございます。そういう関係もろもろ含めてトータルで考えて、現状として今いる現有勢力の中で頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 町全体として、本当に限られた予算の中で人員を増やしていることを、1人増やすのも本当に大変なことだと思うのですけれども、そういうことについては本当に評価したいなどいうふうに思いますし、今後も人を増やせばいいという問題でもないところもきっとあるのだろうなというふうには思うわけでありますが、我が町もその教育に対する予算であったりとか全体的な中の割合であったりとか、人員というところでも決してほかの町に見劣りするものではないかというふうに思います。そういう部分では、教育には力を入れてくれている町だというふうには評価をさせてもらっているのですが、それにしてもやること多いなと。私自身もここでいろいろと質問させてもらっているのですけれども、とにかくやることが多いなというふうに思っています。本当に毎晩毎晩遅くまで職員の皆さんのが一生懸命働かれて、苦労されている姿も見ております。どこまで何ができるのかというのは、ちょっと私自身も分からぬのですけれども、今回のアイヌ関係のものであれば、学芸員の方を採用されてというようなこともありますし、やっぱりそこのあたりの専門性というところですよね。そういうところも、これも財源の問題もあるかと思うのですけれども、より一層そういうことも、先ほどの社会教育主事もそうですけれども、一定程度専門者というか、専門知識を持った人を配置するというような、そういう考え方というのもより進めていく必要があるのではないかなどというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 専門性を持った職員、必要になってきているというのは事実だと思いますし、それに応じて先ほども申し上げましたけれども、職員も学芸員を採用したりということもありますので、そういうことはその時々の需要に応じて検討して、町として対応してきているところでありますので、今後におきましても、その時々の状況に応じて、より専門的な専門職が必要であれば、そこはそういう職員を採用するということもありますでしょうし、あるいは今いる職員の中で専門的な研修を受けて資格を取得するとか、資格を取得するまでいかなくても専門性を勉強すると、学ぶということもあるでしょうし、そういうことで臨機応変に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 最初に言わせていただいたとおり、なかなか業務に追われているというような状況で、本来、職員の皆さんもご自分でいろいろと施策立案したりとか、目の前の子どもたちや地域の方々を、この幕別町の方々に合ったちょっと創造的な特色ある施策とか、そういうものの生み出していくみたいという思いもきっとあるのではないかと。また、そういうお力を持っているはずだというふうに思うのですけれども、そういうことがなかなかできる状況ではないのではないかなどいうふうに推察をしています。また、職員の皆さんには地域や学校のほうにも、今でも一生懸命限られた時間の中で出向いてくださっていますけれども、もっともっとより一層出向く時間がつくれないと出向かないわけですから、また心の余裕もないと、なかなかできないわけですけれども、そういうことに使える時間を増やせるような環境づくりですよね、そういうものを求めていきたいわけですが、そういうことができるようになると、実は最初にその専門のある方を置くという、学芸員さ

んもそうですけれども、そこで一つのお金が、予算が、財源が必要になるわけですけれども、ただ、その分、ほかの職員の皆さんのがより効率的に効果的に新しい施策を生み出していったりとか、今ある施策をよりよくしていくということが、最終的には費用対効果としてはあるのではないかと。それからもちろん働き方改革ということにもつながっていくということで、目の前のことについて言えば、なかなか難しいことはあるかもしれませんけれども、費用がかかる部分あるかもしれませんけれども、将来的な視点で見たときには、そういった効果も含めて最初の投資、投資という言い方ちょっとおかしいですけれども、最初にかかるお金というものを見据えながらやれるのではないか、やってほしいなという期待もあります。改めまして、お考え聞かせてください。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 考え方として、そういうこともあろうかと思います。そういったことも含めて、今後の職員体制の在り方等々は、常にやっぱり念頭に置いていかなければならぬなというふうには思います。ただ、答弁の中でも申し上げましたけれども、今いる人員でどうやって対応するかというときには、やはり課内なり課を越えた連携ですとか、そういった職員同士の連携というのがより必要になってくるかと思いますので、そういったことで現状としては対応してまいりたいなと思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 最後になるかと思いますが、そういった職員の皆さん同士の部分で答弁にもあつたとおり、それはもうそのとおりだなと思いますし、そのように進めていっていただければと期待したいと思いますが、もう一つは、あとは自治体職員以外の我々の町民ですね、そういったところの外部の力というのも、お互いにもっと頼っていただきてもいいのかなと思いますし、そこで協働していくまちづくりができればなというふうに、もちろんそこにお金が生み出されるかどうかはあれなわけですけれども、そういった部分でも外に頼ってほしいというようなこともありますので、最後にそのことを申し上げまして、ご答弁あれば受けたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 社会教育活動、言われますように、人づくり、つながりづくり、地域づくり、そしてそれがまちづくりにつながっていくというふうに私も考えておりますので、ぜひ地域の皆様方にも御協力をいただきながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、14時5分まで休憩いたします。

13：54 休憩

14：05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目、不登校対策について。

全国で不登校の児童生徒が急増し、文部科学省が公表した2022年度の「問題行動・不登校調査結果」では、不登校の小中学生は29万9,048人と過去最多となっています。この事態を受けた政府は「誰一人取り残さない学びの保障」に向けた不登校対策「COCOLO プラン」を策定をいたしました。子どもが不登校になる理由はさまざま特定は難しいとされています。

文科省は、近年の増加の傾向についてコロナ禍での生活環境の変化や学校生活の制限が、交友関係

などに影響したことで登校意欲が湧きにくくなった点を指摘しています。

COCOLO プランでは、①不登校の児童生徒全ての学びの場の保障、学びたいと思ったときに学べる環境を整える、②心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する、③学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする、の三つの柱を掲げています。

これらの対策について文科省は「今すぐできる取組から直ちに実行する」とし、取組を求めています。子どもたち一人ひとりに光を当て、誰一人置き去りにされない教育の実現に向けて全力で取り組んでいくべきと考えることから、以下について伺います。

- (1) 不登校の子どもを支援していく上で、今回の COCOLO プランを受けて今後の町の取組は。
- (2) 一人で悩みを抱えこまないよう保護者を支援していく今後の新たな取組は。
- (3) 多様な学びの場の確保や指導体制の整備の考えは。
- (4) 不登校の生徒、多様な学びの場での学習の成果について、現在の状況と今後の取組の考えは。

2点目、小中学校の教員不足や待遇改善について。

日本は現在進行形で少子高齢化が進んでおり、子どもの数が減り、学校で勉強を教える教員が余ってしまうのではないかと考えられているようですが、その反対で教員が不足しているのが現実です。

文部科学省の『「教員不足」に関する実態調査』によりますと、2021年5月時点で全国の学校で配当されている教員定数に達していない教員数は、小学校で979人、中学校で722人、高等学校では159人というデータが出ています。

全国で教員不足の状況が続いている上、教員を志す人の数は減少傾向にあるようです。

教員不足の要因として挙げられるのが、産休や育休、病休取得者が見込み以上に多く、その補充のための臨時の任用教員の数が増加にあるようです。

そこで本町としても教員不足によって起こり得る問題など子どもたちに不利益が起きていないのか、以下について伺います。

- (1) 本町の教員不足の現状とその対策、今後の方針は。
- (2) 小中学校教員の採用における実態について。
- (3) 教員が抱えている悩みや問題を相談できる仕組み、体制構築が出来ているのか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、不登校対策についてであります。

不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものであります。文部科学省が公表した令和4年度の全国の小中学校における不登校の児童生徒は、10年連続で増加し、約29万9,000人、1,000人当たり31.7人といずれも過去最高となっており、不登校の要因としては、無気力、不安が最も多く、約半数を占めたことから、新型コロナウイルス感染症拡大での生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活においてさまざまな制限がある中で、交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことも背景として考えられています。

本町においては、本年度小中一貫教育の推進の中で、生徒指導の充実として、不登校への対応強化では、学園内で不登校が心配される児童生徒の指導計画を検討するなど、情報共有を図り、保護者への働きかけを小学校と中学校で共同で行うことや、登校不安の解消のため生徒指導の機能を生かした学習指導など、具体的な取組を実施するとともに、保護者や外部機関との連携強化では、スクールカウンセラーや子どもカウンセラーによる授業参観や、校内生徒指導研修等への同席、PTA研修会での講話など、生徒指導のチームの一員として活用することとしております。

ご質問の1点目、「不登校の子どもを支援していく上で、今回の COCOLO プランを受けて今後の町の取組は」についてであります。

文部科学省は、昨年10月に公表した、令和3年度の全国の小中学校における不登校の児童生徒が、約24万5,000人で過去最多となるなど、生徒指導上の喫緊の課題となっていることや、90日以上の不登校であるにも関わらず、学校内外の専門機関等で相談、指導を受けていない小中学生が約4万6,000人になっていることも明らかになったことから、本年3月、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプランを取りまとめ、発出したところであります。その中では、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える、心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する、学校の風土の「見える化」を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にすることを掲げ、取組の速やかな推進に努めるよう通知があったところであります。

また、本年10月には、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果、およびこれを踏まえた緊急対策等として、不登校いじめ緊急対策パッケージが発出され、不登校緊急対策では、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保として、落ち着いた空間で学習生活できる校内教育支援センターの設置促進、学校内外で支援が受けられていない児童生徒に対する、ICT環境整備などの取組が示されました。

さらに、心の小さなSOSの早期発見として、アプリ等による心や体調の変化の早期発見、早期支援を目的とした心の健康観察の推進、1人1台端末を活用した子どものSOS相談窓口の周知や、より課題を抱える学校へのスクールカウンセラーなどの配置の充実が示されたところであります。

本町におきましては、これまで各小中学校において、空き教室や保健室などで、校内教育支援センターと同様の対応を行っていることや、学校内で教育相談体制の確認を行った上で、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育などにも努めているところですが、一人一台端末を活用した子どものSOS相談窓口の周知など、取組に至っていない部分は、引き続き実施に向け各学校と協議をしてまいりたいと考えております。

不登校の要因は、本人だけではなく、学校、家庭、社会状況が複雑に絡んでいるものと分析しております、今後も小中一貫教育の中で、児童生徒と教職員、児童生徒同士の信頼関係の構築に努め、児童生徒の悩みや不安に寄り添う相談体制の再確認、さらには児童生徒のSOSを見落とさないことなど、一人ひとりに寄り添った対応を進め、学びの保障に努めてまいります。

ご質問の2点目、「一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援していく今後の新たな取組は」についてであります。

教育委員会といたしましては、これまで保護者に対して、家庭で把握した児童生徒の悩みや変化は、積極的に学校等に相談するよう周知するとともに、全ての児童生徒や保護者に対して、子どもカウンセラーが常駐する子ども交流施設まっく・ざ・まっくや、委員会事務局の相談窓口、加えて、国や北海道、民間等、さまざまな相談窓口を併せて周知することで、幅広い相談支援体制に努めております。

また、学校においては、不登校の児童生徒の保護者に対して、教員との保護者面談の機会を随時設けるなど、きめ細かな教育相談を実施しているほか、カウンセラーによる支援なども行っているところであります。

さらに、昨年7月には、町保健福祉部福祉課において、不登校の児童生徒とその保護者を対象とした不登校親子学びサロン「Nanmo」を開設し、ひきこもり支援アドバイザーによるサポートの下で不登校について学び、ふだんから抱えている不安や将来に向けた取組などを話し合い、交流し合える場を毎月1回開催しており、保護者同士が情報を共有し、一人で悩みを抱えることのないよう支援に努めています。

町といたしましては、本町独自の取組を含め、現在もさまざまなアプローチで、不登校の児童生徒やその保護者に対して支援できる体制を整えておりましたことから、現時点においては新たな取組は考えておりません。

ご質問の3点目、「多様な学びの場の確保や指導体制の整備の考えは」についてであります。

不登校の児童生徒に対しては、それぞれの担当教諭等が週に1回程度自宅を訪問し、面談したり、

学習に係るプリントを手渡すなど、個別の対応を行うことを基本としており、学校との関係性を切らさず、学習支援をしながら学校にいつでも通えるよう、丁寧な対応を行っているところであります。

また、平成 20 年度に、子ども交流施設まっく・ざ・まっくを開設し、周囲との社会的関係を形成することが困難な児童生徒や不登校の児童生徒の居場所づくりや交流を通じて、自立や社会参加を支援するために、子どもカウンセラーを 3 人配置し、相談業務やカウンセリング、学習の援助を行い、学校に通えるよう支援を行っております。

さらに、昨年 10 月には、保護者と学校に十分な連携協力関係があることを前提として、不登校の児童生徒が ICT 等を活用した学習活動を行えるよう、自宅あるいは校内の別教室から、一人一台端末を活用し教室の授業に出席する場合は、出席扱いとして出席日数や成績等指導要録に記載することとしたところであります。

今後も、子ども交流施設まっく・ざ・まっくの利用や、一人一台端末を活用した授業への出席など、不登校の児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を進め、学びの保障に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「不登校の生徒、多様な学びの場での学習の成果について現在の状況と今後の取組の考えは」についてであります。

本町の不登校の児童生徒の状況につきましては、本年度 11 月末現在、小学生が 5 校で 13 件、中学生が 5 校で 44 件、合計で 10 校 57 件となっており、昨年度末と比較して、小学生が 2 校 7 件、中学生が 3 件、合計で 2 校 10 件の増となっております。全国の調査と同様に増加傾向を示しておりますが、直近 3 年間の、不登校の児童生徒に占める中学 1 年生の生徒数と割合では、令和 3 年度が 16 件で 30.2 パーセント、4 年度が 11 件で 23.4 パーセント、本年度が 2 件で 3.5 パーセントと減少傾向にあり、小中一貫教育の推進により、中学校に進学した際に起こると言われる、中 1 ギャップの緩和の効果が見られるものと考えております。

多様な学びの場での学習の成果といたしましては、子ども交流施設まっく・ざ・まっくの登録者が、本年度 11 月末現在、小学生が 3 校で 3 人、中学生が 3 校で 13 人、合計で 6 校 16 人、昨年度末と比較して、小学生で 1 校 1 人の増、中学生で 1 校の減、合計では 1 人の増となっております。子ども交流施設まっく・ざ・まっくに通う児童生徒は、少人数ではありますが、他の児童生徒との交流や子どもカウンセラーとの関わりを通して、学習のみならず社会性の習得にもつながっており、また、一人一台端末を活用し、自宅あるいは校内の別教室から教室の授業に出席している児童生徒は、現在中学校 1 校で 1 人の状況ですが、学習の遅れを取り戻すことが期待されております。

これまで、両取組ともに学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映していることから、子ども交流施設まっく・ざ・まっくに通う中学校の卒業生は、ほぼ全員が高校に進学しているなど、本人の進学等の意向等に寄り添う仕組みづくりになっていると考えておりますので、今後も継続して取り組んでまいります。

次に、「小中学校の教員不足や処遇改善について」であります。

近年、全国的な教員不足が問題視されており、昨年 1 月に文部科学省で公表した教師不足に関する実態調査の結果では、臨時の任用教員等の確保ができず、学校に配置する教員の数に欠員が生じる教員不足の状況は、令和 3 年 5 月 1 日現在で、全国では、小学校が 979 人、中学校が 722 人、うち北海道では、小学校が 18 人、中学校が 18 人という状況がありました。その要因としては、1970 年代前半に生まれた第 2 次ベビーブーム世代の就学に合わせて、大量に採用された教員の定年退職により、新規採用者も増加し若返りが進む中、産前産後休暇や育児休業、病気休暇の取得者数が見込みよりも増加したこと、加えて特別支援学級数の増加なども考えられております。

また、臨時の任用教員数が減少した要因として、採用試験の倍率低下に伴い、講師名簿登録者数の減少や、臨時の任用教員の正規採用が進んだことなどによるものとしております。

このことから、文部科学省では、学校子供応援サポーター人材バンク等を通じた講師のなり手確保や、学校における働き方改革の推進など、勤務環境の改善を含めた教職の魅力向上といった取組を引

き続き推進していくとしております。

ご質問の1点目、「本町の教員不足の現状とその対策、今後の方針は」と、ご質問の2点目、「小中学校教員の採用における実態について」は関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

はじめに、「小中学校教員の採用における実態について」であります。

指定都市を除く市町村立の小中学校等の教員、いわゆる県費負担教員は、都道府県教育委員会により任命されますことから、北海道の札幌市を除く市町村立の小中学校の教員は、北海道教育委員会で採用試験を実施しております。北海道教育委員会が本年9月29日に公表した、来年度の北海道札幌市公立学校教員採用候補者登録状況によりますと、北海道と札幌市を合計した受験者数は、11年ぶりの増加で、前年度から112人増の4,073人、登録者数は1,566人、受験倍率は2.6倍で、前年度の2.4倍から0.2ポイント上昇しております。しかしながら、依然として教員のなり手不足の状況は変わらず、北海道教育委員会では、教員確保に向けた取組の中で、教職の魅力発信として大学等と連携し、大学生が特色ある教育活動を体験する草の根教育実習や、高校生に教職の魅力を伝える教員養成セミナーなどの充実を図ることとしております。

次に、「本町の教員不足の現状とその対策、今後の方針は」であります。

本町においては、現状、教員不足の状況には至っておりませんが、新学習指導要領実施に伴い、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められるなど、学校現場の負担が増えつつある中、指導体制の充実を図るために、適切な人員配置が必要であり、教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが重要であると考えております。このことから、今後も教員不足の状況を注視するとともに、必要に応じて、児童生徒支援加配や、義務教育9年間を見通した学園制加配などの加配措置による教職員数の充実に向けて、北海道教育委員会に要請してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「教員が抱えている悩みや問題を相談できる仕組み、体制構築が出来ているのか」についてであります。

国では、教員等の長時間勤務の是正や、メンタルヘルス不調等の健康障害の防止のため、各教育委員会内の学校における働き方改革の担当課や、教員等の福利厚生を担当する課等において、長時間勤務等の勤務条件や、メンタルヘルス不調等の健康障害に関する相談窓口を設けることが重要と示しております。県費負担教職員に係る長時間勤務等の勤務条件や、メンタルヘルス不調等の健康障害に関する相談窓口としては、北海道教育委員会において、心の健康総合相談室を設置し、電話相談や面接相談の連絡先を広く周知しております。

本町においては、学校における働き方改革として、メンタルヘルス対策の推進を掲げ、毎年、全教職員を対象に、心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックを実施することで、個人のストレスへの気づきを促し、メンタル不調の発生を未然に防ぐとともに、各自のストレス値を学校ごとに集計し、ストレス値の高い学校については、職場環境の改善や長時間労働等の改善に努めているところであります。

また、教職員の勤務条件やメンタルヘルス不調等の相談に関しましては、学校教育課で相談窓口の役割を担っておりますが、学校で教員が生徒指導上の諸課題などに直面した際に、スクールカウンセラーを派遣するなど、トラブル等に直面した際のサポート体制の構築にも努めているところであります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

とても丁寧なご答弁をいただきましたので、再質問も少なくなるかなと思うのですけれども、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の不登校の子どもの支援についてであります。

文部科学省では、2022年度に、病気などの理由以外で30日以上欠席した小学生が過去最多に上り、

10年連続、特に21年、22年の増え幅が非常に大きく、約10万人も多くなったと発表しております。コロナ禍の長期化で生活環境が変化をし、生活リズムが乱れたりする状況が続いたことなどが背景として考えられると分析しているようです。全国では、不登校の児童生徒の学びを支える、不登校特例校や公的支援施設フリースクールなどが設けられておりますが、予算や場所の確保が課題となり、不足しているのが実情であると認識しております。

そこで、本町として、不登校児童生徒が令和2年度は小学校、中学校合わせて32件、令和3年度で9校53件、令和4年度で8校47件、そしてご答弁にもありましたが、令和5年度11月現在までで10校57件という数字が出ておりますが、この現状を教育委員会としてどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 答弁の中でも申し上げましたけれども、不登校については、本町においても全国同様増加傾向にあるというふうに考えております。要因としては、さまざまな要因が絡み合っているというふうに思っておりまして、コロナもその一つの要因であろうかと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 不登校と一口に言いましても、その原因はさまざまだとは思うのですが、まず子どもたちの生活の変化について、心の小さなSOSという観点から、欠席が何日続いたら家庭訪問をしたり、また家庭との連絡、面談、不登校と疑われる場合の情報共有などは、どのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 欠席日数、何日でどのような面談をというところなのですけれども、具体的に5日以上だと10日以上だとそういうことではなく、日々の、欠席しますという連絡の中で、もちろんそれが続いているけば、さらに密に保護者のほうと相談といいましょうか、お話をさせていただくというような細かな対応を行っておりますので、何日からという決めは特にございません。

以上です。

情報共有の部分、すみません、ちょっと答弁漏れました。

学校のほうでも、SOSを受ける態勢もそうなのですけれども、それぞれの担任が個々にその問題を抱え込むものではなく、学校の中でチームとしてそういった部分を捉えるといいましょうか、情報共有をしながら、どういう支援体制を構築していくかというのを、逐一学校の中で相談体制設けていますので、そのような形で対応しているというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、子ども、そして親御さんとも綿密に連携を取っているということでしょうか。

不登校になる原因是さまざまことがあるかと思いますが、ヤングケアラー、子どもの貧困、虐待などのケース、友人や先生との関係、あらゆる要因の中で、いじめも関係するところの要因としてあるのではないかと思います。このいじめなのですが、令和3年度でいじめの認知件数が、本町では28件、令和4年度で46件ありますが、これについて、この認知件数と不登校の件数は多いと感じているのか、少ないと感じているのか、教育委員会の分析はどのようにしているのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 不登校の原因、いじめも原因としてはあるのではないかというようなお話をされども、まず、いじめの件数、今、岡本議員がおっしゃった件数、どんどん認知件数は多くなってきております。これは、学校における調査を行う際の積極的な認知ということで、例えば昔であれば、単純といいましょうか、明確にいじめというような定義の部分だったのですけれども、今は嫌な思いをするというような、そういった部分から積極的に認知を行っているということで、件数のほうが増えてきているというふうな傾向になっております。いじめの認知があった児童生徒が、不登校になった実態については、令和元年度からの状況で申し上げますと、現在まで該当者はおりませ

ん。というのが、生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるもののほか、いじめによる相当の期間、30日なのですけれども、学校を休むことを余儀なくされていると疑いがあると認められるものについては、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態ということで取り扱うこととなるものですので、こちらの発生はなかったというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、うちの町では、いじめで不登校になったりというようなことはなかったというふうに認識しているということありますね。では、私もそのように認識をさせていただきたく思います。

令和3年、4年においては、特にコロナ禍などで、子どもたちを取り巻く環境は、不安であったことなどが要因の一つにもなっているのではないかと推測はされますが、国としてもこの現状を踏まえて、COCOL0 プラン、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策を策定いたしました。そこで本町は、どのように取組を進め始めたのかということをお聞きしたわけですが、我が町には、居場所ということで、交流施設まっく・ざ・まっくが開設をされております。そのまっく・ざ・まっくの施設におきまして、現在、一人ひとりのニーズに合った多様な学びの場の確保が十分であるのか、をお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） ただいまお話にありました、まっく・ざ・まっく、そちらのほうの施設なのですが、もちろん日々の学習の支援のみならず、他の児童生徒や子どもカウンセラーとの交流を通じて、社会性を持たせるといいましょうか、持つような取組を行っているということで、その中では十分な学習の支援、さらには出席扱いにもさせていただいているところで、そこに来て学習、そういう取組をすれば、出席扱いというような指導要録上の扱いにもしているということにもなっておりまして、そういった支援につながっているというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今、まっく・ざ・まっくに通っているお子さんは、出席に値するということで、評価をしているということで、後ほどちょっとお尋ねしようかと思っていたのですが、そのように本当に大きな目で見ながら、子どもたちを支援しているということが認識できるところであります。

また、このまっく・ざ・まっくで、オンラインなどで授業なども支援に、授業の遅れなどがないよう受けることができるのかなということも心配だったのですが、ご答弁にもありましたように、約1名の方が、本当に学校の授業に遅れないようにということで、オンライン授業を受けているということもすごく安心したところでございます。

では次に、学校に戻りたいと心の変化があったとき、本人や保護者の希望に添える体制が取れているのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 不登校になってしまってからの対応として、保護者、本人との、もちろん面談もしながら相談をして、さらにはスクールカウンセラー、そういった活用をしながら、いろんな相談をしながら、もちろん復帰、学校に行けるようにという取組を日々努力しているところなのですが、そういうふうに行きますよということになっても、なかなかすぐにそういう普通教室に戻るということも難しい場合、もちろん考えられるかと思いますので、先ほどのお話にありました、校内教育支援センターと同様の空き教室であったり保健室、そういったところで、まず学校に来やすい環境をつくりながら、もちろんそういう慣れていく中で、普通教室のほうに戻っていくだとか、そういうことで、そういう対応になるのですけれども、この辺については、常に担任と、まっく・ざ・まっくもそうなのですけれども、子どもカウンセラーだったり、通常活用しているスクールカウンセラー、そちらのほうと情報共有しながら進めているので、そういう対応を元に、学校の復帰という形の対応を取っているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 今、ご答弁の中でも、校内教育支援センター同様の対応をしているということでお答えいただきましたが、ちょっと3番の質問のほうに移らせていただきますが、そのように、まっく・ざ・まっくに通いながらというところもあるのですが、そうではなく、まずそこの段階に行く前に、学校での中で、校内での中で、教育支援センター、スペシャルサポートルームとか、ステップルームなどをいいますが、そのような空き教室を利用しながら、そのようなところがきちっと明言されて通っていけるような状況になっているのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 今、岡本議員おっしゃったように、COCOLOプランなどでは、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームというような名称で言われておりますが、こういった名称を明らかにして、この教室がそうだよという形で明示しているということではなく、いろんな教育相談であったり、そういった学習支援だったりというような個別に使える空き教室だったり、保健室だったりというような対応を行っているというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） きちっとした名称を掲げるのではなくという今のお答えに対しまして、やはり自分の教室にはなかなか入っていけないのだけれども、何とか学校までは通う。学校の中で、そこから自分の教室に行くということが難しいというような生徒を、スペシャルサポートルームというような感じで、子どもたち、その中で人間関係、子どもたち同士の人間関係などもつくられる。教室には入って行けないのだけれども、そこで人間関係などがつくられるというようなこともあるというふうに伺っております。

福岡市では、ステップルームを2009年から開設をして、学校に通えるように、割合が4割を超えて、復帰率にもつながっているというデータも出ております。したがいまして、まっく・ざ・まっくへ行く前の、学校内で、まず学校までは行ける。そして、自分の教室にはちょっと厳しいのだけれども、みんなが、また同じような仲間の子どもたちがいる、そのステップルームには行けるというような、そういう体制をつくるっていくのも、一つの手ではないかなというふうに感じるのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 先ほど、言い方がちょっと私も足りなかつたのかなと思うのですけれども、校内教育支援センターと同様の対応を行っているというところが、今、岡本議員がおっしゃる、ステップルームといいましょうか、そういった役割も全て担っているお部屋だというふうな押さえで、各学校で対応しているというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 分かりました。今のご答弁ありがとうございます。そして、それから、ちょっと戻りますが、では、保護者の支援についてであります。

不登校の子どもを支援していく上で、保護者を支援していくことはとても重要なことであり、不登校の子どもの保護者の会などは、非常に重要な役割を果たしておりますが、現状では行政の支援が乏しいということで、政府が今回のプランを策定をされ、保護者の支援には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが対応しているということですが、現在、我が町には、子どもカウンセラーが4名おりますが、この4名で足りているのか、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 町内の子どもカウンセラーについては、主立っては、まっく・ざ・まっくに常駐している3名、さらにお一人ということでの対応であります。そことの相談ももちろんあろうかと思うのですけれども、主にやはり、直接、今スクールカウンセラーということで、心理士の資格を持った、そういった方がそれぞれ学校担当で、これ道費の負担の職員にはなるのですけれども、そういった方たちに入っていただいて、場合によっては、そういった不登校になってしまった保護者

の方に対しても、スクールカウンセラーがいろいろお話を聞いたり、相談に乗ったりとかということを対応しているところなので、ちょっと子どもカウンセラーとスクールカウンセラーという2種類が存在しながら、個々にそれぞれ相談に応じて対応しているというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 我が町には、小学校が9校、そして中学校が5校あるわけですが、このスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの有効性、重要性は大きなものと承知はしておりますが、道教育委員会に増員を強く要請していく必要性があると私は感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 先ほどちょっとご答弁いたしました2種類、子どもカウンセラーとスクールカウンセラー、スクールカウンセラーのほうは道費でというお話もありましたけれども、確かに、現在いろんなこういう不登校の事案が増えたりだと、本当にいろんな学校現場のほうでも難しい問題に直面しているということで、さらなる活用はやはり言われているのかなというふうに思われます。ただ、もちろん増員ということは考えていきたいのですけれども、道教委としても、何かそういった問題が発生した場合については、臨時的にさらに予算もつけながら、スクールカウンセラーを派遣してくれるというような対応もとっていただいているので、今のところは、個々の対応に応じて、北海道教育委員会のほうにお世話になりながら対応しているというような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） できるだけ、本当に子どもたちに弊害がないように、本当に小さなSOSを見逃さないように対応をしていただきたいというふうに思います。

この質問の最後なのですけれども、不登校を未然防止するため、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 未然防止、非常に大切なことだというふうに思います。それには、まず一番は、やはり先生方、保護者、大人がしっかりと子どもたちを見取る、見守る、これが一番だというふうに思っております。そういったことも含めて、地域の皆さんも含めて、お願いをしたいなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 教育長の心強いご答弁をいただきましたので、学級づくり、仲間づくりなど、子どもたち同士の人間関係、また教師と子どもとの人間関係をよりよいものとして、お互いに思いやる心の醸成に努めていくことが私は重要だと思いますので、そのところをしっかりと進めていただきたいと申し上げて、次の質間に移りたいと思います。

大きな2番目の「小中学校の教員不足の処遇改善について」であります。

まず、1点目の教員不足の現状と対応についてであります。これまで学校現場では、教員の長時間過密労働が問題視され、一定の働き方改革が進められてまいりましたが、なかなか進まず、全国的にも教員不足が深刻になっております。各学校の学級数によって定められた教員定数に応じて配置はされておりますが、産前産後休暇や育児休暇、病気休暇などを取得する教員の増加などにより、フルタイムで働く臨時の任用職員の需要が年々高まっているとのことです。したがって、必要な教員数の確保が困難になっているのが実情であります。

そこで、本町では、令和5年度、教員の必要数に対して、正規職員と臨時の任用職員が何人配置され、現時点では不足を生じているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 令和5年度の状況ということで、県費負担教職員数が、令和5年度、240人ありますが、正規職員として229人、非正規職員、これは先ほどおっしゃられる部分なのですけれども、11人ということで、先ほどの答弁にもありましたように、現在、本町においては、教員不足ということで、そういった配置されないという問題には至っていないというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） ちょっと確認なのですが、我が町では、教職員の不足はないということでしょうか。それとも欠員がないということなのでしょうか。ちょっとそこを確認したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） すみません。私の言い方が悪かったのかなと思うのですけれども、本町においては不足がないということで、今のところ、そういった、俗に言う、穴が開いているというところはありません。先ほど、令和3年度の状況でも、北海道では18人ということで、その中に十勝、幕別町も入っていないというところでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、年度途中の傷病や出産に伴う特別休暇、育児休暇などにより、新たな欠員が生じたことがなかったのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 本町の教職員の産前産後休暇や育児休業、病気休暇の取得者数のままで申し上げますと、本年12月1日現在、産前産後休暇はおらず、育児休業が6人、病気休暇が1人となっております。なお、定数外の取扱いとなる育児休業の6人に対しては、臨時の任用職員の代替教諭6人が配置されている状況にあります。これにつきましては、今までも、過去も、こういった形で育児休業等に入った場合については、臨時の任用職員の代替教諭が配置されているということで、それがつかなかつたということも、今までのところでいくと、そういった状況はございません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） では、臨時職員がついているということで、欠員が出たところに管理職が教壇に立つというのいうようなことはなかったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 先ほどもお話したように、これまでも、そういった臨時の任用職員、教員が、代替教諭が配置されてきたということですので、あえてそこを管理職等が対応したということはございません。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） その質問に対しまして、理解したところであります。

では、2番目の質問の、教員の採用についてであります。教員免許を持ちながら教職についていない、いわゆる潜在教員の発掘が私は必要ではないかと考えますが、その点について教育委員会としては、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 潜在的な教員免許を持った職員ということですけれども、教員自体の職業が魅力があって、教員になりたいというようなことがまず必要なことだと思うのですよね。それであれば欠員は出てこないでしょうし、採用倍率も上がってくるのだろうと思います。そういう魅力を持たせるということで、さまざま、我々のほうも労働環境を整備したり、いろんなことを対応したり、不登校に対しても、先ほど言ったようにカウンセラーを派遣したりとかということで、負担を軽減しながらしておりますので、潜在的な職員、教員免許を持っている方というのは、職員についていない方という前提だと思うのですけれども、なかなかそういう方はいらっしゃらないのではないかというふうには思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 教員という職業に対しまして、多様化する業務で、多忙化というようなイメージがすごく強く、希望に満ちた職業と捉えることができる環境になっているのかなというふうに危惧するところであります。

政府も、なり手不足を解消ということで、教員免許を10年更新制を廃止し、23年の4月からは研修制度というのを取っているということで、いかに教員が大変な職業で、本当に多忙化だというよう

なところを払拭するような状況をつくっているのではないかというふうに感じるのであります、我が町としても、そのようにいろいろな面で努力をされているというふうに認識してもよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 教員の採用の関係ということで認識をしてよろしいのでしょうか。教員の採用については、北海道教育委員会で実施をしているところなので、北海道では教員のなり手不足のために、何をやっていったらいいのかというのを、総合教育会議等々で、いろいろ検討をされているようですけれども、やはり道教委でも考えております、そして実際に取り組んでおります、答弁の中でも申し上げましたけれども、大学生や高校生に対する教職の魅力発信など、そういったことを通じて、受験する若者、学生をできるだけ増やそうというような取組ですけれども、そういったことを通じて、なり手を増やしていくということが大切なではないかなというふうに思っておりますし、それは町としても、そういうことが、なり手不足を解消していく上でいいことだろうというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） なかなか本当に教員という職業、どんな職業もそうですけれども、本当にいろいろな面で大変な思いをされているということで、一番子どもたちに不利益が被らないような体制にということで願っているところでございます。

では、3番目の教員のメンタルについてお伺いをさせていただきます。

国は、残業時間の上限を月45時間とする指針を定めていますが、道内の中学校の約34パーセントが過労死レベルとされており、月80時間以上の超過勤務をしていることが分かっております。2021年度から、各自治体で変形労働時間制を導入可能になっているわけですが、本町では教職員の負担軽減につながっているのか、本町で何人くらいの教員が制度を利用しているのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 変形労働時間制の関係ですけれども、もともと大分以前からあった4週間をスパンとした変形労働時間制、これについては、もう既に学校のほうには定着していますし、それを活用することによって、勤務時間といいましょうか、働き方改革につながっているものでございます。道教委のほうもいろいろ要件があったのですけれども、要件というか、対象となる業務もどんどん拡大して、取りやすく利用しやすくなっている状況でありますけれども、もう一つ、1年間をスパンとした変形労働時間制、数年前に導入されたわけなのですけれども、本町についてはまだ導入に至っておりません。これについては、内部でまだ検討中でありますけれども、非常に管理が煩雑だということもありまして、それについてはまだ研究中でありますので、すぐ導入ということではなく、さらに研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○11番（岡本眞利子） 教職員に本当に労働が大変だということから、負担軽減につながるようにぜひとも進めていただきたいというふうに思います。先日、札幌の女性教諭が、パワハラ原因で自殺という痛ましい報道がありました。当初は希望を持って教壇に立っていたと思いますが、いろいろなことがあります、鬱病を発症してしまい、悲しい結果になってしまったということが、先日、一般紙にてありました。そのようなことがないように、ぜひとも、教育委員会としても、教員の負担軽減に努めていただきたいなというふうに感じるところであります。教員が心身ともに健康な状態であってこそ、子どもたちの健全な成長に力を注ぐことができるかと思います。子どもたちの声に一つ一つ丁寧に答える教育こそ、子どもたちは豊かに育つと思います。一人ひとりの目が届くよう教育条件を整えることを強く求めまして、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

15：03 休憩

15：10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塙本逸彦議員の発言を許します。

塙本逸彦議員。

○2番（塙本逸彦） 通告に従い、質問いたします。

忠類駅の今後の利用と保全について。

国鉄広尾線の廃止に伴い廃駅となった忠類駅は、当時の駅舎が現在も残され、町が交通公園として管理しています。

忠類駅舎には、駅の備品や掲示物が当時のまま残され、鉄道遺構としての貴重な駅舎であり、今後の利用と保全について、以下の点を伺います。

- 1、盜難対策などのセキュリティーを強化する考えは。
- 2、イベント開催など、さらなる活用を行う考えは。
- 3、クラウドファンディング等を活用し、保全管理をしていく考えは。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 塙本議員のご質問にお答えいたします。

「忠類駅の今後の利用と保全について」であります。

忠類駅は、昭和5年10月10日、旧国鉄広尾線の中札内駅から大樹駅間が延伸されたことに伴い開業いたしました。

旧忠類村は、この忠類駅の開業によって市街地が誕生し、開拓者が増え、次々と新しい集落が誕生するなど、駅とともに市街地の広がりが形成されてまいりました。

しかしながら、昭和57年、広尾線が日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づく合理化計画の第2次赤字廃止線の対象となり、62年2月1日、広尾線は惜しまれながら廃止され、同時に忠類駅も廃駅となりましたが、翌63年、旧忠類村が忠類駅および駅周辺用地を買収し、交通公園として施設を整え、旧駅舎を公園内施設「鉄道資料館」として廃止時そのままの姿で保存するなど、現在でも在りし日の姿をしのばせております。

ご質問の1点目、「盜難対策などのセキュリティーを強化する考えは」についてであります。

交通公園内の鉄道資料館である旧駅舎は、毎年4月から11月初旬まで開放しており、午前8時に開錠、午後5時に施錠し、施設内を公開しております。

施設内には、待合室や事務室に廃止時の運賃料金表や鉄道電話、駅員の制服などを展示しているほか、プラットホームに出入りすることが可能となっており、旧線路上には車掌車両1台、貨車2台を配置し、かつて鉄道が運行されていた当時の姿を再現しております。

開放期間中は、忠類公園等管理業務として、公園内の草刈りや敷地内および鉄道資料館内の清掃を月1回実施し、環境整備に努めています。

ご質問にありますセキュリティーの強化についてでありますが、現状は施錠している事務室内に物品等の資料を展示し、待合室から観覧していただいているが、事務室と待合室との間は、これまでガラスを割れにくい素材のものに交換するなどの対策を行っており、盜難や破損は確認されておりませんことから、引き続き現状の管理方法等を継続してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「イベント開催など、さらなる活用を行う考えは」についてであります。

忠類駅では、幕別町との合併後の平成19年から、忠類の町なかに賑わいを創出しようと、町商工会青年部が企画をし、毎年6月下旬に飲食店や地域の団体による屋台のほか、ミニコンサートや抽選会など、子どもから大人まで楽しめるイベントとして「忠類チョマナイかいフェスティバル」が開催されておりました。

しかしながら、会場周辺の交通規制や駐車場の確保のほか、隣接する建物への出入りに支障が生じるなど、多くの人が集まるイベントを開催するには立地的な問題があつたことから、平成 29 年が最後の開催となりました。

忠類地域においては、ホテルや道の駅、ナウマン公園など、国道沿線に多くの観光資源が集積しており、中学校グラウンドを含め十分な駐車場やトイレが確保できる上、民家がほとんどないことから、多くの来訪者があつても周辺に与える影響もなく、1,000 人規模のイベントの開催には最適の場所となっております。

こうしたことから、現段階においては交通公園周辺における町主催のイベントの開催は考えておりませんが、かつて「忠類チョマナイかいフェスティバル」で開催された駅舎前でのミニコンサートなど、周辺への影響が少ない小規模なイベント開催の機運が盛り上がれば、町としても後押しをしてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「クラウドファンディング等を活用し、保全管理をしていく考えは」についてであります。

旧広尾線にあつた 17 駅のうち駅舎が現存するのは、忠類駅のほか、帶広駅、愛国駅、幸福駅、大樹駅、豊似駅の 5 駅ですが、忠類駅以外はいずれも開業後に改築されていることから、開業当時の姿のままで現存するのは忠類駅だけであり、旧広尾線の雰囲気をそのまま感じ取ることができる唯一の駅舎となっております。

また、駅舎内に設置している「思い出ノート」を拝見いたしますと、旧広尾線の廃線から 36 年が経過した現在でも、全国各地から観光客や鉄道愛好家など多くの方が訪れて、当時の様子を体感しているようあります。

町といたしましては、忠類駅が地域の発展へ果たした歴史的な功績のある施設として、可能な限り廃線当時の姿を保ち、訪れる皆さんにその姿を見ていただけるよう、必要に応じて適宜補修等を行つてまいりました。

現段階においては、クラウドファンディング等の活用については考えておりませんが、今後におきましても、地域の歴史を伝える駅舎としての機能を維持できるよう、適切な保全管理に努めてまいりたいと考えております。

以上で、塙本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 塙本議員。

○2 番（塙本逸彦） ご答弁、伺いました、ちょっと安心したところでありますけれども、こういった公園の中、幕別町のホームページを拝見いたしましたが、交通公園としてはこの忠類駅だけでございます。私も鉄道愛好家の一人として非常に駅は愛着がありまして、中には当時のポスターとかそのまま飾られています。SNS とかでは、結構愛好家の間では、もうよく出てくる駅でもありますし、検索をかけますと 1 万 8,000 件ぐらいヒットするという、まあまあその世界では割と人気のある駅でありますので、あえてあまり広がり過ぎると、そういうふうに合わせた、オーバーツーリズムではありませんが、盗難等の確率も上がっててしまうというご意見も納得するところではありますけれども、起きてしまっては遅いこともあります。ポスター等ありますけれども、あの辺はもう本当に心ない人からいったら、簡単に持っていくことができるような感じですので、今後ともそれなりにそういった、なくなってしまってからでは遅いと思いますので、本当に要望としてはカメラをつけるとか、そういうことまでしていただければと思うのですけれども、なかなか予算等ありますので、その辺も今後ちょっと検討課題としてお願いできればと思っております。

本当に駅というのは、やっぱりそれぞれ思い出のあるところで、廃線が昨今、JR 北海道に限らず、全国的に増えているところで、町としてはそれを観光資源として大きく生かしている、鉄道遺構として生かしているところもありますけれども、忠類駅に関しましても十分な価値のある当時のそのままの資産でございますので、行政資産として税金をかけてメンテナンスをしていく以上は、やっぱりそれなりの、来ていただいても満足していただけるようなものになっていけばなと思います。現状は、

ホームとかの部分がありますけれども、今ちょっと問題に、ここは補修しなければいけないなというようなところが、そちらの町のほうで把握をしていれば、ちょっと教えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 建物そのものではないのですけれども、建物からホームに出ることができます、貨車なども見ることができますけれども、その中の若干ホームの傾きが逆のほうに行っているというか、線路側に行っているというか、ちょっと隙間が空いているので、ここはどういう形にするかは別にして、少なくとも危険だということの周知はしなければならないと思っております。ただ、あれは倒れてしまうとホームがなくなるので、そこは倒れないようにしつつ、あそこにはまってけがをするとか、そういう危険なことがないようにしなければならないなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 塚本議員。

○2番（塚本逸彦） やはりあの駅も、駅舎、そして貨車の状態も非常によくて、価値があるかと思うのですけれども、やっぱりホームにぎりぎりまで立つというのもなかなか一つの醍醐味でもありますので、今、単管で安全対策がなされているかと思いますけれども、あれを直すとなると、実際に造らなければいけないので、相当なお金がかかると思います。それでまた要するに町の予算だけでやるということも、なかなか進み難いと思いますので、クラウドファンディングとか、今募金に関しても電子マネーで募金ができますので、そういった部分も含めて、民間の資金力も活用しながら、そういった修繕に向けて、崩れてしまう前に何とか、症状が軽いうちに保全して、ユーチューブに上げても、あの単管が映らないような映像になるように、本当に当時の駅の風景が戻るようになっていけばいいかなと思いました、このような質問をさせていただきました。

身近なものに関しては、なかなか関心も湧きにくいのですけれども、訪れる方の車とかノートを見ますと、道外の方が結構多いと思います。私も道外にいる頃から、最初は走っていましたけれども、なくなつてからでも、何回か訪れた場所でもありますので、どうぞ貴重な町としての資産でもありますので、鉄道遺構として残していくいただきたいと思います。

そして、活用でイベント等というのは、もう本当に人との問題もありますし、商工会の皆さんもそこまで余裕がないというお話を伺いました。そういった部分ありますけれども、民間で有志が集まつて、鉄道の日に何かイベントやってみようかとか、そういったものがあったら、ぜひともここにもありますように、町としても応援していただけたらと思います。

今後とも町としては、具体的にはイベントそのもの、そういったものはなかなか難しいとは思いますけれども、そういうものを応援していただけるということをここにも書いていただけましたので、よろしくお願ひいたします。

いずれにしても、駅舎も古いですから、今後地震とかそういうもので大きな損害が出てしまっては、修復するとなると、やはり相当な費用もかさむわけですので、日頃のメンテナンスで徐々に維持しながら、軽微な補修をしながらやっていったほうが、最終的にはコストもかからないかと思いますので、その点も含めてお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、塚本逸彦議員の質問を終わります。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○9番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

必要な介護を受けられるよう介護保険制度に。

介護保険制度が始まって23年経過しましたが、いまだに必要なサービスが利用できない事態が広がっております。また、家族介護を理由とした介護離職は年間9万人から14万人と推計され、介護心中など痛ましい事件が後を絶っておりません。

介護の人手不足・低収入による介護崩壊も現実味を帶びております。

国は昨年、利用者負担増を含む7項目の改定案を示しましたが、大きな反対の世論の下で先送りしました。しかし、一部の見直し案については検討が継続されております。

一つ目は高所得者の保険料を引き上げること、二つ目は利用料の2割負担の対象者の拡大、三つ目は老健施設の多床室料金を全額自己負担とすることです。言うまでもなく大きな負担増につながります。その他、ケアプランの有料化や軽度者のさらなる保険外しは、次の介護計画策定に上がっておりま

す。2024年は3年ごとに介護保険のサービス量や保険料を見直す年であり、町独自で決めることができます。保険料は1期目3,033円から8期目5,700円と約1.9倍に引き上げられ、高齢者の暮らしを圧迫しております。今やるべきことは、負担増ではなく、介護保険制度の抜本的な改善を国に求め、憲法25条に定められている国民には生存権、国は生活保障の義務があるという立場から「介護の社会化」に向かっていきことです。

以下、次の点について伺います。

1、第9期介護保険事業計画策定に当たり、これ以上は保険料を引き上げるべきではないと思いますが、町の考えは。

2、昨年、国は介護保険制度の7項目の改定を行うとしておりましたが、4項目が先送りされ、今回3項目の改定が示されました。以下、実施しないよう国に求めていくことについて、町の見解は。

(1) 高所得者の保険料の引上げの検討。

(2) 利用料の2割負担対象の拡大。

(3) 老健施設の多床室料金を全額自己負担に。

3、介護職員初任者研修受講料は5万円から8万円、介護福祉士実務者研修受講料は7万円から10万円の費用がかかります。介護者育成のため受講料の助成をする考えは。

4、町の「介護用品給付事業」の対象者は要介護4または5となっておりますが、特養入所基準の介護3も対象にすべきではないのか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「必要な介護を受けられる介護保険制度に」についてであります。

介護保険制度は、創設から23年がたち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着し、発展してきているところでありますが、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年が近づく中で、高齢化は今後さらに進行していくことが見込まれており、人口動態に応じた介護サービスの基盤整備や高齢者介護を支える人材確保等が重要となっています。

本町におきましても、現在、策定に向け内容をまとめております「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において、令和7年には65歳以上の人口が9,000人を超える、高齢化率は36.5パーセントと推計しており、高齢者のみの世帯や認知症等の支援を要する高齢者が増えていくと見込んでおりますことから、介護保険制度の持続可能性を高めながら、介護サービスのみに頼らない「地域包括ケアシステム」をさらに推進していくことが不可欠であります。

こうした高齢者を取り巻く社会情勢を十分踏まえながら、「第6期幕別町総合計画」において掲げた「みんながつながる住まいのまくべつ」という目標の下、本町が描く明るい長寿社会の実現に向け、現状の施策の検証や見直しを行い、令和6年度を始期とする3か年の計画であります「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定作業を進めております。

ご質問の1点目、「第9期介護保険事業計画策定に当たり、これ以上は保険料を引き上げるべきではないと思うが、町の考えは」についてであります。

本町におきましては、令和3年度から5年度までの3か年を計画期間とした「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者施策と介護保険事業を実施しており、最終年度となります

本年度、「幕別町介護保険運営等協議会」において、実施内容の検証や実績の確認、施策に対するご意見をいただき、これらを参考として、現在、「第9期計画」の策定作業を進めているところであります。

介護保険制度においては、計画期間内の総人口や高齢者人口、要介護認定率などの基礎的な数値の推計を行い、期間内に被保険者に対して実施する介護保険サービスの給付見込み量を集計することで、決められた割合に応じて国、都道府県、市町村が負担すべき額と、介護保険料として65歳以上の第1号被保険者、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する額がそれぞれ算出されます。

令和6年度からの介護保険料につきましては、「第9期計画」の策定中でありますことから、額についてはお答えできませんが、介護保険制度は「給付と負担」のバランスの上に成り立つ制度であり、必要とされる介護保険サービスを見込み、それに見合う保険料が算出されるものと考えておりますので、見込まれる介護保険サービスの総量を的確に把握するとともに、介護給付費準備基金の活用を視野に入れて、保険料の算定に当たってまいります。

ご質問の2点目、「昨年、国は介護保険制度の7項目の改定を行うとしていたが4項目が先送りされ、今回3項目の改定が示された、以下、実施しないよう国に求めていくことについて、町の見解は」についてであります。

国では、令和6年度からの「第9期介護保険事業計画」に向けて、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の改正に関する議論が行われ、過去から継続的に審議されてきた項目も含め、大きく分けて7項目の改定の在り方について検討されてきました。

この大きく分けた7項目のうち、「ケアマネジメントに関する給付の在り方」「軽度者への生活援助サービス等に関する在り方」については、第10期計画期間まで結論が先送りされたほか、「被保険者・受給者範囲」と「補足給付に関する給付の在り方」については、結論を出す時期は明確にはならなかったものの、引き続き検討することとなっております。

次期計画期間までに結論を出すとされた3項目のうちの一つ目、「高所得者の保険料の引上げの検討」につきましては、高齢化の進展による第1号被保険者の増加等に伴う、給付費の増による保険料上昇が見込まれており、低所得者の負担軽減に係る公費の負担が過度に増加することを防ぐため、原則9段階であった保険料の段階を13段階とし、合計所得が410万円以上の段階における高所得者の負担を増やす設定とする考え方方が示されております。

二つ目の「利用料の2割負担対象の拡大」について検討されている項目のうち、現行、所得上位20パーセントの方が2割負担となっている対象範囲を、所得上位30パーセントの方まで拡大することにつきましては、去る7日に開催された厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、部会では結論を出さず、処遇改善や介護報酬改定の対応と合わせて、2024年度の予算編成過程で検討するとされたところであります。

この二つの改定案は、低所得者の負担軽減を図る一方で、高所得者には保険料とサービス利用時に一定程度負担をいただくことにより、「給付と負担」のバランスを保ち、低所得者の生活を守りながら、介護保険制度を維持する上で、重要でありますことから、引き続き検討経過を注視していく必要があると考えております。

次に、三つ目の「老健施設の多床室料金を全額自己負担」につきましては、居宅と施設の公平性を確保し、どの施設であっても公平な居住費を求めていくという観点から、現在は給付対象となっている介護老人保健施設の多床室の室料相当額について、次の計画期間から基本サービス費等から除外し、自己負担とする見直しを行うべきであるという考え方方が示されております。

直近では、12月4日の厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会において、介護老人保健施設は、在宅復帰及び在宅療養支援を行う施設であるものの、五つある施設類型のうちの「その他型」と療養病床から転換した介護療養型老人保健施設については、実態として、死亡退所が多く、事実上の生活の場として選択されていることから、介護老人福祉施設利用者や在宅の方との公平性を考慮し、多床室の室料を自己負担とする方向で協議が進められております。

本町に所在する介護老人保健施設は、在宅復帰及び在宅療養支援機能が最も高い「超強化型」でありますことから、今回の見直しの対象とはならない見込みであるものの、町民の方が利用する町外の介護老人保健施設によっては、対象となることが考えられますが、該当施設入所者における低所得者への配慮として、補足給付により利用者負担を増加させないよう、検討されているところでありますので、検討経過を注視してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「介護職員初任者研修受講料は5万円から8万円、介護福祉士実務者研修受講料は7万円から10万円の費用がかかる、介護者育成のため受講料の助成をする考えは」についてあります。

「介護職員初任者研修」は介護職員の入門資格として、介護業務に必要な最低限の知識や技術を身につけ、基本的な介護業務を行うための研修であり、「介護福祉士実務者研修」は、幅広い利用者への介護提供能力や医療的ケアの知識が習得でき、介護福祉士の受験資格として、研修の修了が必須となるものであります。

その受講費用については、訪問介護サービスを行う町内の多くの事業所において、働きながら資格取得を目指す職員に対し、「介護職員初任者研修」の受講料を助成しており、「介護福祉士実務者研修」についても助成している事業所があるほか、国の助成制度もありますことから、現時点において町が独自に受講料の助成をする考えはありません。

ご質問の4点目、「町の『介護用品給付事業』の対象者は要介護4または5となっているが、特養入所基準の介護3も対象にすべきではないのか」についてあります。

本町におきましては、在宅において重度の介護を必要とする方を介護する家族等の身体的、精神的、経済的な負担の軽減と、要介護者の在宅生活の支援を図ることを目的として、介護用品の購入に要した費用のうち、月額1人当たり6,000円を限度として支給する幕別町介護用品等給付事業を実施しております。

この事業の対象者は、介護保険法第27条に規定する要介護認定において、要介護4または要介護5と判定された方で、常時介護用品等の使用が必要と認められる方としておりますが、要介護3以下であっても、認知症等により常時介護用品等の使用が必要と認められる方については、対象としているところであります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 一つ目ですが、第9期介護保険料、この保険料が今回改定になるわけですけれども、引き上げるべきではない、さらに引き下げる事はできないか、そういうことも含めて質問をさせていただきたいと思います。

今、消費税は社会保障のためといいまして、5パーセントから8パーセント、10パーセントと増額されております。本当に社会保障のためにこの消費税が使われているのか、それは地域歩いても皆さんそうおっしゃいます。高齢者はもちろん若い方もそういう発言をしております。

今、社会保障は、年金、医療、介護など、あらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返されておりまます。この30年間の間に国民年金の保険料は約2倍、それから介護保険料は約2倍になっております。一方で、10年前に比べまして年金は7.3パーセント減っております。医療費の負担が増えてきております。具体的に言いますと、国民年金は1960年代には月8,400円だったのが、今2020年度は1万6,540円、約2倍です。介護保険料は、今、質問いたしておりますけれども約2倍、幕別町は1.9倍になっております。75歳以上の医療費、1990年は1か月800円だったのが、1割から3割になっております。介護サービスの利用料も、スタート時点は1割だったのです。これが今1割から3割、所得の階層によって負担が増えております。年金支給、これは2013年から23年度、第2次安倍政権以降ですけれども、さっき質問しましたけれども、7.3パーセントに引き下げられております。

こういう中で、この第9期の介護保険料、これは高齢者の関心事でもあります。こういう経済状況の中で、さらに引き上げるとなりますと、介護保険料だけ見ると引上げ高はそんなに多くないとして

も、今、質問いたしているところですが、いろんな負担が増えていて、高齢者にとってはほとんどの方が年金が収入ですよね。そこからいろんなものを引かれますと、可処分所得、実質的に使えるお金が少ないのでよ。そういう中で、やはり私は現状維持、さらに引き下げる、こういう方向で、町の財政としても大変だとは思うのです、基金も繰り入れると言っておりますから。そういう中で引き上げるべきではない、現状維持か引下げ、そういう方向で検討していくべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 介護保険制度そのものが、サービスが高くなれば、当然負担も多くなるという、そういう仕組の下で運営をされているわけでありますから、そうなると、何もサービスがない、施設サービスがないようなところであれば、恐らく保険料も少ないのだろうと思はりますけれども、ただ一定程度のサービスを受けることができる環境にあるわけでありますので、ここはそれに見合った保険料を納めることもやむを得ないところであるというふうに私は思っています。

ただ、やはり今ご説明をいただきました、他のものが非常に物価が上がっているという中で負担が増えていくというのは、やはり賃金もそうなのですが、実質賃金が下がっている状況に今あるわけでありますが、そういう中において、さらに負担を求めるということは、私も非常につらい思いであります。

ただ、それは言っても、これを制度として維持していくためには、やっぱり負担と給付というこのバランスはしっかりと取らなければならない。では、何をすればいいかというと、これは国がもうそこにお金を突っ込むしかないわけでありますので、そこは町村会としても、これもう何年、毎年毎年言い続けてきているわけであります。その結果として現状があるわけでありますから、今まさに9期の保険料を算出をしている最中でありますけれども、これを野原議員がおっしゃるような現状維持、あるいは引下げということになると、ちょっと厳しいかな、ちょっとではないです、極めて厳しいかなと、そんな状況に今あるわけであります。そういう中で、準備基金、これもできるだけ投入をしてと、これは本当は今まで保険料がもらい過ぎたことがあるのかもしれませんけれども、これはやはりしっかりと投入しながら、負担が多くならないように努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 今、町長いみじくもおっしゃいましたけれども、これ、制度の矛盾というふうに思います。給付と負担のバランスということでありまして、これは介護保険制度の中身そのものがそういう状況だということは重々承知しております。ここを崩さないように、このバランスでいくとすると、今の介護保険制度では、利用者に負担を求めるか、町村に負担を求めるか、そういうことになりますよね。これから、2番目も私質問予定しておりますけれども、これはやはり国の負担割合を増やしていく、そこを求めていくということが大事だというふうに私は思っております。ですから、そこは私たち思いは、町長のおっしゃったことと一致しておりますけれども、そこを崩していく、国の負担を増やしていく、そこをどうするかというところでは、町長は町村会の中でお話をしていくということでした。

それで、私たちとしては、今7項目あったところの4項目は先送りされたとなっております。今3項目が浮上しているのですけれども、4項目がどうして先送りにされてたかといいますと、利用者ですとか介護施設の方ですとかそういういろんな団体が、これでは介護保険制度が崩壊してしまう、高齢者はどうするのだ、若い人はどうするのだということで先送りになったわけですから、そういう声をさらに大きくしていく、これが私は大事だと思っております。

それで、介護保険制度が始まる前は、高齢者福祉の状況、そういうところでは国の負担が50パーセントだったのですよね。それをいきなり戻しなさいとは言いません。段階的にやはり国の負担を増やしていく、そうしなければ、ますます高齢者は息が詰まって暮らしていかれない、こういう状況にあるのではないかと思いますので、私たちもいろんな団体に呼びかけて、介護保険制度の改善を求めて

いきますけれども、町村会としてそこをしっかりと強力に意見を上げていっていただきたい。そして、介護保険料は、前段で発言いたしましたように、高齢者の立場、これから若い人の立場に立てば、本当に切実な問題であるということを申し上げたいと思います。

次に、2番目に入ります。

高齢者の保険料の引上げの検討なのですけれども、このことにつきましては、実際に金額は答弁の中に入っておりますけれども、私が調べたところでは、現在は単身世帯の場合、年金収入が280万円以上の人人が2割負担、340万円以上であれば3割負担です。厚労省は今いろんな段階を考えているということなのですけれども、一番低い段階で190万円以上の年収のある方を2割負担にしていく、こういうことも検討されております。年収190万円といいましても、税金ですか、介護、医療の保険料など納めれば、可処分所得は、この190万円が高所得者と言えるのでしょうか。本当に暮らしは大変なんです。これ1か月にすると10万ちょっとなのですよね。そうすると、どれだけの人が負担増になるかということになると思います。こういう状況の中で、やはり2割負担の対象を広げるべきではないと私は思うのですよね。これもやはり町村会から発言していってもらうというふうになるとは思うのですけれども、本当に高齢者の暮らしをどういうふうに考えているのだと、本当に私は怒りに震えてしまうわけでございます。こういうことは高齢者の方おっしゃるには、今まで一生懸命若いとき働いてきたのに、年金もぎりぎりで生活しているのに、こんなに負担重くなったらどうするのだという切実な声が寄せられております。ですから、このこともそうです。そのことについて、町長お答えいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに高齢者の方は、今までこの日本のためにしっかりと働いていただいて、今の繁栄があるわけですから、そこはしっかりと敬意を表さなければならぬと思いますけれども、ただ、高齢者だからといって負担が多いのは駄目だというのはちょっと違うのであって、高齢者でもいろんな所得の方がいらっしゃいますので、高所得の方については、それなりの負担はしていただくのは私は当然なのかなと思っていますので、それは今おっしゃったような190万円の方に負担を強いられるというのは、ちょっとその辺はどうなのかなというふうな感じもしておりますので、範囲内において負担をしていただくのは、適正な負担の在り方であるというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 高所得者といつてもさまざまな収入の方がいらっしゃいます。私は、190万円という、ここが高所得者なのかというふうな見解ですね。それと、それが高所得者というふうに町長もお考えではないというような発言でした。どうしてなのかといいますと、昨年10月から後期高齢者の医療費の窓口負担が、単身で年収200万円以上が2割負担になっているのです。それに併せて、介護保険料の利用料も合わせていくということになりますよね。後期高齢者は2年ごとに介護保険料の見直しも決められております。そうしますと、2024年は後期高齢者の医療費の負担と、それから介護保険料の利用料の負担とダブルパンチなのですよね。負担感がすごく大きくなるのです。

だから、そういう中でのこの引上げが本当にどうなのかということを、国のほうに、厚生労働省のほうに問い合わせいかなければならない。もう黙っていればどんどん基準が引き下げられて、負担が重くなるのです。そうすると、今まで国民年金とかそういう方の負担がもうこれ以上はということで、中間層に求められてきているのです。私、前にも言ったと思うのですけれども、そうなったら公務員労働者ですか、そういうところの負担増がぐっと上がります。そうなってからでは、本當にもう町の経済もなかなか回ってこない。高齢化率が高くなると、年金で生活していきます。年金で十分生活していくければ、皆さん貯金でなくて買物に回ります。ですから、地域の経済も回っていくのです。そこが痛めつけられると、地域の経済も回っていかなくなる、こういう悪循環に陥るのではないかと私は思います。そこで町長のお考え、どのようにお考えになるか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それもうおっしゃるとおりで、何の反論の余地もありません。これは、もう結局

所得が多くなれば、生活費というのはほぼ決まっていますから、それを超える分はやっぱり消費に回るわけでありますので、そこはやっぱり消費に回るお金がたくさんあるような所得であることが望ましいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） そこは一致するところかなと思いますので、ぜひ声をさらに大きくしていっていただきたいと思います。

それと、老健施設の多床室なのですけれども、老健施設はついの住みかというふうに押さえると、そういうふうに厚労省は考えているようですけれども、老健というのは、生活の施設とかではなくて、在宅復帰を目指しているわけですよね。だから、ついの住みかという押さえということではないと思うのです。元気になって地域に帰って、元気を取り戻して、また具合悪くなったら入る、これが老健施設だと思うのですよね。それをついの住みかといって部屋代を徴収するという、そこの根本的な考え方というのは、是正していかなければならないと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 老健施設も、その中に型というものがありまして、うちのあかしやの老健施設あたりは、まさに野原議員がおっしゃったような自宅に帰るための施設、一番その性格が強い、超強化型というらしいですけれども、それを全部五つぐらいある型の全てを、部屋料を取るという意味ではなくて、先ほども申し上げたのですけれども、本当に住みかというか、居住室、自宅と同じような扱いになっている。つまりほとんどの方がそこで亡くなっていると、ついの住みかになっているというのが、その他型というふうに分類されるところなのです。そのところだけ部屋料をもらいましょうということですので、私はそれは特養だとか、自宅でも部屋代はかかるわけですから、そこのバランスから考えても、おかしな考え方ではないのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） やはり部屋代の徴収というのは、すべきではないというふうに私、思います、多床室の料金をね。

それで、今、答弁の中であったのですけれども、幕別町が描く明るい長寿社会の実現に向けてと答弁にありました。実際にこういうふうに介護保険制度がじわじわと高齢者の生活を狭めていく、この今まで行ったら本当に経済的に大変で、外に出ていくというよりも、高齢者のひきこもりにつながると思うのですよね。そして、健康寿命を延ばす、いつも町長おっしゃいますけれども、それに逆行するのではないかと、非常に不安感が大きくなっています。ですから、これは町だけの責任ではないわけですから、そのところの改善を、今、声を大きくしていかなければ、ますます介護保険制度は、保険料は払っても実際に利用できるところが少なくなって、ますます高齢者が自立していかれない、こういう制度になっていくのではないかというふうに思います。それで、負担が重くなりますが、やはり高齢者の生活を若い世代が援助していかなければならない。財政的にも人的にも援助していかなければ、高齢者の生活が成り立たなくなる、こういう状況に今進んでいくのではないかという危惧が非常に大きくなっています。

ですから、ここどころは、本当に国の財政をしっかりと高齢者のところに配分していく、ここどころが私は大事だと思っておりますので、改めてそういうところを国に強く求めていく。これは自治体だけではなくて、介護施設に関わる、今、施設も縮小なり、人材不足ですとか、経営も困難になって、経営が成り立たないというふうにして、閉めていく事業所もあるというふうに実際になっております。そうすると、どこへ行けばいいのでしょうか。自宅にいてきちんとヘルパーさんなどが介護してくれればいいです、経済もきちんと確立していく。そうでなかつたら本当に将来不安です。ですから、そういう点では幕別町だけの問題ではありませんので、しっかりともう全国的に声を上げていくときではないかと思いますので、強くそこを求めていきたいと思います。そこで国の責任、町長もそのうちだんだん近づいてくると思うのですが、十分安心だというのであればそれはそれで。でも、町長は町民の暮らしをしっかりと守っていくという責任があるわけですから、そこのところをしっかりと

と強調していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、私に課せられた責務をはるかに超えている状況にあるなという感じがしています。もう日本経済の問題、全体の問題でありまして、単に高齢者だけの話ではなくて、これは介護施設で働く方も、今も介護報酬が低いので職離れをしていくという実態もあるわけで、ある町では、今日の新聞ですけれども、働き手がいなくて介護施設がないという、これ観光ですばらしい今繁栄をしているところなのですが、結局賃金が安いから働かない、働き手がいない、だから介護施設がなくなる。そんなアンバランスも出ているようありますけれども、いずれにしてもここは本当に国がしっかりとまずはお金を投入してくれないと、もう町はない袖は全然振れませんので、やっぱり先ほど来、出ておりますように、しっかりと地方としては国に対してお金を出してくれと、健全財政ができるように金を出してくれと、そういうことを呼び続けてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） そこは私も同感です。私があらゆる方面で声を上げていきたいと思います。そこではもう町と連携を取っていけるのではないかというふうに思います。（笑い声）
何で笑うのでしょうか。

次、介護職員の助成なのですけれども、介護施設などでも、国も助成しているという答弁でした。しかし、今現実では、施設も本当に経営が困難だという状況、それから介護職員の賃金も全産業の平均賃金よりも6万円から7万円低い、こういう状況です。こういう中で、資格を取得するためには、各講習を受ける場所によって違うのですけれども、多いところでは7万円から10万円かかるという、こういう状況の中で、事業所や国が助成していても、町でも助成することによって、介護職員が資格を取得する。このことは施設を利用している高齢者にとっても、やはり介護の技術が上がるということは、安心して施設を利用することにつながるのですよね。そうすると、幕別町でもそういう職員が増えることによって、施設の姿勢も変わると思います。それから、職員の技術も上がると思います。そういう意味では、研修を受けたいという人を1人でも多く増やしていくということが大事だと思いまして、町の助成も必要ではないか、そういう視点で質問いたしました。いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町にとっても、介護事業所がしっかりと経営をしていただく、そのためには技術を持った職員が必要であるということは、これはもう重々承知しております。ただ、それは町にとっても必要ですし、事業所にとっても必要なこと、両者必要であります。そこに入所される高齢者の方にとっても必要でありますけれども、少なくとも町は一方的にというのではなくて、ここは事業所と町の共通の課題でありますから、そこは、一方的に町は出しますよということではなくて、事業所と協力しながら、お互いに出しましょうという形が取れるのが一番なのかなというふうに思います。

ただ、実際にその辺の意見交換は、私としては意見交換はしておりませんけれども、それは職員がこれまでにさまざまな悩みなりを聞いているわけでありますから、そういう中でどういう形がいいのかは探ってまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 介護職員の初任者研修というふうになっていますが、一般的にヘルパーの1級、2級ですよね。ですから、今、成り手がいなくて、高齢化も進んでいるということで、若い担い手を育てていくことがもう急がれると思うのです。そのことによって資格者が増える、そして施設介護の技術が向上する。これは高齢者にとっても、本当に安心して施設を利用できるのですね。それから、家庭へのヘルパーさんの訪問にしても、安心して相談できる。なかなかヘルパーさんも忙しくて、相談できないとかという声も聞こえてきているのですけれども、その短い時間の中でどうやって高齢者が安心してヘルパーさんに相談して利用できるか、そういうところにつながると私は思っておりますので、ぜひ介護施設とも相談いたしまして、どういう形で育成していくことができるのか、助成ができないはどういう形がいいのか、そういうこともぜひ検討して、育成をしていくことが必要

ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 事業所にとっても、資格を取ると実は給料が上がるのですね。その負担増もありますので、痛しかゆしのところはあるのかとは思いますけれども、どういう形がいいのかについては、しっかりと協議をしながら、お互いにというか、町にとっても事業所にとっても働く方にとってもいいような形での結論が見いだせればというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 高齢化率が上がっていきますので、やはり早く手立てを取っていくことが必要だというふうに思います。

次に、介護用品の給付事業なのですけれども、今これは介護度4、5が対象というふうになっております。答弁の中では、要介護3であっても、認知症等により必要な方は認めているというふうに答弁されているのですけれども、これは明記していなければ、実際に介護3の方であっても、家族の方は知らない場合があると思います。お知らせ広報などにも、こういうものを載せていくときに明記していなければ、利用できないという状況も生まれますよね。ですから、ここをしっかりと町民に知らせることが私は必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） ただいまの介護用品給付事業ですけれども、野原議員おっしゃられるように、要綱の中では、「その他認知症等により、常時介護用品等の使用が必要と認められる者」ということで、対象者の中に入れておりますが、はつきりと要介護3以下であってもというような表記はなかったかと思いますので、分かりやすいような表記で周知できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○9番（野原恵子） 今、おむつ代も物価高騰で、本当にこの6,000円大変ありがたいという声があるのですけれども、これでは不十分で自己負担も結構あるというふうに聞いております。ですから、今答弁ありましたけれども、しっかりとそこを町民に周知していただくことを求め、質問終わります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16:12 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和5年第4回幕別町議会定例

(令和5年12月13日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣言（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

17 藤原孟 18 中橋友子 1 畠山美和

(諸般の報告)

日程第2 一般質問（3人）

日程第3 議案第110号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第111号 幕別町発達支援センター条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第112号 幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例

会議録

令和5年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年12月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場 3階議事堂
- 3 開会・開議 12月13日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 畠山美和	2 塚本逸彦	3 山端隆治	4 内山美穂子	5 小田新紀
6 長谷陽子	7 酒井はやみ	8 荒貴賀	9 野原恵子	10 石川康弘
11 岡本眞利子	12 小島智恵	13 藤谷謹至	14 田口廣之	15 芳滝仁
16 谷口和弥	17 藤原孟			

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町教 育 部 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
企画 総務 部 長	菅野勇次	代表 監査 委員	八重柏新治
保健 福祉 部 長	山端広和	住民 生活 部 長	寺田治
建設 部 長	樋木良美	経済 部 長	岡田直之
札内 支所 長	小野晴正	会計 管理 者	武田健吾
政策 推進 課 長	白坂博司	教育 部 長	川瀬吉治
地域 振興 課 長	谷口英将	総務 課 長	佐藤勝博
住民 課 長	本間淳	糠内 派出 所 長	宮田哲
福祉 課 長	亀田貴仁	防災 環境 課 長	井上一成
都市 計画 課 長	松井公博	こども 課 長	川瀬真由美
保健 福祉 課 長	高橋宏邦	水道 課 長	河村伸二
		経済 建設 課 長	半田健

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

17 藤原孟 18 中橋友子 1 畠山美和

議事の経過

(令和5年12月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17番藤原議員、18番中橋議員、1番畠山議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定により、答弁を含め60分以内といたします。

はじめに、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

自衛官募集のための名簿提供についてであります。

自衛官は、地震、台風、豪雨など自然災害で被害を受けた地域において、自治体の要請に基づき多くの自衛隊員が派遣され、人命救助と復旧、復興のために懸命の努力を尽くし、大きな役割を果たしています。

しかし、自衛官の応募者は、2015年の安保関連法の成立以降、任務の危険性が格段に高まったことなどで、2009年度と比較し2020年度の採用達成率が2割も減少しています。そうした中、自衛隊員の募集業務をめぐり国の地方自治体への働きかけが強化されました。

2020年12月、市町村長は住民基本台帳の一部写しの提出が可能であるとの明確化を閣議決定し、2021年2月には防衛省と総務省が自衛隊法、同法施行令、住民基本台帳法を根拠に、防衛大臣が市町村長に提出を求めることができるとする通知をしました。

自衛隊法第97条は「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と規定しています。しかし、同法施行令は、自治体が自衛官募集の広報などをを行うことを定めていますが、名簿提供については、防衛大臣は「都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」としているだけで、自治体に名簿提出の要請に応じる義務はありません。

個人情報の保護という観点から、名簿を差し出すことはしないとの立場を明確にすることを求めて見解を伺います。

1、閲覧が始まった時期、名簿提供の経緯、名簿提供における町の見解は。

2、名簿提出を希望する人のみに限定する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「自衛官募集のための名簿提供」についてであります。

自衛隊は、国の防衛のほか、災害派遣や国際平和協力などの任務があり、その活動内容は多岐にわたりっております。

とりわけ、我が国はその位置、地形、気象などの自然的条件から、暴風、豪雨、豪雪、地震、津波などによる災害が発生しやすい国土とされており、近年では、令和元年の房総半島を襲った台風や東日本を縦断し大雨をもたらした台風、令和2年の熊本県を中心とした豪雨など、毎年のように全国各地で自然災害が発生し、甚大な被害が生じております。このような大規模な自然災害が発生する都度、都道府県知事等の要請を受けて派遣される自衛隊は、人命救助や物資の輸送、避難所における生活支援等において大きな役割を果たしており、同時に自衛隊による支援に対する国民の期待は高い状況であります。

しかしながら、令和5年3月31日現在、全国の自衛官は22万7,843人であり、これは定員24万7,154人に対し1万9,311人の人員不足となっており、志願者数においても年々減少傾向にあることから、日本の防衛力や災害派遣活動への影響が懸念されているところであります。

自衛官または自衛官候補生の募集に関する事務の一部については、地方自治法第2条第9項の規定により、市町村が行うべき法定受託事務として採用試験等の情報を広報紙及び町のホームページに掲載するとともに、自衛隊帯広地方協力本部長からの依頼により名簿の提供を行っているところであります。

ご質問の1点目、「閲覧が始まった時期、名簿提供の経緯、名簿提供における町の見解は」についてであります。

はじめに、「閲覧が始まった時期」についてですが、平成18年11月に住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行により、これまで何人でも住民基本台帳の閲覧を請求できる制度が廃止され、閲覧することができる場合を限定した個人情報保護に十分配慮した制度に改められました。これを受け、平成19年から改正住民基本台帳法に基づき、国または地方公共団体の機関が、法令で定める事務の遂行のために必要である事項として、自衛隊帯広地方協力本部からの申請に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧が始まっています。

次に、「名簿提供の経緯」についてですが、自衛官または自衛官候補生の募集に関する事務の一部は、第一号法定受託事務であり、また、令和2年12月の閣議決定により、自衛隊法第97条及び同法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣から提出を求められた場合に、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることが明確化されたところであります。また、令和3年2月には、防衛省及び総務省の連名で、改めて「募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではない」との通知が発出されたことから、本町でも令和3年度から名簿の提供を行っているところであります。

次に、「名簿提供における町の見解は」についてですが、今申し上げましたとおり、名簿の提供は法定受託事務として行っているものであり、町として見解を述べる立場にはないと考えております。

ご質問の2点目、「名簿提出は希望する人のみに限定する考えは」についてであります。

個人情報の保護に関する法律では、行政機関に対し、保有する個人情報の提供を制限しておりますが、同法第69条第1項において、法令に基づく場合には提供できることとされており、提供に当たって本人の希望や同意は必要とされておりません。

しかしながら、本町のほか全国の市区町村においても、自衛隊への個人情報の提供を望まない方への配慮を求める声があり、本町においては、令和5年度から個人情報の提供を望まない方への配慮として除外申請制度を設け、名簿から情報を除外した上で提供を行うこととしております。また、除外申請制度については、広報紙および町のホームページにおいて周知するとともに、除外申請の受付期

間についても期間を設げず通年受付をするなど、提供を望まない方への配慮をしているところであります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

今年の2月に新聞報道で、札幌、旭川、帯広市、3市で自衛官の募集のための個人情報約6万人分が市民に周知されずに提供されたということで報道されました。住民からは、子どもの個人情報が市から提供されていたことは知らなかった、制服姿の隊員が孫を訪ねてきた。同意もしていないのに自治体が自衛隊に個人情報を提出しているという困惑している状況が記事として書かれていました。帯広市でも、自宅に制服姿の自衛隊員の方が来て、高校を卒業するお子さんがいると思いますがと、勧誘に訪れた事例が新聞掲載で報告されています。私自身もこの新聞報道を見て、初めてそういう事実があることを認識いたしました。3月の予算委員会でも、幕別町でも同様の対応が取られていることも分かりました。

今回、初めて知ったわけではありますが、はじめにこれまでの経緯について少しお聞きしたいです。令和2年度までは住民基本台帳の閲覧ということで対応していました。そのときに住民周知等はあったのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいまのご質問についてですけれども、令和3年度から名簿の提供を行っているわけでありますが、その当時、住民の周知というのは特段行っておりません。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私は、住民基本台帳の閲覧や選挙人名簿の閲覧ということで、認められれば閲覧することができるという制度はあるのですが、こうしたときに公表するということがあったと思ったのですが、その辺については問題はなかったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（井上一成） ただいまのご質問についてですけれども、先ほど、住民の周知は行っていないという答弁をしてしまいましたけれども、名簿の閲覧に来られた方については、ホームページで、何月何日、どういった方が閲覧に来られたということは公表しておりますので、ちょっと先ほどの答弁、正確ではありませんでした。訂正させていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 要は、今回、答弁でもあったのですけれども、法定受託事務ということになると、要はその規定がどのようにになっているのかがすごく気になりました。要は、個人情報を取り扱うに当たってどういった規定を設けるのか、いわゆるどういった取決めを持って協力を行うのか、その情報がどのように扱われてきたのかというのが、相手方との間にそういった取決め、決まり事、そういうものが取り込まれてきたのかについて、どのようになっていますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは法定受託事務でありますので、法律あるいは政令に基づいて、これは第一号法定受託事務、つまり国の事務ではありますけれども、町村が行う事務との位置付けがなされておりまして、その中で通知などがあって、それに従って我々は実施しているわけでありますから、相手方というのは住民のことだと思いますけれども、そこに対する何ら連絡は要しないものということを取り扱われているものであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 自衛隊の名簿に関してもそうなのですけれども、やはり個人情報、しかもかなり大量な数、そして個人情報保護法、新しくなったのですけれども、中には六つほど規定があって、数が少ないことですか、いろいろな規定があるのです。その中で、かなりの文言があった場合は規定

を設けることも勧められる、要はほかの自治体では自衛隊の協力をするというところで覚書ですとか規定というのを設けて、こういったものを提供します、こういったことをやりますということをやつてているところがありました。幕別町では、そういったことは、どのような考え方というか方向で行ってきたのかについてお聞きしたところあります。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町においては、特に、特段、自衛隊のほうとの文書で締結をしたものはありませんけれども、これは法定受託事務を行うに当たっての総務省なりの通知もありますから、それに従つて我々は実施をしているということで、特にそういう契約であったり、協定なりというものは要しないというふうに考えてやってきているところあります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 町長は、法定受託事務であるという認識であります。11月の16日に参議院の外交防衛委員会があって、防衛大臣が自衛隊の名簿提供について答えがありました。名簿の提供については自治体の義務ではありませんと、自治体の法定受託事務とは説明しておりました。自衛隊法第97条、施行令第120条に基づいて自治体に協力を依頼しているというお答えをされています。法定受託事務の根拠についても、先ほど町長もお話にありましたが、自衛官の募集の一部に関して事務の一部を行うということで答えていたのですが、その中で、自衛官の、いわゆるポスター貼りとか、説明会の会場の提供とか、そういった募集に関わる本当に事務の一部を行うものであって、いわゆる住民基本台帳の個人情報を提供するまで、それが法定受託事務の範囲なのかというところで議論が交わされました。

木原防衛大臣が通知という形で自治体に対して丁寧に協力を依頼している、いわゆる法定受託事務というのをお願いしていると、そういうことを大臣がここで答えているのです。法定受託事務と言つたり、お願いしたいということで、すごくどうなのだというところはあるのですけれども、でも大臣としては依頼しているのですよと、だからこそ個人情報の提供については、それぞれの自治体が適切に判断するということで答えが終わっています。依頼された自治体は、協力するところもあれば、それはできません、せいぜい閲覧にしてくださいという対応を取っているところはあることは、多分、町長もご存じだと思います。ですから、法定受託事務と言いながらも、大臣としても協力を要請している、それに対し、各自治体の判断についても各それが決めている、いわゆる最終的には首長の判断によるものではないかと、私は認識するのですが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そもそも法定受託事務というのは、平成12年の地方分権一括法によって、それまでの間、それまでについては機関委任事務というものがあって、各大臣から市町村長に対して、いわゆる、言葉は悪いですけれども手下のように通知を出して、こうやりなさいとやっていたものについて従つていたという、そういう機関委任事務というものがありましたけれども、地方分権一括法以後については、そもそも地方自治体は自らの考え方に基づいて事務を行っていくのだ、自治事務をしっかりしていくのだと。国あるいは道からの要請については、しっかりと法令に位置付けがなければやる必要はないのだよというふうに改められたわけですから、国からの要請というか、国がこれは市町村がやる事務だよということが法定受託一号ですから、二号は都道府県ですから、そう位置付けられた法定受託事務、第一号法定受託事務ですから、これは市町村の事務としてやらなければならぬと我々はそういう押さえでいるわけで、さきの国会での答弁のやり取りは、非常に曖昧なというか、私は、言い方がちょっとずるいと言うとおかしいですが、曖昧に濁したのかなどと、そう思えてならないわけで、少なくとも法定受託事務という位置付けからすると、それは市町村が法令に基づいて行わなければならない事務であるという位置付けがされたものですから、勝手に事務をやりなさいということではなくて、法令の位置付けがなければやらなくて済むと、そういう性格のものでありますので、私は当然やらなければならないものであるし、考え方が変わったのであれば、しっかりと國のほうで示していただきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） さっきの国会答弁は本当にすごくあやふやで、最終的には自治体に責任を丸投げと言ったらあれですけれども、任せたというような状況で取られることは間違いないと思います。しかし、そういったふうに、あれからもう令和3年、2年たって状況が少しずつ変化する中で、こういった状況になってきた。やはり住民感情とか、そういったことを考えたときに、本当に住民に周知しない状況で提供し続けることが本当にどうなのかということで、きっとその動きが、今、生まれてきているのだと思っています。

現在では、名簿提供というのは増え続けているのは事実であります。やっぱり町長言わされたとおり、法定受託事務、通知が来た、こういうのが来たという圧力の下で、すごく議論をされて決断されてきている自治体もあるのだと思います。でも、最終的に、町長、今さっき言わされたとおり、首長が最終的に決めることができるのですから、どのように判断するのか、やっぱり住民の状況とか、そういったものを考えて判断していただきたいと思います。

なかなか難しいところはあるのですけれども、特にこの自衛隊名簿について、すごく基準が曖昧なのです。私も少し見たのですけれども、例えばですけれども、個人情報の提出については、災害対策基本法というの別にあるのです。この中では、市町村長が個別の情報に基づいて利用できるという定めがしっかりと記載されているのです。こういったときは使っていいですよ、こういったときはいいですよということがしっかりと個人情報の取扱い方が出されてはいるのですけれども、今回の自衛隊法、どこを見ても住民基本台帳の名簿を提出するというようなことがなかなか汲み取れない。ですから、町としては平成19年から求めに応じて行ってきた。やはりそもそも論的にかなり無理があったような状況は、私は認識しています。

町長は、法定受託事務なので、その辺についてはお答えすることができないというような答えでありますけれども、私はそもそもこれに関してかなり難しいところに来ているなというところを、ちょっと伝えておきたいと思います。

特に、今回のものもそうなのですけれども、住民基本台帳のデータを駆使して、訪問して勧誘する官公庁はほかはないのです。本当にすごい特殊だなというふうに認識しました。個人情報の提供を、どうあれ住民の福祉の向上を図る自治体が、住民の側に立って個人情報保護を厳守するということは、私はもっと大切ではないかと思うのですけれども、町長、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはもともとは国防であったり、災害救助の重要性に鑑みて法定受託事務に位置付けられた自衛官募集というふうに考えております。それで、先ほどちょっと食い違っているところが、市町村長がどうこうできる話ではなくて、法定受託事務は法令上、市町村長は何々しなければならないとかという規定があって、それは別の条項があって、大体、法令の一番最後のほうですが、事務の区分というのがあって、そこで第何条の事務については第一号法定受託事務だよというふうに定まっているわけですから、それは市町村長がやらなければならない事務なのですね。そのものですよ。我々がどうこうできる、市町村長がどうこうできる事務ではないので、そこはやらなければならない。

ただ、ここで曖昧なのは、どこまでの事務をやるのだというところは曖昧なわけで、それは通知によって補われている、補足されていることでありますので、本来であればそのような通知が適當かという問題ももちろんあります。ですから、そこはきっと、考え方が国会答弁によって変わるのであれば、実はここまで要求しているものではないのだよとか、そういう通知をすべきであってということであります。

それで、個人情報については、確かにこれは厳守、守らなければならぬところでありますけれども、今、提供しているのは4情報ですね。住所、氏名、性別、生年月日なのですけれども、これはやはり確かに一般国民から見れば、町民から見れば、いきなり自衛隊協力本部の人が来て、今度、高校卒業ですよねと言われれば、確かにびっくりするであります。これは全国各市町村でも非常に住

民が驚いている状況に鑑みて、我が町においても、今年度からは同意のあった方だけの情報を提出するということにしているわけでありまして、それともう一点、これまで高校卒業と32歳までの年齢について毎年情報をくださいよというふうになっていたのですが、これは我がほうも、我がほうというか、私も自衛隊協力本部の幹部と懇談する機会がありますので、大体そこまで必要あるのですかと、少なくとも新卒だけで十分ではないですかということを言わせていただきまして、これが功を奏したかどうかは分かりませんけれども、今年からは新卒、22歳と18歳のみでいいということになってきておりますので、私としても、そこはみだりに個人情報を提供するということではなくて、必要最低限の個人情報を提供するという考え方の中で、これまでも町民の個人情報を守ってきたという、そういうつもりであります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 内容がいろいろ複雑化、そしてそれこそいろいろ問題があるわけですけれども、やっぱりそういった中で、町長が個人情報を守るという立場で取り組んでいられたということは、大変よかったです。

今回、その通知の内容もそうなのですけれども、町長はやらざるを得ないというのがありました。でも、これは最後のほうに、通知でその要件が細かく決められてきているというお話があつたのですけれども、最後に、なお、本通知については「技術的助言であることを申し添えます」あくまでも技術的助言なのです。決まりとかこういうふうにしなさいというわけではなくて、こういうことができます、こういうふうにやることも可能ですよという技術的助言であって、やはり判断するのは市町村長であるのではないかと、私は認識しております。そこはちょっと少し食い違いがあるなと思います。

今回、お話をしましたが、特に今回のこともそうなのですけれども、食い違いがありました。個人の権利や法律が、個人情報で、今、法律もできて、厳格にしていかなければいけないという中で、すごく曖昧であって、個人の権利や法律が規定を擦り抜けてと言ったらあれですけれども、やり方でやられてきているなというのは、私はすごく思いました。やはり本来必要な情報であつたり必要なものであれば、しっかりと法整備して通知するべきものを、何とかこういったものを明記できないかというようなところはすごく感じます。そういうところについて、やはり町長としてもしっかりとそこは見極めて対応を取っていただきたいと思います。

この問題についても、町長はなかなか答えられないということありますので、次に移りたいのですが、除外申請から同意申請に変更する考えにはということありました。なぜ私が今回このような質問をしたかといいますと、川崎市で名簿提供の中止を求めるという要請行動が行われていました。その中で、そこでは、名簿提供を望むか望まないかは、事前に確認すべきではないかという大前提であります。本人の情報ですから、やっぱり協力依頼に対しても情報がどのように扱われているかはそれぞれが判断できるということが本来だとありますというふうに言っています。大前提ではあります。やはりこういった観点、幕別町のどれぐらいの方が名簿の中に入るか分からぬのですが、やはりこういったこともできるのではないかかなと思います。大きな町ならまだ知らず、幕別町の範囲であれば、やはりこういった住民への対応ということは可能ではないかと思うのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、自衛官、自衛官候補生の募集については、全国的に行われていることがありますので、確かに個人情報は大切であると、そういう気持ちはありますけれども、これは幕別だけやるとか、人口が多いからやらないとか、そういうものではなくて、私は、全国一律的に行うべきであって、であるならば法律でそこを定める、あるいは施行令で定めるとか、そういうことをしっかりやってもらった上で、我々はそれに従うことが筋であろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私もそのとおりです。先ほどお話をしたとおり、しっかりとほかの制令や施行令を行使して通知することが大前提であろうと。しかし、この間をずっと見てきますと、そういう状況

にないのです。それこそ閣議決定して、通知出してきて、やりなさいと来て、分かりましたとなって、やっているところとやっていないところが出てきて、それはどうなのだというふうな住民からの状況になってきて、物すごくいびつな状況になってきています。だからこそ、我が町で率先して個人情報を守るという展開を示すこともできるのではないかということで、町長に、今お話をしたところであります。国がやることは大前提なのですけれども、情報を守るという立場から、町として率先して行っていただきたいということでお話しいたしましたけれども、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは自衛官募集にどこまでの手間をかけるのだということも実はあります。これは当然、一件一件同意を取るとなると、これは往復文書が必要になってくるのですね。あるいは回るのですかというお話になるのですけれども、そもそもがそこまでやるのであれば、やらなければならぬとするのであれば、それはお金をしっかり頂いてやらなければならないものだし、我が町だけ、あるいは人口は1,000人しかいないからやれるだろうと、そういう話ではないのかなというふうには思っていまして、先ほど申し上げたように、これはもう国防であって、災害救助のための存在ですから、その自衛隊の存在をどう捉えて、どう協力していくのか、何をしなければならないのかということは、やっぱり国が統一的に定めるものであろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） まあ分かりました。なかなか私の思いと、なかなか食い違うなということはあります。やはり大切な情報ですので、こういった状況のある中で、町としても判断してほしいという思いを伝えたいと思います。

今回、実際に望む望まないは別として、こういった状況にあるということは、すごく複雑だなというふうに感じています。今回のことを、個人情報が提供されて、ダイレクトメールが来て、管理のあり方、個人情報の管理のあり方が本当にどうなのだろうなということを感じさせられました。

今、個人情報保護法が統一化されて、情報の提供がしやすい状況になっています。今まででは幕別町の個人情報保護条例があつて厳格に定められてきましたが、個人情報保護法になってから、かなり緩くなっているなど私は認識しています。こうした中で、個別の案件も含めて個人情報の取扱いについて、ぜひ慎重に対応を求めたいところであります。町長、最後にお願いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは自衛隊に限ったことではなくて、すべからくということになると思います。そこはしっかりと、個人情報が流出することのないようにしっかりと事務をやっていかなければならぬというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今回は自衛隊の名簿提供のお話でありましたけれども、今後、個人情報の取扱いについて、自治体DXもそうですけれども、いろんなところでこういった問題、情報の取扱いをどうするのかというのは細かく規定することが大前提で行われるべきだと思います。今回、こういった状況でもありますが、町としても引き続き個人情報の提供で困っていただくことを求めて、質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

子どもの権利が保障される保育施策の充実を。

「幕別町の子どもの権利に関する条例」が施行されて13年になります。その基本となる「子どもの権利条約」の四つの原則は、①子どもへの差別の禁止、②最善の利益、③生存と発達の権利、④子どもの意見を表明し尊重される権利であります。全ての子どもに生かされる原則です。

特に子育てのスタートとなる乳幼児期からの集団保育は、人間が人間を育て、育ち合う営みであり、

子どもの成長・発展を保障し、保護者の働くことを支え、地域社会づくりにつながる大切な役割を担っています。現在、町では町立・私立保育所、へき地保育所、町立・私立幼稚園、事業所内保育所、家庭的保育園が開設されていますが、どの施設においても子どもの人権が尊重される同水準の保育が保障されなければなりません。そのためには、町の指導や研修が重要です。

また、保育士の労働時間は全国平均で週 50.4 時間、離職率は 22 パーセントと、世界の中でも苛酷な状況と言われています。懸案の待機児童解消も減少にあるとされながらも、解消には至っておりません。老朽化している保育施設もありますし、現状の問題点と改善策について、また、将来のビジョンについて、子どもの権利条例を真ん中に位置付けた保育事業になるよう、以下の点をお伺いいたします。

- 1、保育の役割についての認識は。
- 2、正職員、会計年度任用職員の研修の現状と拡充の考えは。
- 3、保育士の勤務実態（過重負担など）と離職率、保育士確保に向けた取組、さらには正職員の増員の考えは。
- 4、保育士の配置基準の改善を国に求めるについて。
- 5、待機児童解消の抜本的な対策に向け、3歳児以下の定数増については。
- 6、今後の施設整備の考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「子どもの権利が保障される保育施策の充実を」についてであります。

町では、平成 22 年に「幕別町子どもの権利に関する条例」を制定し、一人ひとりの「子どもの最善の利益を考慮しながら、子どもの健やかな育ちを支援し、未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図るため」子どもの権利の保障に資する各種施策に取り組んでいるところであります。

特に保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成において、極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場でありますので、安心・安全な環境づくりに努めるとともに、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の規定に基づき、国が定める「保育所保育指針」に従い、適切な保育を行っているところであります。

ご質問の 1 点目、「保育の役割についての認識は」についてであります。

保育の役割、ここでは保育所における保育の役割とさせていただきますが、大きく二つの役割があると考えております。

一つは、子どもに対する役割として、養護と教育を発達過程に応じて一体的に行うとするもので、養護とは、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の提供であり、教育とは、生涯にわたり生きる力の基礎を育てるものであります。もう一つは、保護者に対する役割として、保護者が子どもを預けて安心して働くための就労支援や、育児や親子関係に関する相談、助言、情報提供を行う子育て力の向上支援であります。

本町では、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的に、保護者との緊密な連携の下、保育所において、子どもの状況や発達過程を踏まえて保育を行うとともに、保育士は専門的知識を持って保護者に対する保育の指導を行っているところであります。

ご質問の 2 点目、「正職員、会計年度任用職員の研修の現状と拡充の考えは」についてであります。

「保育所保育指針」においては、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人ひとりの職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならないとされております。

本町においては、日常保育の質を高めるため、正職員及びフルタイム会計年度任用職員を対象に、保育所ごとに毎月 1 回、実際の業務に関する内容や事例検討等をテーマに園内研修を行うとともに、緊急時の対応やその時々に必要となる内容について、保育所合同の研修会を年 3 回開催しているところであります。代替等のパートタイム会計年度任用職員については、日常保育において、正職員およ

びフルタイム会計年度任用職員から保育の内容や保育技術の指導を受けながら基礎知識を習得し、保育に従事しております。

また、専門性を高めるため、計画的に正職員の保育士が外部研修に参加し、職員間で研修内容の共有を図っておりますが、より一層の保育の質の向上を図るべく、現在、会計年度任用職員を含めた研修計画を策定中であります。

ご質問の3点目、「保育士の勤務実態（過重負担など）と離職率、保育士確保に向けた取組、さらには正職員の増員の考えは」についてであります。

はじめに、保育士の勤務実態についてですが、町立保育所の開所時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間としており、正職員およびフルタイム会計年度任用職員の1日の勤務時間は7時間45分、パートタイム会計年度任用職員は7時間15分以内で、5区分のシフト制により勤務しております。

正職員の1人当たりの時間外勤務時間は、直近の令和4年度で年間220時間、週にすると4.5時間、会計年度任用職員は年間52.1時間、週1.1時間となっており、時間外勤務の内容は、各種行事の準備や子どもたちが降所した後に開催する職員会議及び研修会への参加が主なものであります。

また、有給休暇の取得状況については、同じく直近の令和4年の実績になりますが、正職員1人当たり平均付与日数は19.5日、取得日数は11.0日で取得率56.4パーセント、会計年度任用職員の付与日数は15.4日、取得日数は13.6日で取得率88.3パーセントとなっております。

次に、正職員保育士の離職について、直近3年間で申し上げますと、令和2年度が保育士35人中、定年前退職者が2人、離職率5.7パーセント、令和3年度が33人中1人、離職率3.0パーセント、令和4年度が36人中1人、離職率2.8パーセントで、厚生労働省が令和2年に開催した保育の現場・職業の魅力向上検討会資料における全国の保育士離職率9.3パーセントに比べ、本町の離職率は低いものとなっております。

次に、保育士確保に向けた取組については、正職員の募集は十勝町村会を通じて行うほか、必要に応じ町単独の採用試験を実施しており、道内にあります指定保育士養成施設に出向くとともに、文書による応募の要請を行っているところであります。

また、有資格の会計年度任用職員については、町広報紙、ホームページ、ハローワークおよび新聞紙を通じて募集するほか、指定保育士養成施設に対し、文書で募集案内を行っているところでありますが、年々、どこの市町村においても有資格者の確保が難しくなっております。

町といたしましては、今後の少子化に伴う将来推計人口と、教育・保育の量を見極めながら、できる限り正職員の確保に努めてまいります。

ご質問の4点目、「保育士の配置基準の改善を国に求めることについては」についてであります。

国の保育士の配置基準については、ゼロ歳児は3人に対し保育士1人以上、1歳児および2歳児はそれぞれ6人に対し保育士1人以上、3歳児は20人に対し保育士1人以上、4歳児及び5歳児はそれぞれ30人に対し保育士1人以上と定められています。

町内各保育所での保育士の配置につきましては、国の配置基準をベースに、入所児童の状況や、発達支援センター、子育て支援センターのほか保健課などの情報等を基に、支援が必要な児童の状況に応じて加配を行い、保育の質や安全管理が十分確保できる人員配置を行っております。

なお、一昨日に開催されました国こども未来戦略会議で提示された「こども未来戦略」案において、2024年度から4歳児および5歳児に係る保育士の配置基準を、30人に対し1人以上から25人に対し1人以上に改善を図るとともに、2025年度以降、1歳児についても6人に対し1人以上から5人に対し1人以上へと改善を進めるとした具体案が示されたところであります。このこども未来戦略については、年内に閣議決定するとの報道がありましたことから、引き続き動向について注視してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「待機児童解消の抜本的な対策に向け、3歳児以下の定数増については」についてであります。

本年11月1日現在の町内にあります保育所、事業所内保育所および家庭的保育事業の入所状況は、ゼロ歳児が19人、1歳児が79人、2歳児が102人、3歳児が104人、4歳児が113人、5歳児が111人の合計528人となっており、待機児童は生じておりませんが、保育所を限定した申込みや育児休業延長による潜在待機児童数は32人となっております。

こうした状況の中、潜在待機児童数を解消するまでの受入れ拡大を行うことについては、少子化に伴い児童数が減少していることから、既存施設の増築等によるものは難しいものと考えておりますが、保育所に預けたい方が預けられない状況は、解消しなければならないものと認識いたしておりますので、民間の各保育施設との調整を図りながら、最大限の受入れができるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「今後の施設整備の考えは」についてであります。

幕別地区については、令和6年4月に開園予定の「幕別認定こども園」が、老朽化している幕別中央保育所を活用することとしていることから、早急に施設整備が必要と認識しており、開園準備とともに新施設の整備に係る検討をしているところであります。

また、札内地区についても、札内北保育所の老朽化が進んでいることや、少子化傾向に伴い、教育・保育のニーズも減少することが予想されることから、現在ある保育所や幼稚園の施設配置の見直し、札内地区における保育サービスのあり方について、私立の保育所、幼稚園などと協議をし、方向性を見いだしてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

はじめに、保育の役割の認識についてお尋ねをいたしました。お答えいただいた認識のとおり私自身も押さえているところですが、幕別町の保育所につきましては、幕別町というか保育制度そのものが、ずっと長いこと保育所、そして幼稚園という大きく二づくりの形で何年も進んできた中で、子ども・子育て支援法が2012年に制定されて、その3年後から新たな形になってきたと。それに応えて、幕別町も今までの保育所、幼稚園、そこにはまたへき地保育所もありましたけれども、その後、家庭的保育園であるとか、一時預かりであるとか、無認可も含め事業所内もあります。そういった形で広がってきました。このこと自体は、全国的に待機児の問題の解消にもつながってきたということもあって、この町でもそういうメリットという点ではあったのかというふうに思います。

同時に、それだけいろんな施設ができたということであれば、これは以前にも直接お話をさせていただいたことがあるのですけれども、その保育の内容、あるいは預かる運営について、それぞれの施設が基準を持っているわけですが、全体として幕別町としての同水準の保育が保たれるということが大前提になってきたと思います。ところが、残念ながら、残念ながら本当に一部ではありますけれども、若干崩れ出してしまったというのが保護者や地域からの声でありまして、町としての対処されていることも押さえながらも、やっぱり公の席できちっとお話ををして、今後さらに変わっていく体制について、しっかりと町としての保育指針に基づく預け入れのそういうことを確立していただきたいなと思っています。

具体的には、保育のいわゆる子どもさんを、一旦入所が決まっている子どもさんの当日の登所を健康状態や家庭の状況で判断する。その中で極力保育所には預からないというような姿勢がうかがえるようなこともあったり、あるいは保育の中そのもので、子どもの権利のことを申し上げましたけれども、人権が本当に守られている。そういう保育体制なのかということにも疑問が投げかけられるようになってきました。そういうことでありますから、そういうことがあって、私は2番目の研修の充実、全体としてスキルアップしていくという意味合いで設問をさせていただきました。

子どもは子どもの中で育つ、遊びの中で育つ、子ども同士でこそお互いに成長し合えるというのが保育所の一番の醍醐味だというふうに思います。ところが、この4年間のコロナの時期というのは、やっぱりそれが十分に保障できなかった。これはもう本当に保育士さんたちも切ない思いをして臨ま

れていたと思うのです。大体マスクで、保育士が子どもさんに顔をきちっと、子どもは顔の確認をして信頼関係ができるのですけれども、それもできないような状況の中にありました。それから、保護者自身も孤立するというような、これは制限があるからやむなしですけれども、そういうこともありました。

さらに、今、社会情勢から見て求められる保育内容というのは本当に広がってきてています。少子化がありますし、それから貧困が広がっていますし、発達支援というのを必要とするお子さんも増えてきていると。さらに、地域の核家族化も含めて連携が希薄になってきていると。そういった中に今年は猛暑です。異常気象の影響もあって、こういう中で町長が示された保育の役割というのを、本当に果たすというふうになると、先生方同士の研修やスキルアップ、技術の向上というのが今までと違った概念、つまり新しい困難に応え、克服していく、そういった技術や概念が必要だと思うのです。

その点で、町の職員の方の研究がどういった中身で、十分応え得るものになり得るのか、なっているのかというふうに思いました。お答えでもいただきましたし、令和4年の決算の資料では、保育士の皆さん、令和3年には143名が研修を受けられ、令和4年は56名が受けられたといいますが、その研修の中身が、今、私が前段に申し上げましたように、こういった情勢の変化に伴った生きた研修につながる中身であるのか、ちょっと研修の中身を教えていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） ただいまご質問にありました研修の内容につきましては、町内の保育所、合同で行います保育士研修会の内容になりますけれども、日常の保育に必要であります年齢別研修、発達年齢に応じましたお子さんの対応としまして年齢別研修ですとか、ペアレントトレーニングというものを研修として行っているところであります。また、日常でも、お子さんの事故対応ですとか、そういうものの研修といたしまして、消防の方を講師として、AEDの使い方ですとか、緊急の事故対応の講習を受けているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 命を守ることもとても大事な事で、そういった消防の研修なども重要かと思います。私、表題にも入れましたけれども、一番研修の中の主軸になるべきものは、子どもの権利をどれだけ保障できる保育になっていくのかという点でのスキルアップということなのですけれども、幕別町が子どもの権利条例を制定されて、これは基本は小学校、中学校を基軸にしながら、学童時に視点を当てた子どもの権利ではあるのですけれども、しかし子どもの権利という以上は、これは子ども全体に広がっていく必要性があると思うのです。

それで、やはり保育あるいは幼稚園といった子どもさんに、発達支援のところもそうですけれども、関わる職業の方たちには、このところのいわゆる子どもの権利、この四つの視点でどういうふうに自分たちが役割を果たすかという上での研修がすごく大事だと思うのですけれども、そういったお考えはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 専門的な研修であったり、技術的な研修、これはもちろん当然必要なことでありますけれども、今言われた子どもにどう向き合う、子どもの権利をどう尊重してあげるということは、これはもう研修を受けるというよりは、私は、もちろん研修も必要なのですが、これは日常的にチーム保育所として、どういうふうに機運を醸成していくかということが私は必要でありますので、そこは研修はもちろんではありますけれども、日常的にそういう機運をしっかりと一人ひとりの保育士あるいは保育所長が持って、そういう保育所長以下のチームとしてしっかりと子どもを育てていくということをやっていかなければならないなと思いますし、引き続きそこはより力を入れてやりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 子どもの権利条例が、この町で制定されているということ自体が本当に知られていないのです。全町民に普及をというような質問をさせていただいたことがありました。特に子ども

さんに関わる仕事の方たちを含めて、やっぱり分かってほしい。だって、北海道の十勝の中で2か所しかなくて、恐らく北海道でも10本の指までいっていないと思います。そういうたびに子どもを大事にするために制定した、策定されたときの過程も関わらせていただいて、十分携わってきましたけれども、本当にそのときの職員の皆さんは真剣になって、この町の子どもたちをより豊かに育てようという決意の中でつくられたものなのです。でも、たまたましようけれども、関係する方たちにお話ししても、え、そんなのあると。学校には関わっているけれど、ちょっとそれは知らなかつたというようなことなのです。学校に関わったというのは、さっき言ったように対象が小学生というようなことに重きを置いていたということもあるのでしょうかけれども、ここは、保育所向けの幕別町の子どもの権利条例の姿勢を、示される取組が何かあってもいいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 本当に制定当初は、皆さんの熱意で権利条例がつくられたというふうに思います。ただ、年数がたって、ちょっとその熱も冷めつつあるということは事実だと思います。でも、これはやはり一番は子どもというよりは、大人がどう子どもに向かうかというその姿勢が一番大切で、いかに尊重できるかということなのです。ですから、保育所の子どもは、自分たちはどのような権利があるなんてことはなかなか分からぬ話であつて、それは保護者であつて、そこで携わる保育士であつて、さまざまな関係者がいかにそういう気持ちを持つかということが大切であろうというふうに思いますので、今ここで改めて子どもの権利条例についての意義であつたり、大人は何を求められているか、そういったことを改めて周知を図るというか、もう一度、振り返ってみなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） ゼひ宝物ですから、みんなで、宝物もそのまま置いておいたのでは生きない。みんなで生かせる機会をゼひつくっていただきたいというふうに思います。

3番目に入ります。保育士の勤務実態と保育士確保に向けた取組、正職員の増員についてあります。

お答えいただいた中では、幕別町の保育士さんの勤務状況であるとか離職の状況というのは、お示しいただいた限り、全国的な平均よりもぐっと低い、つまり安定して保育所にお勤めいただいているし、週4.5時間の時間外というのは、5日間に置き換えると1時間足らずということでありますから、努力されているのだろうなというふうにお答えの中で認識をいたしました。

ただ、保育士確保というふうに書きましたけれども、ここはなかなか難しいというお答えであります。それで、後ろにあります待機児童解消であるとか、次の保育の新たなビジョン、施設も含めての方向性も含めて、要になるのは、やっぱり保育士がいないことには、幾ら待機児解消してください、これから質問しますけれども、言ってもなかなかそこはクリアできないと、要はここなのだろうなというふうに思うのです。これは、一つは幕別町が保育士確保のための努力をどんなふうにしてかれているか、町会でやってきましたよ、あるいは町独自の採用試験も実施していますよ、これは毎年毎年きちんとやられて、求める人数に対して応えてくれた方はどのぐらいいたのか、教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 大変申し訳ありません。具体的な数字は、今ここでは答えられませんけれども、やはり採用人員、予定人員に比べて応募者というのがだんだん少なくなっている傾向にあるというふうに思っています、そういう感じを抱いています、やはり本来であれば、1人であれば10倍ぐらいはあってもいいのでしょうかけれども、なかなかそうはいかない。3倍程度とか4倍、そのぐらいしか応募していただけないというのが実態であります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そこで、少し調べてみたのですけれども、まず保育士になってくださる方って、今どのぐらいいるのかなということで見てみました。一番身近では、この地元十勝に、保育所の資格、

幼稚園の資格を取れる短期大学があるということで、そこの状況を見てみたら、毎年毎年 70 名の方たちが子ども福祉専攻というのを専攻されて、資格を取られて、専門職として社会に出られると。社会に出られる方は 70 名が全員そういった関係の仕事ということではないのですが、ほぼ、2020 年度は 70 人のうちの 67 人、2021 年は 71 人、これはどういうわけか 1 人多いのです。それから 2022 年は 58 人ということで、かなりの方がその仕事に就かれています。同時に、この方たちがどこに就職されているのかなという点では、この大学の発表では 9 割以上が十勝管内、幕別も入っていましたけれどもね。だから、やっぱりこれだけの方がいらっしゃる、1 人の募集に 10 人来てくれとは言わなくても、もっと来ていただくためには、この 70 人の方たちに対するアピールが、まず大事なのではないかというふうに思うのです。それをどうやってやっているのかなという思いで、前段の質問もあったのですけれども、もしどうやってやっているのか、お答えいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 少なくとも町村会が実施する試験については、言ってみれば各町村が手を挙げて来るわけですから、その中から幕別をどれだけ選んでいただけるか、その結果としてやっぱり三、四倍にしかなっていかない。どうしても、確かに都市、帯広周辺であったり、あるいは出身のところを希望する傾向がありますから、やはりそうなってきたときに、70 人近くの卒業生がいたとしても、当然民間がいいという方もいらっしゃいますから、公立か民間かという選択をする。公立になったときには、どこの町を選択するかということになっていくと、70 と聞いたときは多いなと思いますけれども、それを 19 市町村で割って、あるいは民間の保育所で割ると、本当にやっぱり少ない数になるのだろうなというふうに思います。そんな中、我々としても試験を受けていただくように、各養成機関については案内をする。あるいはどうか受けてくださいといった要請もしているわけであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） やっぱり町村会も大事でしょうけれども、せっかく地元にあるところですから、幕別はこんな、あなたの力を發揮できる魅力のある保育所なのですよというようなことで、直接アピールできる機会というのも工夫がいるのではないかというふうに思うのです。だから、ではなぜ民間に行ってしまうのかというと、これもこれからの条件の話になりますけれども、やっぱりうちの町にぜひ来ていただきたいというキーポイントというのを、ちゃんと持っていただいて、少ない、多くない 70 人ですから、アピールしていただきたい。

もう一つは、ちょっとこれは驚いたのですけれども、実は、今、私が申し上げたのは地元だけですから、北海道全体ではもっと多いということが一つと、それから潜在的な保育士というのが 100 万人というのに本当に驚きました。令和 2 年の厚労省の統計なのですけれども、資格を有している人は 167 万人ですか。だけれど、6 割の方たちが、約 6 割が就いていないのです、仕事にね。

なぜかというところが、これは国も厚生労働省も問題視をして、それでちゃんと理由も並べていました。一つには賃金が低い、もう一つは業務量が多い、三つ目は就業時間が不規則、四つ目は人間関係の難しさ、五つ目は命も関わる責任の重さ、これは国が出した文言ですけれどもね。私はこの中で、やはり働く人の就職を決めるときというのは、いかにその就職先が、自分の培ってきた力を生かせる魅力ある職場かと、そういう人間関係、保育体制かというのと、やはり賃金だと思うのです。ここを今まで幕別はよいと思っているのか、私は改善がいると思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは町の給料、給与については、条例で決まっているわけでありますけれども、給料表は一本なわけですね、正職員については。ですから、そこの中で専門職ということになれば、保育士のみならず、これは保健師もありますし、あるいは例えば今は正職員はいませんけれども、教員の代替なんかをもし雇うとしたら、そういう人たちはどうなるのかとか、言ってみれば資格を持っている、士の資格を持っている人の扱いをどうするのかというのは、非常にやっぱりごく少数の中で給料表を別にするというのはなかなか難しい。これは、北海道だと医療職だとか看護師だとかもありますけれども、なかなかそこまで、260 人ぐらいの人数の中で給料表を別に設けるというのは、なか

なかこれは難しいというか、果たしてどうなのかと思いますし、では初任給を上げるのかということも、これは確かに資格は持っていますけれども、一般行政職との差をどういうふうに捉えるかという、そういう難しさもありますので、確かに給料を上げたり、あるいは休みが多かったり、勤務時間が少なかったり、そういうった給与であるとか勤務条件がよければ、集まっていただけるのかとは思いますけれども、果たしてそこだけ、保育士だけをやる、厚遇扱いをするということが、全体のバランスの中で職員の士気ということにも影響する可能性もありますので、果たしてどうなのか。かなり 260 人ぐらいのところでは極めて難しいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そうであるならば、やっぱり非正規、会計年度任用職員の保育士さんではなくて、正職員の枠を増やしていくということだったら、できるのではないでしようかね。

平均賃金を見ましたら、一番高いのが栃木県だかで年収 400 万円を超えるのですけれども、正確な数字あります。ただ、北海道が本当に下から 4 番目なのですよ。一番高い栃木県が年収 434 万 9,500 円、一番低いのが福島県の 300 万 5,800 円、北海道は 316 万 5,600 円。町長がお答えいただいているのは、公務員として正職員の方だから、これとは必ずしも一致しないと私は思います。でも、そもそも保育士の賃金構造が一般の職業から比べて低いということは、これは国も分かっていまして、それで新子育て安心プランだかで、1 年間 3 万 5,000 円だかプラスをするという保育士待遇改善加算なんというのも始めたようなのです。ですから、全体としては上げていくということは、これはやっぱり問題意識になったのだと思うのです。

したがって、町長のところの、職員の給与区分の専門職の人たちをどういう賃金体系にするかの難しさというのは、ぜひ取り組んでいただいて打破していただきたいとは思うけれども、少なくとも、少なくともですよ、そういう資格を持った方、保育士、会計年度から正職員にウエートを、その比率を上げていくということは、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 特に正職員の比率を幾らにするかという、そういう具体的な目標は持ち合わせてはおりませんけれども、少なくとも各保育所の各クラスには必ず正職員がいて、そして責任を持って保育を行うということを最低限の条件というか、内部ではそこはしっかり責任を持って保育をしなければならないとしております。それで、その比率を高めようとしたときに、今の風潮というのでしょうか、会計年度任用職員の方も優秀な方はたくさんいるのですが、やはりそういう人たちが正職員になることを非常に嫌うわけですね。それは何かというと、一番は責任を持たされるという、そのことを非常に嫌っているということが、数多く聞かされているわけであります、本当を言えば、正職員になってくれれば、非常に慣れているし、技術も高いしということでいいのですけれども、そこの正職員になって仕事をするという方がほとんどいない、ほとんどいないのですよ。

ですから、そこに問題があるのかなというふうに思いますし、先ほど保育士の年収についてご紹介をいただきましたけれども、私はそんな安くないと思っているのですね。言ってみれば公務員と同じ、公務員という一くくりの中で給与の支給がされているわけなので、私は決して、北海道は 316 万円ですか。これ、よっぽど平均年齢が低いのかなと、そんな感じもしたわけです。これは平均年齢によって随分平均給与は変わってきますので、そこは若い人が多いとどうしても低くなりますし、年齢をどういうふうに見ることによっても違いますし、少なくとも公務員たる幕別町の保育士については、私は決して低い状況にはないという、そういう認識を持っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 今の最後のお給料のところは平均年齢まで出ていませんでしたから、政府統計の令和 2 年の賃金構造基本統計調査というので発表されていたのです。だから、そういう疑念はあると思います。恐らく変わってくるのではないかと思います。

それで、今、会計年度任用職員の方が正職員に希望しないと。そこには正職員の方の苛酷な状況があるのではないのですか。ちょっときついですけれどもね。今、実は昨年だけでも、保育所の中の事

件・事故というのは、もう2,500件あるのですよ。死亡はその中の5件ぐらいですけれどもね。ここ の責任の問題、それから今、正職員管理職というのは、もちろん当たり前に保育している上に報告事 務というのが抜群に増えてきていると。30年、40年前の仕事とは全然違うという、そういう報告も出 されているのです。つまり、さっき國のなりたくないという中の「責任が重い」「苛酷だ」という、 ここは、正職員に当然行っていると思いますから、ですからそういう点での働きやすい職場環境、会 計年度任用職員になりたくないと言われること自体おかしいではないですか、同じ職場にいてね。も ちろん家庭の事情はありますよ。短い時間とか、それこそ何万の壁とかという収入の問題とかありま すよ。だけれども、技術者として専門教育を受けて、子どもたちに携わるのだというその人がなりた くないというのは、原因があるはずですよ。その職場だと、あるいは町として、本当にそこをき ちっと原因をつかんで解決して、みんなに喜んでなってもらえる職場にしなければ駄目ではないで すか。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは先ほどもお答えしていますように、苛酷かどうかということは、まず給与 面はある一定程度保障されていることは申し上げたとおりでありますけれども、これは時間外勤務が 年間220時間、週4.5時間、月で言うと18時間ぐらいですけれども、そんなに働き過ぎというか、過 労死を招くようなそういう勤務状況ではありませんし、有給休暇も19.5日のうち11.0日取れている。 これは多少少ないかなと思いますけれども、有給休暇が取れている職場でありますので、そういう勤 務条件面では、私は決して苛酷な、そういう勤務条件にあるとは思っておりません。むしろ、やはり そのクラスの子をしっかりと見るということが、そういう責任が重いという、そういうふうに私は捉 えているわけあります。

それと、もう一つは今の世相があるのかなと思います。学卒5年以内の離職率というのは非常に高 いわけで、大卒で35パーセントぐらい、高卒では約40パーセント近いわけでありますから、言つて みれば、勤めてみて自分にちょっと合わないな、つらいなということですぐ辞めてしまう、これはち ょっと言い過ぎかもしれませんけれども、非常に離職率が高いという、そんなことも影響していて、 どうも見ていて、夢を持って保育士になったのだけれども、ちょっと違うな、ずっとやっていく職業 ではないなと思っている人も、中には私はいるのかなと。今の世相が大いに反映しているような気が してしようがありません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そういった状況も、保育士だけに限らず、ちょっと働いてみて合わなかつたな というのはあると思います。苛酷というのはちょっと言い過ぎたかなというふうに思いますけれども、 やっぱり魅力のある、人間関係も含めて、本当にここでずっと職員としてやり抜くぞという、それは ここも同じだと思います。魅力のある職場にきちっと向けていただきたい、このように思います。

4番目の基準は、一昨日、検討していることは分かりましたけれども、出されましたので。実に75 年ぶりの改定ということで、一歩だとは思います。

次、5番目の待機児の解消ですが、状況を見ていって、施設のこともあるからなかなか難し いお答えがありました。ご承知も、当然押さえておられると思うのですけれども、この間、ずっと待 機児のことが問題になってきて、あちこち解消されてきたのですけれども、幕別は残ってしまった。 実質的には、最終的にはありませんよと言うのだけれども、希望するところに入れていないとい うのは事実。ただ、希望するのも本人の好みで嫌だというのではなくて、やむなく企業内に入るとか、 それから家庭的に入るとかという、そういうことも入れてです。それで、それだけではないです。待 機児は休暇を長引かせて入所をしたけれども、それを抑える。これは解消ではないです、状況は何も 変わっていないのですから。こういうこともしっかり押させていただきたい。

それで、この間、見ましたら、待機児の圧倒的多数が未満児なのですよ。ゼロ歳、1歳、2歳。こ れは、やっぱりこの状況は、この社会状況、働く女性が増える中で基本変わらないと思います。子 童もの世帯全体が減ったにしても、この状況はそうそう減るものではないと思いますね。具体的に数字

を申し上げましたら、今年の見込みも入れて、4年間の待機児、全部で48人いたのです。そのうちの未満児が45人なのです。だから、こここのところの対策をきちっと取っていくことによって、変わっていくだろうということです。

一つには、保育士を確保しなければならない、前段でお話しした努力を求める。もう一つは、施設の問題があると、簡単に増やせないと。それで、これは一番最後のところに、今後の施設整備の考え方ということをお聞きしたので、ぜひここに組み込んでいただきたい、このように思います。

私は、施設はやっぱりこの間、特に札内はさかえ保育所が新しくなり、民設ですけれども南保育園、それから青葉保育園が新しくなって、青葉では特に入所定員も増えて、全体としてこの待機者解消になってきた。だけれども、現時点でも南も青葉も待機児がいる。それは未満児なのです。したがって、これからつくる幕別町の器の中で、これをどう解決しているか、考えてやっていく必要があると思うのですよ。

そこで、まずお聞きしたいことが2点あるのですけれども、一つは札内地域の北保育所の老朽化が進んでいると。少子化傾向、保育のニーズも減少することが予想されるから、今、幼稚園もあるのだけれども、配置計画を見直して考えていくよということなのですけれども、全体の押さえは押さえとしながらも、この新たに老朽化が進んでいるものを整備するときに、未満児対策というのを組み込むべきだと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それはもう当然のことだと思います。やはり待機児童はなかなか減らない、子どもは減るけれども待機児童は減らないというので、やはり育児休暇をあまり取らないで、例えば57日目ぐらいからもう預けたいとか、そういう方が非常に増えている。預入率が増えていることによって、少子化は進んでいるけれども待機児童が減らない。逆に減らないですね、増えはしないでけれども、減らない。そういう状況にありますので、やはりその未満児対策、未満児のための部屋というものを用意する必要があるのかなと思います。

ただ、大変なのは、乳児室と匍匐室も造らなければならない。この匍匐室が、通常の倍の1人当たりの面積を必要とするのが、非常に厳しいところでもあるのかなと思いますけれども、ただ、当面は、私は青葉保育園に非常に期待を寄せていまして、これは建設する前から申し上げて、何とかお願いしますと申し上げてきました、もう毎年言っているのですけれども、ただ、やはりそこも一番初めに話し合いました、保育士の確保ができないことで、面積的には余裕があるけれども、人が確保できないというところがひとつネックになっているということがありましたので、今後、部屋は用意するけれども人がいないのだ、当てがないなということがないように、そのことを、人員確保のことも含めて乳幼児対策、未満児対策についてはしっかりとと考えなければならぬというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。最後の質問です。

幕別町の中央保育所を活用し、今度、新たに認定こども園がスタートするということあります。早急に整備が必要と認識しているということありますが、いつまでに整備をしようとされていますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この場で何年と言うと非常に重たいので、はっきりした年数は言えませんけれども、これは最短でスピード感を持ってということだけは申し上げておきたいなど。何年とは言いませんけれども、今、スケジュールの中で最短でスピード感を持ってということで考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 専門の方に聞きましたら、少なくとも3年はかかるのだということを、先ほど教えていただきました。でも、この新しい認定こども園、本来であれば施設が整備されてからスタートをするというのが、特に幼稚園に通っていたお子さん、保育所はずつとそこにいましたから、そういう安心感、同時に今の施設でやり抜くというふうになれば、あの手狭な駐車場の問題というようなこ

とを考えると、やっぱり本当に超スピードでと言いましたけれども、手抜きは駄目ですが、超スピードできちつとやる。そのことを示していただけなかったから、その言葉で止めますけれども、そして中央保育所の活用といつても、それまで使っていますよという意味合いだけだと思うのです。もうあそこをどうするかなんていうことは、到底できることではありませんし、せっかく新しい認定こども園がスタートするのであれば、ふさわしい施設もきちつと用意するというのが、町の取り組むべき仕事だというふうに思います。それで、こここの地域については、わかば幼稚園の活用もあります。そして、中央保育所を使わなくなったら、ではどこに建ててどうするのかという。それから、幕別の小学校、中学校の一貫教育の下での施設のあり方もあります。この三つのことを今きっと考えておられると思うのですけれども、結論が出てからではなくて、きちつとその過程の中で住民にも知らせていただきたい、どう変わっていくのか、どう設備がきちつと確保されるのかをしかるべきときに示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 本来であれば施設ができるからというお話もありましたけれども、これは施設を重視するのか、子どもの保育というもの、保育、教育を重視するのかと、そこの選択で、私は、子どもたちがどんどん減っていく中で、ある程度、一定人数の中で、認定こども園の中で保育、教育したほうがよいのかなと。そういうことから、認定こども園の設置というものを先に、優先度合いが強いなということで選択をしたわけであります。ただ、施設がいつまでもそのままでいいというふうには思っておりません。今言われた可能性は当然我々も考えておりますので、本当にできるだけ早く、通常考えている年数よりも遅れることなく、それよりも早くそこは整備をしなければならないというふうに思っております。

○18番（中橋友子） 豊かな保育行政が前進していくよう期待して、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、11時45分まで休憩をいたします。

11：34 休憩
11：45 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○7番（酒井はやみ） 通告に従いまして質問します。

女性の経済的自立に向けた支援を。

ジェンダー平等はこの数年で、歴史的とも言える変化が起こっています。男女の賃金格差の解消に向けて、格差を企業に公開させる制度が実現しました。また、性暴力根絶に向けて刑法が改正され、不同意性交等罪が創設されました。パートナーシップ制度のある自治体は、人口の7割に達しました。同性婚、選択的夫婦別姓を求める運動、多様な性を認め合う社会に向けた動きが大きな流れとなっています。生理の貧困を解決する取組や、経口中絶薬の承認なども進んでいます。

しかし、いまだ日本の「ジェンダーギャップ指数」は146か国中125位と低く、世界から大きく遅れています。その大きな要因は政治分野での遅れとともに、経済分野での遅れです。非正規雇用の拡大を背景にした1億円とも言われる生涯賃金の格差が、DVや女性差別、女性の貧困の土台ともなっています。

現在、女性の就労の増加と社会進出が進み、家族の形も多様化する下で、女性の意識は大きく変わっています。多くの人が仕事や社会生活と家庭、個人の生活を両立できる社会を願い、ジェンダー平等に強い関心を持っています。

誰もが自分らしさを發揮できるジェンダー平等社会に向け、町が男女の賃金格差の是正、女性の貧

困解決に向けて、役割を発揮することが求められており、以下の点を伺います。

1、町の会計年度任用職員の8割以上が女性です。会計年度任用職員の待遇改善を求める声と運動が全国で起こり、改善に着手する動きも生まれています。

(1) 同職種間での、正職員と会計年度任用職員（フルタイム、パートタイムそれぞれ）との年収の差は。

(2) 勤続5年、10年を超えている職員数は。

(3) 不安定で低賃金の雇用である会計年度任用職員の実態は、ジェンダー平等の障害となっています。専門職からでも無期雇用へ転換する、パートとフルタイムの待遇格差を是正するなど改善を急ぐべきでは。

(4) 来年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となりました。実施すべきと考えますが町の考えは。

2、ひとり親世帯の半数近くが貧困状態にあるとされます。その背景には、特にシングルマザーの28.1パーセント（2021年度の厚生労働省の調査）しか養育費を受け取れていないという問題があります。そもそも51.2パーセントが養育費の取り決めをしていません。養育費の立替え払い制度や、養育費が確実に支払われる支援を検討する考えは。

3、シングルマザーのみならず、特に単身女性の貧困が深刻化しています。

(1) 町の単身女性の貧困率などの実態調査をすべきでは。

(2) 中高年単身女性のさまざまな困難について、低収入者への家賃補助、入院・入所時に必要な身元保証等のサポート、アクセスしやすい相談機関の設置など、支援が必要だと考えますが、町の考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 一般質問の途中ではありますが、この際13時まで休憩をいたします。

11：49 休憩

13：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

「女性の経済的自立に向けた支援を」についてであります。

我が国では、男女共同参画社会基本法に基づき、5年に1度、施策の基本的な方向性や成果指標などを示す「男女共同参画基本計画」を策定するとともに、政府全体として当該年度および翌年度に重点的に取り組む事項を「女性活躍・男女共同参画の重点方針」、いわゆる女性版骨太の方針として決定しております。

本年6月13日に策定された「女性版骨太の方針2023」では、「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化」を掲げ、男女が共にライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりに向けて、また、女性に多い非正規雇用労働者や経済的に厳しいひとり親世帯の現状等を踏まえ、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を、あらゆる観点から進めていく必要があるとしているところです。

ご質問の1点目、「町の会計年度任用職員の8割以上が女性です、会計年度任用職員の待遇改善について」であります。

一つ目の「同職種間での、正職員と会計年度任用職員（フルタイム、パートタイムそれぞれ）との年収の差は」についてでありますが、年収の計算は、令和5年3月に高等学校、短期大学2年および大学を卒業した新規卒業者を4月に任用して、6年3月までの1年間勤務した場合とし、正職員は給料、期末手当、勤勉手当および寒冷地手当を合算した金額で、会計年度任用職員は給料または報酬に期末手当を合算した金額でお答えいたします。

また、パートタイム会計年度任用職員については、1日当たりの勤務時間を7時間15分、年間勤務日数を正職員、フルタイム会計年度任用職員と同様に242日として算出した金額で申し上げます。

主な職種のうち事務職では、正職員の年収が大卒284万円、短大卒252万5,000円、高卒238万円に対し、フルタイム会計年度任用職員の年収が211万1,000円で、正職員との差は大卒で72万9,000円、短大卒で41万4,000円、高卒で26万9,000円、いずれも正職員の年収が上回っております。

パートタイム会計年度任用職員は189万4,000円で、正職員との差は大卒で94万6,000円、短大卒で63万1,000円、高卒で48万6,000円、いずれも正職員の年収が上回っております。

次に、有資格者のうち、短大卒の保育士では、正職員が252万5,000円に対し、フルタイム会計年度任用職員が227万円で、正職員との差は25万5,000円、パートタイム会計年度任用職員が203万8,000円で、正職員との差は48万7,000円、いずれも正職員の年収が上回っております。

短大卒の図書館司書では、正職員が252万5,000円に対し、フルタイム会計年度任用職員が223万1,000円で、正職員との差は29万4,000円、パートタイム会計年度任用職員が200万2,000円で、正職員との差は52万3,000円、いずれも正職員の年収が上回っております。

大卒の保健師では、正職員が284万円に対し、フルタイム会計年度任用職員が282万7,000円で、正職員との差は1万3,000円、パートタイム会計年度任用職員が253万8,000円で、正職員との差は30万2,000円、いずれも正職員の年収が上回っております。

二つ目の「勤続5年、10年を超えている職員数は」についてあります。

会計年度任用職員制度については、令和2年4月1日から導入されており、制度導入後4年に満たないことから、勤続5年を超える会計年度任用職員はありませんが、制度導入前から町の嘱託職員や臨時職員として任用されている人数で申し上げますと、5年4月1日現在、会計年度任用職員は351人で、勤続5年を超えている職員は188人、率にして53.6パーセント、勤続10年を超えている職員は93人、率にして26.5パーセントであります。

三つ目の「不安定で低賃金の雇用である会計年度任用職員の実態は、ジェンダー平等の障害となっている。専門職からでも無期雇用へ転換する、パートとフルタイムの処遇格差を是正するなど改善を急ぐべきでは」についてであります。

はじめに、「不安定で低賃金の雇用である会計年度任用職員の実態は、ジェンダー平等の障害となっている」についてでありますが、本町における会計年度任用職員の給料表は、国の行政職俸給表を基本に作成しており、人事院勧告により俸給表が改定となった際には、職員と同様勧告どおり改正しているところであります。

また、会計年度任用職員の募集・任用に当たりましては、平等取扱いの原則に基づき、年齢や性別、人権や信条などによって差別することなく均等な機会を与えるとともに、毎年公募し面接による選考を経て任用しております。

このため女性の任用を前提としたものではなく、男女の比率は任用の結果として表れたものでありますことから、ジェンダー平等の障害となっているとは捉えておりません。

次に、「専門職からでも無期雇用へ転換する」ことについては、平成24年8月に「労働契約法の一部を改正する法律」が公布され、25年4月から1年契約など期間の定めのある有期労働契約が繰り返し更新され、5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない無期労働契約に転換できるよう、新たな制度が導入されていますが、国家公務員および地方公務員については、適用除外とされております。

また、会計年度任用職員の任用期間については、地方公務員法の規定により、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内、すなわち一會計年度内とされていることからも、無期雇用へ転換するような仕組みは設けられておりません。

いずれにしても、専門職を含めた職員の採用については、今後も地方公務員法に規定する「採用試験の公開平等」に基づき、受験資格を有する方々に対して、募集は平等の条件で広く公平に公開し、競争試験または選考による採用を行い、将来にわたり安定的な行政運営と適正な職員数の確保に努め

てまいります。

次に、「パートとフルタイムの処遇格差を是正するなど改善を急ぐべきでは」については、本町では、会計年度任用職員制度の創設時に全ての業務内容を精査し、各業務において必要となる時間を判断した上で、フルタイムとパートタイムを整理したものであります。

会計年度任用職員の給料の決定については、業務の内容や必要となる知識などを勘案するとともに、給料の1時間当たりの単価と年収額が制度移行前の水準を下回らないこと、職種間の均衡、資格の保有状況や修学年数等、職種ごとの給料の下限と上限の設定など、会計年度任用職員全体の均衡が図られるよう制度設計を行うとともに、出生サポート休暇などの創設や共済保険の適用範囲の拡大などの処遇改善を適宜実施しているところであります。

四つ目の「来年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となった。実施すべきと考えるが町の考えは」についてであります。

令和5年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律の施行により、6年4月から地方公共団体は、条例でパートタイム会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができることとなり、総務省から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に当たっての基本的な取扱いを定めた通知や事務処理マニュアルが示されたところであります。

この事務処理マニュアルの中では、勤勉手当の基礎額、期間率および成績率の取扱い等、具体的な支給方法については、常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえて定める必要があり、勤勉手当の支給に当たっては、常勤職員に適用される制度を基本としつつ、各地方公共団体の実情、任用の実態等に応じて、細部において異なる制度設計とすることは差し支えないとする考え方が示されております。

本町においては、会計年度任用職員の給与制度について、これまで国が示した通知や事務処理マニュアルを参考にするとともに、北海道や他の自治体の動向を十分に把握した上で見直しを進めてきた経過がありますが、現時点においては、勤勉手当の支給について、他の自治体の足並みがそろわず、支給の内容が十分把握できていないことから、今後、詳細についての情報収集を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「養育費の立替え払い制度や、養育費が確実に支払われる支援を検討する考えは」についてであります。

国は、先に申し上げました「女性版骨太の方針2023」において、ひとり親家庭支援として「養育費の確保」を掲げ、希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるとの認識の下、2031年に、全体の受領率を40パーセントに、養育費の取り決めをしている場合の受領率を70パーセントにすることを目指すとしたところであります。

この目標を達成すべく、国では、離婚前後親支援モデル事業を拡充し、養育費の確保に係る支援策の推進に取り組むとしており、全国の取組事例においても、兵庫県明石市では、不払いの養育費の一部を立て替える取組や、府県、市及び特別区の一部では、ひとり親が保証会社との間で養育費保証契約を締結する際に必要となる保証料の一部を助成することで、養育費の確保を支援する取組が行われております。

しかしながら、こうした取組は、地域間で差異が生じないよう、本来、国の責任において実施るべきであると考えておりますことから、町として果たすべき役割とすることについては、甚だ疑問に思っているところであります。

町としましては、引き続きひとり親家庭からの相談を受ける中で、必要に応じて、北海道の母子家庭等就業・自立支援センターと連携を図りながら、ひとり親家庭等に対する支援に努めてまいります。

ご質問の3点目、「シングルマザーのみならず、特に単身女性の貧困が深刻化していることについて」であります。

一つ目の「町の単身女性の貧困率などの実態調査をすべきでは」についてであります。

町の単身女性の貧困率などの実態調査の実施に関しては、福祉課に設置した「よろず相談窓口」に寄せられた本年度の貧困に関する相談人数が、11月末現在33人で、男性が17人、女性が16人とな

っており、このうち単身女性は 10 人で、貧困に至った原因やその状況はさまざまありますことから、実態調査を行うよりも「よろず相談窓口」において、一人ひとりの実態を正確に把握し、必要な支援につなげていくことが一番の近道であると考えておりますので、引き続き相談窓口の周知を図ってまいります。

二つ目の「中高年単身女性の様々な困難について、低収入者への家賃補助、入院・入所時に必要な身元保証等のサポート、アクセスしやすい相談機関の設置など、支援が必要だと考えますが、町の考えは」についてであります。

低収入者への家賃補助に関しては、休業等に伴う収入の減少により、住居を失う恐れが生じている場合に給付可能な、国の住居確保給付金制度があります。

また、町では、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸する公営住宅制度があり、特に居住の安定を図る必要がある 60 歳以上の方や身体に障がいのある方などについては、同居親族要件を具備せずに単身入居できるほか、60 歳未満の単身者の入居要件緩和についても、現在、令和 6 年度当初からの適用に向けて準備を進めていますから、低収入者への家賃補助を行う考えはありません。

町においては、相談したいときに気軽に相談できる「よろず相談窓口」をアクセスしやすい窓口として設置しておりますので、入院・入所時に必要な身元保証等のサポートをはじめ、困りごとに関する相談などに対して、不安を抱える相談者に寄り添いながら、一人ひとりの状況に応じたサポートに努めるとともに、必要に応じて、北海道の女性相談援助センターなど専門機関と連携を図りながら、必要な支援に努めてまいります。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○7 番（酒井はやみ）　それでは、再質問いたします。

会計年度任用職員と正職員、それぞれの男女比について教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（佐藤勝博）　まず、本年 4 月 1 日現在の会計年度任用職員（代替職員を含む）、351 人中男性 47 人で 13.4 パーセント、女性が 304 人で 86.6 パーセントであります。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○7 番（酒井はやみ）　正職員についても伺いました。お答え、お願いします。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（佐藤勝博）　失礼しました。正職員申し上げます。同じく本年 4 月 1 日現在、257 人中男性 159 人、61.9 パーセント、女性が 98 人で 38.1 パーセントであります。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○7 番（酒井はやみ）　男女比について、例えば正職員の女性の比率が増えているなど、もし経年の変化の傾向がありましたら教えてください。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（佐藤勝博）　正職員でよろしかったですね。10 年前、平成 25 年の 4 月 1 日との比較で申し上げますと、平成 25 年が男性が 65.8 パーセント、女性が 34.2 パーセントでありますので、それぞれ 4 パーセントほど割合としては女性が増えている状況でございます。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○7 番（酒井はやみ）　分かりました。会計年度任用職員、10 年前でしたら非正規職員、臨時職員の比率についてどうですか。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（佐藤勝博）　ちょっと手元の資料では、会計年度任用職員制度が始まりました令和 2 年の 4 月 1 日の資料しかございませんので、そことの比較で申し上げますと、男性が 15.2 パーセント、女性が 84.8 パーセント。令和 5 年の 4 月 1 日と比較しますと、約 2 パーセントほど割合としては女性の

割合が増えております。

○議長（寺林俊幸）酒井議員。

○7番（酒井はやみ）町では、正職員は女性が38.1パーセントに対して、任用職員は86.6パーセントというお答えでした。全国でもこの傾向は同じでして、正職員の女性の割合は4割弱、任用職員は75パーセントが女性というふうな結果が出ています。

全国的にも、会計年度任用職員の多くは200万円前後と、大変収入が低い状況にあります。また、全国的な非正規公務員の平均賃金は254万円と、民間の非正規労働者の収入よりも50万円安いというふうに言われています。

先ほど、お答えの中で、町の職員の年収の差をお聞きしました。これ初年度の収入でお答えいただいたのですけれども、それぞれ年数がたつにつれて年収も上がっていいくのかなと思うのですが、会計年度任用職員の給料については上限があったかと思うのです。その上限の規定について教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸）総務課長。

○総務課長（佐藤勝博）会計年度任用職員制度の設定に当たりましては、基本、昇給が5年、一部定例的な労務職につきましては3年ということで、昇給期間の上限を定めております。

○議長（寺林俊幸）酒井議員。

○7番（酒井はやみ）分かりました。初年度の年収でも、それぞれ正職員よりは会計年度任用職員が低いという結果をお示しいただいたのですけれども、会計年度任用職員は5年までしか上がらない。それで考えますと、年収の差はどんどん開いていくのではないかというふうに想像できます。全国の調査では、会計年度任用職員は、正職員の年収の約4割ほどだという試算も出されています。先ほどの答弁で、町長は、制度としては差別ではなく、結果として女性が多くなっているという、会計年度任用職員、女性が多くなっているというお答えでしたが、全国的にもそういう結果になっています。主に女性のほうに不安定で低賃金の雇用を割り当てる制度となっています。

日本のジェンダー不平等の遅れは、低賃金や賃金格差という経済分野の遅れが要因として指摘されているということから考えても、今の実態、町としてだけではなく全国的な実態として懸念されまし、この制度自体に疑問を持たざるを得ないなというふうに感じます。全国では、6割の会計年度任用職員の年収が200万円未満という、自治労連の実態調査の結果について、先月、国会の答弁で鈴木総務大臣は「ある面では愕然とするものがある。しっかりと踏まえたい」と認識を示していました。

会計年度任用職員は、職員の半分以上を占めていまして、町の業務や住民福祉の向上、住民サービスの提供になくてはならない存在として活躍されていると思います。町長は、この会計年度任用職員8割が女性で、その多くが収入200万円前後で公務を担っているという実態について、どのように受け止めておられますか。

○議長（寺林俊幸）飯田町長。

○町長（飯田晴義）これは制度がもともと違いますので、これを同一に比較することは私は非常に無理があるなと思っているわけであります。正職員は、採用されまして1年ごとに昇給がある、給与会計があればベースアップもありますので、当然これは上がって行くわけで、初めは年収200万円ちょっとであっても、部長職になれば800万円ぐらいになっていくと、これは当然、上がってしていくわけです。ただ、会計年度任用職員は会計年度において雇用する人ですから、昇給という概念はないですね。これは継続して勤務をしているのであれば、年々昇給していくのは当然かと思いますけれども、会計年度職員そのものは会計年度内において雇用するということです。ただ、運用上はというか、継続して結果的に何年も働いている形にはなっておりますけれども、採用は毎年面接をやって採用決定をし、そして働いてもらうと。そういう形を取っておりますので、そもそもが正職員と会計年度任用職員の年収を比較することは、私は全くナンセンスであるというふうに思っていますけれども、そのことが、ましてやジェンダー平等の障害になっていることは、全く私は理解できるものではないわけです。同一条件において、同じ責任において働いていて、そこで賃金差ができるのであれば、これはジェン

ダ一平等上おかしいのではないかということは言えると思いますけれども、比較が私とはちょっと違うかなというふうに思いますし、制度上、確かに安い賃金で公務の一端を担っていただいておりますけれども、そこには責任の度合いが全く違うわけですから、制度上、私たちは正職員と会計年度任用職員を有効に活用しながら、公務に支障がないように行政をしているわけであります。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○7番（酒井はやみ）　制度が全く違うということは、もちろん承知しています。また、制度、会計年度任用職員の採用に当たっても、平等の原則が貫かれているというのは分かっています。ただ、全国的にも、幕別町でも、結果として女性が多くを担わざるを得ないというか、担っているということになっている。なので、私は、町のせいというよりは、やっぱりこの日本社会の公務員の制度自体がやっぱり女性にとってどうなのかなという疑問があって、その認識を伺いたかったわけです。

会計年度任用職員の中には、ひとり親など家計の主たる維持者である人もいるのではないかと思います。自治労連が昨年行った調査では、回答した会計年度任用職員2万2,401人のうち、生計維持者と答えた人は25パーセントいたそうです。幕別町でもおられるのではないかというふうに思います。会計年度任用職員として200万円前後の収入で何とか毎年働き続けられたとしても、5年以上は給料は上がっていないか。そういう中で、自活をしたり、家族を養っていくというのは大変じゃないかなというふうに思います。この給料では、一人で部屋を借りて暮らしていくのも大変だという声もお聞きしています。この会計年度任用職員の年収で自活したり家族を養ったりしていくのが大変だということについて、町長はどのように認識しておられますか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　会計年度任用職員で任用されて1年間働く。したら当然、給料の上限は決まっているわけでありますから、そのことも含めて、勤務条件なり給与も含めて「こういう職の方を採用しますよ」ということで、それに応募ってきて採用になっているのが実態であります。

我々としては、どんな家庭状況の方が応募してくることは問題ではない、問題にしているわけではありません。ですから、家庭状況は家族が何人いてとか全く関係ありません。年齢も特に若ければいいとか、一定以上年齢を重ねているほうがいいとか、そういう条件を全くつけてはいるわけではありませんので、公務としての業務をこなしていただける方であれば、こういう条件でこれだけの給料をお支払いしますということで採用させていただいておりますので、そこは結果として、一家4人を支えている女性の方が会計年度任用職員として採用されたとするならば、それは大変だと思いますけども、ただ、職業選択の自由がそれぞれあるわけですから、その方がこの職がいいとして応募して採用されたということですから、ちょっと結果だけを見て言われるのは、非常にちょっとつらいかなというふうに思いますけれども。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○7番（酒井はやみ）　先ほど、この給料で家計を維持するのは大変だというふうに感じているということはお聞きしました。結局、会計年度任用職員の収入で、自立した生活を続けていくということが想定されていない制度なのではないのかというふうに思います。結局、家計は主に男性が稼ぎ手を担い、女性は補助的だというふうに想定しなければ、この制度は成り立たないのではないか、家計の補助者が会計年度任用職員として働いてもらえばいいという想定なのではないかと。結局これは女性に対する間接差別というふうな形にもなっていると言えるのではないかというふうにも感じています。それについては、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは、先ほどの答弁でも申し上げたように、女性に来ていただく、女性に働いてもらうことを前提として募集をしているわけではありません。一定の公務を補助していただく、こういう業務があります、これについて応募される方は応募してください、そうした上で公正な採用試験を行った上で採用を決定して、任用を決定しているということでありますから、ちょっとこれは全くかみ合わないかな。幾らこれやっても、もう性質がちょっと無理があるかなと、議論するには無理

があるかなと、そんな気がしております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 次の質問に行きます。

継続勤務の方の人数をお聞きしました。5年継続されている方が53.6パーセント、10年が26.5パーセントという結果でした。毎年どのくらいの方が継続を希望されていますか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 今年の4月1日現在の人数で申し上げますと、351人の会計年度中34人、9.7パーセントが新規で採用されており、約9割の方が継続という状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 継続を希望しつつも継続されなかった方は、制度が始まって以降いらっしゃいますか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 毎年度、募集をして、応募いただいて、人数超える場合にはもちろん面接に

より……

（超えなくても面接するの声あり）

○総務課長（佐藤勝博） 失礼しました。そうですね、面接は基本として行っておりますので、その選考によりまして、最終的に。ただ、具体的な数字は持たせておりませんけれども、募集を超えた部分については、採用にならない方は当然いらっしゃるという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 継続を希望しつつも継続されなかったという方がいらっしゃるかどうかは、ちょっとお答えがなかったので分からなかったのですけれども、5年、10年と続けておられる方が多いという印象を受けました。こういった方は、働き続ける意思がある方なのではないかと思います。

答弁の中でもありましたけれども、民間では「続けて働きたい」という労働者の意思を守るという趣旨で、5年働けば無期雇用に転換するルールがありますが、会計年度任用職員にはそれも採用されません。もし、何年間も働くという見通しが持てるならば、この職場でこんなことをやりたいとか、こういうことを考えていきたいとか、そういうことも考えて、それぞれの職員がより能力を発揮できるのではないかというふうに思いますが、1年ごとにいつ仕事を続けられなくなるか分からぬという不安定雇用では、こうした能力の発揮も制限されてしまうのではないかというふうに思います。

希望する人に正規雇用の道が必要だという考えは、町ではお持ちですか。町独自でできるかどうかということは別にして、そういう制度が必要なのではないかというお考えはないでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 職員の採用については、基本的には公募をして、それに応募をしてもらって、採用試験を経て採用を決定するということでありますので、よっぽど専門的な技術を持ってこの公務に必要だという場合は、それはある程度こちら側から割愛するような、そういう場合はあるかもしれません。基本は、今言ったような、公募をして、採用試験を経て、採用決定をするということでありますので、もし仮に会計年度任用職員の方で本当にまちづくりに携わりたいとするならば、これは正職員の道を閉ざしているわけではありませんので、これは受けなければ、それはまたそこでその場で評価をさせていただいて、採否の決定をするという形になるかと思います。

それで、会計年度任用職員の業務内容でありますけれども、これは正職員が病休等あるいは産休等で休んだときに入つてもらう場合もありますけれども、それは病休なり産休等で欠けた職員の全てをやってもらうわけではなくて、その中でも比較的知識だとか経験がなくてもやれる定型的な仕事をやっていただいているわけでありますので、おのずと正職員との役割も違っていますので、もし本当にその方が職員になりたいというのであれば、正規のルートで受けなければいいのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 正職員を募集する上で、年齢制限などはありますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはあります。ただ、社会人枠というか、町村以外の試験も実はやっておりまして、その場合には、実際、実例として40を超えて採用になっている者がいます。そこは、一定程度公務をその後こなしていただくためには、20年なり、定年延長になれば25年になりますけれども、そのぐらいのやっぱりキャリアが必要であろうと。我々は、どんな仕事でもこなしていただける、将来幹部としての職員採用をするわけですから、最低限20年程度のキャリアというのは必要であろうと。そういうことから、40歳という線引きをしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） この会計年度任用職員の待遇については、いろいろなところから問題点が指摘されていまして、会計年度任用職員さんのいろいろな思いをご紹介しているようなサイトも見ますと、とても怨嗟の声に近いような声もあります。それに対して、今、改善を求める動きも生まれているかと思います。

日本図書館協会ですけれども、昨年1月に「会計年度任用職員制度への提言」というのを発表しています。専門家からも、会計年度任用職員が職員のうちの75パーセントを超え、図書館職員を希望する人が減っており、図書館の存続にも影響が出かねないという指摘もあって、この提言の中では、常勤職員との格差は縮まらず、むしろ格差の固定につながることが懸念される。提言を作成し公表することにより自治体関係者をはじめ、多くの人々に呼びかけることにしたというふうにあります。

また、自治体レベルでも、神戸市では1,300人のうち200人の事務職員がパートからフル職員に転換しています。また、年収も2024年度から21年度比で最大5割増の300万円に引き上げるという動きがあります。高知市でも、正規職員への転換希望者に限り、採用試験の年齢制限を59歳に広げています。こうした動きがあるのは、やはり待遇改善を求める世論が大きいからではないかなというふうに思います。

町としても、できることから始めるという姿勢に立ってほしいなというふうに思います。町だけでもやるというのはなかなか厳しいと思うので、正職員の道を開いたり、パート職員、フル職員の格差是正など、この制度の改善を国にも強く要望してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、制度については、私は従前の臨時的任用職員ですね、臨時職員から見ると、会計年度任用職員は待遇が非常に上がっていますし、これは働きたければ65でも70でも働くという制度になっておりますので、決して私は劣悪な状況であるとは思っておりません。ただ、言えるのは、賃金設定がどうなのというところは、先ほど一般質問ありましたけれども、そこをどういう設定をするかは、確かに町が条例を定めて、それが議会がオーケーだとなれば、それは認められるわけでありますので、そこはどれだけ人が集まらないのか、あるいはどれだけ優秀な人材を集めたいのか、その需要によって給与体系というものは変わってくるのかなと思いますので、今現在、会計年度任用職員の給料が安いという感覚はありませんし、これで本当に人が集まらなくなったら別でしおれども、これだけ応募があって、それなりに皆さん生活をしていらっしゃる、働いてくれているということからすれば、私はそんな劣悪な状況にあるとは思っていないところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） やっぱり行政が率先してワーキングプアをなくしていくという姿勢も必要かなと、男女に問わずですけれども、会計年度任用職員の給料では、なかなか生活も豊かになっていかないという状況もあると思います。やっぱりそういう点に立っても、町の会計年度任用職員の正職員化の道を開くことや待遇改善は、大事だなというふうに思います。町の女性が安心して生活し続けられることにもつながり、地域経済にとっても好循環を生み出すことにつながると思います。ぜひ国にも強く改善を要望していただきたいですし、町としてもできることから改善していただきたいと思いま

す。

次の質問に移ります。

養育費の問題ですけれども、幕別町の養育費受領率と養育費の取り決めをしている割合は分かりますか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） 町内の養育費の受領率ですけれども、そういった調査は行っておりませんので、把握はできておりません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 養育費に関して、ひとり親からの相談は寄せられていますか。寄せられていたら、内容など差し支えない範囲でお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） 養育費に関する相談につきましては、直接町のほうには来てはおりません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） この養育費ですけれども、本来は別居の親に課せられる生活保持義務というふうに位置付けられていますが、日本の母子家庭では半数が取決めさえされていないという事態です。外国では、国による養育費の立替制度や養育費取立て支援制度がありまして、国でもようやく、先ほど答弁もありましたように、31年までに現在の28.1パーセントから40パーセントに受領率を引き上げるという目標を示したばかりです。また、その目標は大変低い内容です。早急に国が立替えや取立て援助制度をつくるべきだというのは、私も同じ考えです。しかし、国の歩みが大変遅いという中で、現状は待ったなしだということで、全国各地の自治体が養育費の受け取り支援に踏み出す動きが急速に広がっています。道内でも、札幌や函館などで養育費に関する公正証書などを作成する際にかかる費用などを支援する制度を創設しています。そのほか、いろいろと豊かな取組が広がっているのですけれども、幕別町では支援についてこれまで検討してきた経過はありますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 事務方のレベルの協議については、ちょっと私も全て承知しているわけではありませんけども、町の対策として支援をしていくうというふうな協議をしたことはありません。というのは、もともとこれ民事であるというふうな、そういう押さえがありますので、あまり民事に介入しない、民事不介入の原則というのもありますので、今までのところは課題として捉えたことはありません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 子どもの貧困、特にひとり親の貧困が子どもの貧困につながっているということ、この養育費の問題がその大きな要因として位置付けられて、改善に踏み出す動きが出てきているのかなというふうに思っています。私自身が、周りのシングルマザーの方からお聞きしたこととしては、周囲の同じシングルのママたちの半分は「養育費を受け取っていない」という声がありましたり、「養育費を受け取れずに困るという以前に、話し合いにならずに諦めている状況だ」、また「養育費について法律相談を行ったけれど、相手の方の住所や現在の職場が分からず、なすすべがない」、また「相手が話し合いにならない」、または「DVなど危険人物で嫌がらせなどが想定され、自身での養育費取り決めは難しい」「離婚時に『養育費はやらないからな』と言われて承諾してしまったので、諦めている」などなど、たくさんの声がありました。

またその中で、「毎年8月に養育費の調査書類が幕別町から来て、詳細に回答しているにもかかわらず、なぜ何もしてくれないのか。従前戸籍を確認すれば、誰に支払い義務があるのか分かっているはずなのに、何のための調査なのか」という意見も寄せられました。

調査をしているというのは初耳だったのですけれども、事実なのかどうかということと、もしされているのであれば、目的やどのような内容か、結果などもお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 養育費の調査ということでご質問でしたが、そちらのほうにつきましては、児童扶養手当の現況届というものがありまして、そちらのほうで、養育費の受給を受けているか受けていないかという金額の申出のものになっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） その中で、詳細に回答しているけど、何も町としてしてくれないという思いを持っている方がいるようなのですけれども、何かその実態や悩みなども寄せられるような仕組みになっているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） そちらの申出用紙なのですけれども、養育費を幾ら受けているかという、金額の申立ての用紙となっております。児童扶養手当を受給するための所得要件のための調査になっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） それでしたら、それを見ただけでは養育費を受け取っているかどうかなどは分からぬということですか。受け取っていることは書かれてある。受け取っていない方も分かるということですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（川瀬真由美） 申立てになっておりますので、養育費を受け取っているか、受け取っていないかという状況は把握できるような状態になっております。児扶手の現況届なので、児扶手の受給認定者に対しては、分かる状況になっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 先ほどの答弁の中で、「町として独自に養育費確保の支援をすることは、甚だ疑問だ」というお答えがあつたのですけれども、実際には町内に、先ほど紹介しましたような、養育費を受け取れず、子どもたちの権利が制限されているという実態や、ひとり親の方の皆さんがある、町の支援の相談の窓口にもつながっていないという状況があるのではないかというふうに思いました。その点は、どのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） よろず相談窓口を設けておりますので、ぜひお気軽に相談をしていただきたいなと思います。その中から選択できる道というものを探ることはできるかと思います。

全く受け付けないよという意味ではなくて、そこに民事に深く介入するようなことについては甚だ疑問であるけれども、相談を受けて取るべき道があるのであれば、そこはアドバイスしたり、あるいは公正証書も、お金は出さないまでも書き方をアドバイスするようなことも、私はできるかというふうに思いますので、そこはお気軽に相談をいただきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○7番（酒井はやみ） 相談に来ればということでお伺いしたのですけれども、この養育費の問題は、先ほどお聞きした皆さんの中にもあったように、受け取る権利があるにもかかわらず、その権利の大切さを十分に認識できていなかつたり、取り決めや支払いがなされていない場合でも、ひとり親の皆さんには毎日忙しくて、支払いを受け取るための裁判所などの制度や自治体の相談を利用する余裕がなかったりするという現状もあると思います。

養育費の不払いの解消が子どもの養育のために重要でありながら、実現に幾つもの困難があるという実態だと思います。行政の関与や援助が必要だという判断で、幾つかの自治体がそういう動きを始めているのですけれども、町としても、困っている皆さんがある、相談できるなと思えるような積極的な支援のあり方や相談体制というのを、検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと疑問に思ったのは、離婚するときに何も考へないで離婚しているのかな

という非常に大きな疑問を抱きました。離婚するときに、子どもがいれば、その子どもをどちらが見るのでかとか、養育費はどうするのですかというのは、当然私は話し合うべき一番大事なことのかなというふうに思ったものですから、それを簡単にやれないからといって、じゃあもらえないからしようがないわという、そんな軽いものではないと思います。

ですから、そういった養育費というのは大事だということの周知も含めて、あと相談窓口の案内も含めて、今初めて、そういう何かもう親としての自覚がない中で離婚されているような、そんなふうなお話を聞きましたので、そこは初歩的なことですけれども、そういったことも含めて、もう少し町民の方に分かりやすく案内をしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○7番（酒井はやみ）　「親としての自覚がない」というのは、ちょっとひどいかなと思いました。DVの方なんかを代表とするように、やっぱり相手の方とまともな話ができないという状況で離婚される方も多い話がたくさんあります。心を寄せた対応を検討していただきたいというふうに思います。

最後の質問、ちょっともう時間がないのですけれども。単身女性の貧困についてです。幾つか町のほうにも貧困に関する単身女性の相談が来ているということでしたけれども、相談数というの経年で増える傾向、減る傾向など、傾向があれば教えてください。

○議長（寺林俊幸）　福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁）　相談の傾向であります。毎年の状況でいきますと、ここ2年、3年ほどはコロナ禍ということもありますし、コロナの関係の相談が多くはなってきていますけれども、今年につきましては、その相談件数というのは大分減ってきております。その中で単身女性の相談という部分がどう変わってきたかと申しますと、そこにつきましても、そこを捉えますと、大きな変化はないというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○7番（酒井はやみ）　当事者団体でつくっている「わくわくシニアシングルス」というところが、40歳以上の単身の女性にアンケートを取っておりますが、その中で、物価高やコロナ禍で生活が苦しいという人が7割。また8割が働いていますが、そのうち半数以上が非正規雇用や自営業という状況です。また、資産がない人は4人に1人という結果でした。

貧困の実態というのは、いろんな要因が絡み合っているとは思うのですけれども、今の40代、50代は就職氷河期で、非正規の方も多くいらっしゃいます。これからますます女性の単身者の生活苦が、年齢を追うにつれて深刻になっていくという可能性もあるなというふうに感じています。町の中でお聞きした話では、夫が亡くなり、年金が驚くほど少額になって生活できないとか、1か月5万円でどうやって生活するのかとか、いろいろお聞きしています。今後さらに無年金や低年金が広がっていく可能性もありますが、この女性の貧困について支援を検討する考えはありますか。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員、時間なので質問を終えてください。

○7番（酒井はやみ）　はい。

○議長（寺林俊幸）　以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終いたします。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13：56　休憩

14：10　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第3、議案第110号から日程第5、議案第112号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第110号から日程第5、議案第112号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第110号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第110号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページ、議案説明資料の19ページをお開きください。

はじめに、改正概要をご説明いたしますので、議案説明資料19ページをご覧ください。

表の左端に記載のとおり、改正項目は、国民健康保険税の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額であります。

本年5月に成立いたしました「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、地方税法の一部が改正され、子ども・子育て支援策の一環として、令和6年1月1日から、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置が定められましたことから、本条例において所要の改正を行おうとするものであります。

改正内容の欄をご覧ください。

2行目に記載のとおり、減額対象となります産前産後期間は、単胎妊娠の場合は、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間を、多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から翌々月までの6か月間を指すものであります。

（1）所得割額の減額は、出産被保険者本人に課税されている、医療に係る基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の所得割額を12で除して得た額に、減額対象となる4月あるいは6月の産前産後期間を乗じて得た額であります。

（2）被保険者均等割額の減額であります。

（基礎課税額）の表をご覧ください。

基礎課税額に係る被保険者均等割額は、軽減前は、本町の場合2万5,000円であります。

表は、所得に応じた7割、5割、2割の法定軽減と、軽減なしの世帯に属する被保険者1人に係る軽減額を、単胎妊娠の場合は4月相当額を、多胎妊娠の場合は6月相当額を記載しております。

基礎課税額の表の単胎妊娠の行の左端、7割軽減対象世帯は、7割軽減世帯に属する場合であります。

被保険者均等割額2万5,000円から、7割相当額を減額後の7,500円を12で除して4を乗じた2,500円を、下の行の多胎妊娠の場合は、6を乗じた3,750円を減額するものであります。

この表の単胎妊娠の右端、軽減なし世帯をご覧ください。

この世帯に属する場合は、被保険者均等割額2万5,000円を12で除して4を乗じた額8,334円を、下の行の多胎妊娠は、6を乗じた1万2,500円を減額するものであります。

以下、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額も同様に法定軽減前の均等割額の7,400円と9,100円に対するそれぞれの減額額を表に示しております。

出産被保険者に係る産前産後期間の減額措置を内容とした条例改正につきましては、去る 11 月 27 日に幕別町国民健康保険運営協議会に対し諮問を行い、同日に改正することが適当であるとの答申をいただいたところであります。

20 ページ以降は、改正条例の新旧対照表であります。

20 ページから 23 ページにかけて、関連条文を記載しております。

21 ページ下段の第 26 条は、国民健康保険税の減額を定めております。

23 ページまでお進みください。23 ページの下段をご覧ください。

第 26 条第 3 項として、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について、単胎出産と多胎出産の場合ごとに、減額額を定める規定を設けるものであります。

1 行目に記載の、地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者は、納税義務者の世帯に属する出産する予定の国民健康保険の被保険者または出産した国民健康保険の被保険者を指すものであります。

第 1 号は、基礎課税額の所得割額の 24 ページになります。第 2 号は、基礎課税額の被保険者均等割額の、第 3 号は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の、第 4 号は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の、第 5 号は、介護納付金課税額の所得割額の、第 6 号は、介護納付金課税額の被保険者均等割額の減額額をそれぞれ定めております。

第 28 条の 3 は、出産被保険者に係る届出の規定を設けるものであります。

第 1 項は、国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、第 1 号から第 5 号に係る事項を記載した届出を町長に提出しなければならないと規定するものであります。

25 ページをご覧ください。

第 2 項は、届出に係る添付書類を、第 3 項は、届出期間の始期を定めております。第 4 項は、妊娠確認後の届出の省略規定であります。

医療機関で被保険者が妊娠を確認した後に、町の窓口で母子健康手帳の交付を申請する際に提出する妊娠届出書において、第 1 項及び第 2 項に掲げる書類において明らかにするべき事項を、確認することができる場合は、第 1 項の規定による届出を省略させることができるとするものであります。

議案書にお戻りいただき 15 ページをご覧ください。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するとするものであります。

第 2 項は、適用区分について定めております。

この条例による、改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち、令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち、令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4 、議案第 111 号、幕別町発達支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第111号、幕別町発達支援センター条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の16ページ、議案説明資料の26ページをご覧ください。

本条例第1条において、障がい児及び発達に支援の必要な児童に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援するため、幕別町発達支援センターを設置すると定め、これまで主に幕別地域の子どもたちを対象に、心身の発達に関する相談をはじめ、指導、療育等を実施してまいりました。

忠類地域においては、昭和62年以来、南十勝5町村の枠組みの中、大樹町が設置している南十勝こども発達支援センターを共同利用する形態で、子どもの指導・療育等を行ってまいりました。

本年度から、幕別町発達支援センターにおいては、専門職員を増員し、指導・療育の拡充に努め、児童福祉法に定める障がい児通所支援事業を実施するため、北海道の指定を受け、多機能型事業所として事業化を図ったところあります。

昨年来、忠類地域の子どもたちの発達支援体制の整備に向け、地域の保護者への説明をはじめ、関係町村と協議を進めてまいりました。保護者並びに関係町村の理解を得ましたことから、本年度をもって南十勝こども発達支援センターの共同利用を終了し、令和6年度からは、幕別町発達支援センター忠類分室を設置し、サテライト方式により、本町職員が分室に出向いて指導・療育を行おうとするものであります。

また、これまで駒島地区の子どもたちの療育等は、本町の発達支援センターで行ってまいりましたが、令和6年度からは忠類分室において療育等を行うこととし、子どもの年齢に合った療育機会を確保し、加えて通所に係る負担の軽減を図ろうとするものであります。

第2条は、発達支援センターの名称及び位置を定めております。

第2項は、センターに分室を置くとし、名称は幕別町発達支援センター忠類分室、位置は、幕別町忠類白銀町384番地10の忠類ふれあいセンター福寿と定めるものであります。

議案書の16ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項において、この条例は、令和6年4月1日から施行とするとし、第2項において、この条例の施行の日前においても、分室が行う事業の実施のために必要な準備行為をすると定めることができます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第112号、幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第112号、幕別町簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご

説明申し上げます。

議案書の 17 ページ、議案説明資料の 27 ページをご覧ください。

はじめに、条例の概要をご説明いたしますので、議案説明資料の 27 ページをご覧ください。

1、制定趣旨についてであります。

幕別町では、簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の財務会計処理は、水道事業会計と異なり、これまで地方自治法や地方財政法などに基づき、官公庁会計で実施してまいりました。

平成 31 年 4 月、総務省から地方公共団体に対して「公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ」が示され、公営企業の経営健全化等に向けて、簡易水道事業及び下水道事業を重点事業として位置付けた上で、令和元年度から 5 年度までの 5 年間で公営企業会計へ移行するよう要請がありましたことから、本町においても、令和 6 年 4 月 1 日から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行するため関係条例の改廃を行うものであります。

2、法適用の目的についてであります。

公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、厳しさを増している状況であります。

こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり、安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により資産を含む経営状況をより明確にすることで、費用と負担のあり方を常に意識し、経営の効率化と健全化を推進することが強く求められております。地方公営企業法にうたわれております地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないという経営の基本原則の下、本町においても、令和 6 年 4 月 1 日から、地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行しようとするものであります。

3、法適用に伴う対応についてであります。

地方公営企業法の適用に伴い、関連する 18 件の条例の改廃を行うものであります。

改正内容の主なものを申し上げます。

(1) 幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

地方公営企業法を適用するため、既に公営企業会計を運用している現行の「幕別町水道事業の設置等に関する条例」の対象事業に「簡易水道事業等」を加え、「経営の規模や能力等の必要な事項」を規定するとともに、条例の題名を「幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めるものであります。

(2) 関係する条例の一部改正であります。

地方公営企業法は、公営企業の合理的能率的運営を図る趣旨から、専任の管理者を置くことを原則とし、企業の規模や経営の実情に応じて、条例で定めるところにより管理者を置かないことができるものと定められております。

このことを踏まえ、このたびの地方公営企業法の適用に際し、水道事業と同様に条例で管理者を置かない旨を定め、町長が公営企業の管理者の権限を行うとするものであります。

このほか、今回、改正する条例における文言の使い方等を統一するため、必要な字句の追加・改正を行うものであります。

28 ページになります。

4、法適用に係る例規整備一覧についてであります。

地方公営企業法適用に伴い、表に記載のとおり、左端にナンバー表記をしておりますが、①から⑥まで、⑧から⑫まで、⑭から⑯までと⑯の合わせて 15 件の条例の改正と、⑦、⑬、⑰の 3 件の条例の廃止を行うものであります。

はじめに、本整備条例の根幹であります「幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部改正」についてご説明申し上げます。

前後し、大変恐縮でありますが、59 ページまでお進みください。

整備条例第13条は、幕別町水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業及び農業集落排水事業の財務会計処理を地方公営企業法の適用に伴い、すでに公営企業会計を運用している現行の「幕別町水道事業の設置等に関する条例」に、これらの四つの事業を加え、経営の規模や能力等の必要な事項を定めることから、条例の題名を「幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めるものであります。

第1条として、趣旨を加えるものであります。

地方公営企業法第4条は、地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならないと規定しております。この規定に基づき、この条例は、地方公営企業法の規定に基づき、公営企業の設置等に関し必要な事項を定めるとするものであります。

第1条の2は、設置を定めております。

第1項は、水道事業及び簡易水道事業を、第2項は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別排水処理事業の三つの事業を下水道事業と位置付けし、設置する旨を定めております。

第1条の3は、法の全部適用を定めております。

地方公営企業法第2条第3項は、同条第1項で定めている法の規定の全部が当然に適用される水道事業など七つの事業のほか、地方公共団体は政令の基準に従い、条例で定めるところにより、その経営する企業に、同法の規定の全部または一部を適用することができると規定しております。

この定めに基づき、簡易水道事業と下水道事業に地方公営企業法の規定を全部適用すると定めるものであります。

第2条は、経営の基本を定めております。

第1項は、地方公営企業法第3条に定めております、経営の基本原則を入念的に規定しているものであります。水道事業に簡易水道事業と下水道事業を加え、併せてこれらの事業を、この条例において上下水道事業と定義するものであります。

第2項は、水道事業の60ページになります、第3項は簡易水道事業の、最終行に記載の第4項は公共下水道事業の、61ページをご覧ください、第5項は、農業集落排水事業の経営の規模をそれぞれ定めております。

第6項は、個別排水処理事業の処理区域を定めております。

これらの、経営の規模と処理区域は、この整備条例において廃止いたします幕別町簡易水道設置条例、幕別町公共下水道条例、幕別町農業集落排水処理施設設置条例と、一部改正を行います幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例に規定している内容を、こちらに盛り込むものであります。

第3条および第4条は、組織を定めております。

ここでも前後いたしますが、先に第4条を説明いたします。

地方公営企業法第7条は、地方公営企業の業務を執行させるため、事業ごとに管理者を置くとし、ただし、企業規模や経営の実情に応じて、条例で定めるところにより政令で定める地方公営企業に、管理者を置かないことができるとしております。

これを受け、同法施行令第8条の2は、管理者を置かないことができる地方公営企業を定めております。本町の水道事業は、この施行令に定める管理者を置かないことができる規模に該当いたしますことから、これまででも管理者を置かないものとしており、今回の法適用いたします四つの企業も、施行令に定める要件に該当いたしますので、すべての事業に管理者を置かないものとするものであります。

第3条であります。

地方公営企業法第14条は、地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設けると規定しております。

第4条で、全ての公営企業に管理者を置かないことと定めますことから、管理者の権限を町長が行

うものとし、その町長の権限に属する事務を処理させるため、新たに農業集落排水事業を担任している忠類総合支所を組織に加えるものであります。

第4条の2は、特別会計を定めております。

地方公営企業法第17条は、地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行うものすると原則を定め、同法施行令第8条の4において、水道事業と法の規定の全部を適用する簡易水道事業を併せて経営する場合には、1の特別会計を設けることができると規定しております。

本町の企業規模や経営の実情を考慮し、1の特別会計を設ける旨を規定するものであります。

ここには定めてはおりませんが、農業集落排水事業と個別排水処理事業の特別会計についてであります。

この二つの事業と公共下水道事業は、住民にとって同種のサービスで、相互に補完関係にある事業でありますことから、これらの事業を通じた総合的な経営判断を行う観点から、経営に係る組織を統合し、一つの特別会計により経理を行うことが合理的かつ能率的であると考え、これら三つの事業を下水道事業会計としようとするものであります。

このように、令和6年度からは、水道事業会計と下水道事業会計の二つの公営企業会計に統合いたしますが、公営企業に求められます独立採算と受益者負担の原則に鑑み、個々の事業の経営状況を明らかにするため、予算・決算時においては、事業ごとに、従来のとおり事業実施計画書や決算報告書を作成いたしてまいります。

62ページになります。

第5条以降は、「水道事業」を「上下水道事業」に、「町長」を「管理者」に改め、加えて、法改正に伴う引用条文を改めるものなどであります。

29ページまでお戻りください。

整備条例第1条は、幕別町部設置条例の一部改正であります。

第1条は、部の設置及び分掌事務を定めております。建設部の分掌事務から、「水道に関する事項」と「下水道及び個別排水処理に関する事項」を削るものであります。

これらに関する事項は、地方公営企業法第10条の規定に基づき、今後改正を予定しております水道事業等の業務に関する「管理規定」に盛り込むこととしております。

30ページになります。

整備条例第2条は、幕別町職員定数条例の一部改正であります。

第2条は、職員の定数を定めております。

第1号町長の事務部局の職員定数を「220人」から「209人」に減じ、第2号として、水道事業及び下水道事業の事務部局の職員定数を「11人」と定めるものであります。

31ページをご覧ください。

整備条例第3条は、幕別町特別会計条例の一部改正であります。

第1条は、特別会計の設置を定めております。第4号幕別町簡易水道特別会計から第8号幕別町水道事業会計までを削るものであります。

本改正条例の施行に伴い、「簡易水道特別会計」は「水道事業会計」に、「公共下水道特別会計」、「個別排水処理特別会計」、「農業集落排水特別会計」は、地方公営企業法適用に伴い、設置する下水道事業会計に財産、債券及び債務を継承する旨を、後ほど説明いたしますが、附則に定めるものであります。

32ページになります。

整備条例第4条は、幕別町農業集落排水事業償還基金条例の一部改正であります。

第2条から第7条にわたり、「農業集落排水事業特別会計歳入歳出」を「下水道事業会計」に、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改めるものであります。

第5条は、繰替運用について定めております。

運用先を一般会計での繰替運用を削り、農業集落排水事業の業務に係る現金に限る旨、改めるもの

であります。

34 ページをご覧ください。

整備条例第5条は、幕別町使用料等審議会条例の一部改正であります。

地方公営企業法適用に伴い、公営企業の管理者の権限を行う町長が定めることを可能とする旨の改正であります。

35 ページをご覧ください。

整備条例第6条は、幕別町手数料条例の一部改正であります。

第5条と同様に、「規則で」を「町長が」に改めるものであります。別表備考の改正は、公営企業の管理者の権限を行う町長が定めることができる規程を含む表現として「規則等」と改めるものであります。

36 ページをご覧ください。

整備条例第7条は、幕別町公共下水道条例の一部改正であります。

本条例も同様に42ページまでにわたり、「規則で」と「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（管理者）」に改めるものであります。

43 ページまでお進みください。

整備条例第8条は、幕別町公共下水道受益者負担金条例の一部改正であります。

45 ページまでにわたり、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（管理者）」に改めるものであります。

46 ページをご覧ください。

整備条例第9条は、幕別町水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正であります。

48 ページまでにわたり、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（管理者）」に改めるものであります。

第3条および47ページの第11条の改正は、次にご説明いたします整備条例第10条、幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の改正などに伴う文言整理であります。

49 ページをご覧ください。

整備条例第10条は、幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

個別排水処理施設の設置に関する規定は、冒頭説明いたしました整備条例第13条の改正後の「幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に規定いたしますので、題名から「設置」を除き「幕別町個別排水処理施設管理条例」に改めるものであります。

第3条の設置規定を削除し、第4条で文言整理を行うものであります。

本条例も同様に、「規則で」と「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下管理者）」に改めるものであります。

51 ページをご覧ください。

整備条例第11条は、幕別町個別排水処理事業受益者分担金条例の一部改正であります。

本条例も同様に、「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下管理者）」に改めるものであります。

53 ページをご覧ください。

整備条例第12条は、幕別町農業集落排水処理施設管理条例の一部改正であります。

本条例も同様に58ページまでにわたり、「規則で」と「町長」を「下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下管理者）」に改めるものであります。

59ページから63ページまでの整備条例第13条は、冒頭、説明いたしましたので、64ページまでお進みください。

整備条例第14条は、幕別町水道事業給水条例の一部改正であります。

70ページまでにわたり、「町長」を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下管理者）」に改めるものであります。

71 ページをご覧ください。

整備条例第 15 条は、幕別町簡易水道事業給水条例の一部改正であります。

77 ページまでにわたり、「町長」を「水道事業の管理者の権限を行う町長（以下管理者）」に改めるものであります。

議案説明資料の説明を終わります。

議案書 24 ページをご覧ください。

24 ページ下段になります。附則の上段に記載の第 16 条をご覧ください。

第 16 条は、既存条例の廃止を定めております。

冒頭、説明いたしました整備条例第 13 条において、改正後の「幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、公共下水道、農業集落排水処理施設及び簡易水道に係る設置等を定めますことから、第 1 号、幕別町公共下水道設置条例、第 2 号、幕別町農業集落排水処理施設設置条例、第 3 号、幕別町簡易水道設置条例の三つの条例を廃止するものであります。

附則についてであります。

第 1 項は、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する、とするものであります。

25 ページをご覧ください。

第 2 項は、処分、申請等に関する経過措置であります。

この条例の施行の日前に、改正前の各条例の規定により、町長が行った処分、その他の行為及び施行日前に町長に対して行われた申請、その他の行為は、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為または管理者に対して行われた申請、その他の行為とみなす、と定めるものであります。

第 3 項は、特別会計に関する経過措置であります。

整備条例第 3 条の幕別町特別会計条例の一部改正の際に説明しましたとおり、簡易水道特別会計は水道事業会計に、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計及び農業集落排水特別会計は、新たに設置する下水道事業会計に財産、債券及び債務を継承する旨、附則に定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 14 日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明 12 月 14 日は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月15日午前10時からであります。

14:48 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

令和5年第4回幕別町議会定例

(令和5年12月15日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣言（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子

(諸般の報告)

日程第2 報告第20号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

日程第3 報告第21号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

日程第4 発議第9号 世界各地での暴力の悪循環を止めるため、即時停戦を求める決議

日程第5 議案第123号 幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第124号 令和5年度幕別町一般会計補正予算（第10号）

日程第7 議案第122号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

日程第8 議員の派遣について

日程第9 常任委員会所管事務調査報告

（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

日程第10 閉会中の継続調査の申し出

（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会議録

令和5年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年12月15日
- 2 招集の場所 幕別町役場 3階議事堂
- 3 開会・開議 12月15日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 畠山美和	2 塚本逸彦	3 山端隆治	4 内山美穂子	5 小田新紀
6 長谷陽子	7 酒井はやみ	8 荒貴賀	9 野原恵子	10 石川康弘
11 岡本眞利子	12 小島智恵	13 藤谷謹至	14 田口廣之	15 芳滝仁
16 谷口和弥	17 藤原孟			

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	菅野勇次	農業委員会会長	中村富士男
代表監査委員	八重柏新治	企画総務部長	山端広和
住民生活部長	寺田治	保健福祉部長	樺木良美
経済部長	岡田直之	会計管理者	武田健吾
札内支所長	新居友敬	教育部長	川瀬吉治
政策推進課長	白坂博司	総務課長	佐藤勝博
地域振興課長	谷口英将	糠内出張所長	宮田哲
福祉課長	亀田貴仁	土木課長	香田裕一
学校教育課長	西田建司		

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 菅原美栄子

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子

議事の経過

(令和5年12月15日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番塚本議員、3番山端議員、4番内山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

総務文教、民生、産業建設の各常任委員会から第3回定例会で決定した先進地視察調査にかかる議員派遣結果報告書が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。のちほど、ご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、報告第20号、「専決処分した事件の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第20号専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

12月12日に追加で提出いたしました議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第7号であります。

損害賠償の額を定めることについて、令和2年3月に議決されました「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、令和5年12月5日付けで専決処分を行ったものであります。

「1理由」であります。

令和5年8月29日午後1時50分頃、幕別町忠類元忠類350番地3付近の道道15号幕別大樹線において、町職員が運転する公用車が幕別方面から忠類方面へ南進中、当該職員が居眠り状態となり、反対車線を横切り道路脇の法面に落ちた後、北海道電力ネットワーク株式会社所有の電柱に衝突した際に、当該電柱の途中部分が損壊し、コンクリートが剥離して鉄筋のみの状態となる物的損害を生じさせましたことから、これに対する損害賠償の額を定めるものであります。

2ページになります。

「2損害賠償額」は、43万6,906円であります。

修復費の全額を賠償するものであります。

「3損害賠償の相手方」は、札幌市中央区大通東1丁目2番地北海道電力ネットワーク株式会社、代表取締役細野一広氏であります。

このたびの事故は、公用車を運転する職員の一瞬の不注意が原因で引き起こした事故であります。北海道電力ネットワーク株式会社様には多大なご迷惑をおかけし、また、町民の皆様の信頼を損ない、町に損害を発生させることとなりましたことに対しまして、心からお詫びを申し上げます。

業務遂行上の過失に起因する事故でありますことから、電柱の修復費用は、加入しております全国自治協会自動車損害共済の保険給付の対象になるものであります、安全運転を励行していれば、起こりえなかった事故であります。

このたび、第三者を巻き添えにする人身事故につながらず、職員も負傷したものの大手には至らなかつたことは、幸いであります、運転しておりました公用車は、前方部が激しく損傷し、修理が困難な状態でありますことから廃車としたものであります。

当該事故を起こした職員に対しては、公私の別なく、慎重な運転を心掛け、安全運転を励行するよう厳しく指導するとともに、全職員に対して、交通法規の遵守と交通安全意識の徹底を図ったところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

岡本議員。

○11番（岡本眞利子） ただいまの報告なのですが、本当に対向車の車が無かつたっていうことが幸いだったかなというふうに感じるところであります、職員の勤務状況についてちょっとだけお伺いしたいと思います。

職員の方が超過勤務になつていなかつたのか、また体調管理についてはどうだったのか、当日体調不良っていうような事がなかつたのか、ここだけをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 今回事故を起こしました職員については、特段の疾病はなく体調不良もない。

勤務状況におきましても、今年度中の時間外勤務の実績はございません。

事故日におきましても、疲れや体調不良といった状況は一切なかつたと本人も話しております、あくまで一瞬の不注意が原因で起こした事故であると捉えております。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第20号を終わります。

日程第3、報告第21号、「専決処分した事件の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第21号、専決処分した事件の報告について、ご報告申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

専決処分第8号であります。

損害賠償の額を定め、和解することについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、令和5年12月5日付けで専決処分を行つたものであります。

「1理由」であります。

令和5年10月28日午後5時30分頃、幕別町札内共栄町175番地58付近の町道札内7号団地道路6号において、相手方が運転する車両が帶広方面から幕別方面へ東進中、当該道路に生じていた深さ約5センチメートルの陥没穴を通過した際に、助手席側の前輪のタイヤ1本を損傷する物的損害が生じましたことから、町30パーセント、相手方70パーセントの過失割合により計算した額を損害賠償として

相手方に支払い、和解するものであります。

4ページになります。

「2損害賠償額」は、7,682円であります。

「3損害賠償及び和解の相手方」は、幕別町在住の方であります。

「4損害賠償及び和解の内容」であります。

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないとするものであります。

このたびの事故の原因となった箇所は、事故発生前日に道路管理委託業者が定期パトロールを実施した際に、舗装の亀裂や破損を確認いたしましたが、その時点において通行上の支障はないものと判断し、経過観察としていたものであります。

相手方には、ご迷惑をおかけいたしましたことに対し、心からのお詫びを申し上げ、事故後の対応にご理解をいただいたところであります。

事故発生後は、速やかに陥没穴の補修を行い、現場において、委託業者と事故の再発防止に向けた確認を行ったところであります。

このたびの事故は、行政財産の管理上の瑕疵に起因するものでありますことから、損害賠償の過失相当額は、加入しております全国町村会総合賠償補償保険により保険給付されるものであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第21号を終わります。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第4、発議第9号から日程第6、議案第124号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、発議第9号から日程第6、議案第124号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、発議第9号、「世界各地での暴力の悪循環を止めるため、即時停戦を求める決議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○14番（田口廣之） 朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

発議第9号

令和5年12月15日

幕別町議会議長 寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員 田口廣之

賛成者 幕別町議会議員 野原恵子

幕別町議会議員 岡本眞利子

幕別町議会議員 谷口和弥

幕別町議会議員 芳滝仁

世界各地での暴力の悪循環を止めるため、即時停戦を求める決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

世界各地での暴力の悪循環を止めるため、即時停戦を求める決議

世界各地で絶えず紛争が起きている。

特に近年ではロシアのウクライナ侵略に続き、イスラエル・ガザ紛争が広がっている。

グテーレス国連事務総長がパレスチナ自治区ガザ地区の状況について「子どもたちの墓場になりつつある」と即時停戦を訴えたように、ガザ地区ではとりわけ子どもたちの犠牲が増え続けている。

国連総会は10月27日、ガザ地区の情勢に関して、緊急特別会合を開き、敵対行為の停止につながる即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議を採択した。

イスラエルとイスラム組織ハマスの双方を始めとする全ての当事者が、この決議に従い国際法を完全遵守し、暴力行為を中止すべきである。

ガザ地区では電力、食料、医薬品、燃料などが遮断され、深刻な人道危機に直面している。

これ以上の犠牲者を生まないための人道支援が急務である。

支援を阻む障害である戦闘行為をただちに中止し、即時に停戦するよう求めるものである。

また、政府においては「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言する憲法をもつ日本として、国連憲章と国際法を基準に関係各国に即時停戦を強く働きかけて、一日も早く和平が実現できるよう強く求める。

以上、決議する。

令和5年12月15日

北海道中川郡幕別町議会

以上です。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第123号、「幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第123号、幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページ、議案説明資料の1ページをご覧ください。

はじめに、改正条例の概要をご説明いたしますので、議案説明資料の1ページをご覧ください。

このたびの改正は、教育委員会の附属機関として「幕別町義務教育学校開校準備委員会」を設置しようとするものであります。

「1設置趣旨」であります。

教育委員会では、令和2年11月に「幕別町学校施設の長寿命化計画」を、2行目中ほどになりますけれども、同年7月に「幕別小学校と幕別中学校の今後の中一貫教育の進め方について」を策定し、「施設分離型」と「施設一体型」の「中一貫校」、「義務教育学校」の3通りから、「まくべつ学園」のあり方と施設整備の方向性を検討してまいりました。

その後、同年11月と12月に幕別小学校、幕別中学校の保護者と懇談会を開催し、制度などについて

の説明に努めてまいりました。

今年に入ってからは、学校だよりや講演会を通じて更なる周知を行い、5月の「まくべつ学園」のあり方などに関する、保護者アンケート調査を経て、9月の「地域説明会」において「幕別中学校を活用した義務教育学校（案）」の方向性をお示しいたしました。

「地域説明会」には、保護者や地域住民、教職員、60名が参加されましたが、反対する意見はなく、理解を得たものと考えましたことから、その後の「パブリックコメント」を経て、11月28日に教育委員会において、「幕別中学校を活用した義務教育学校の設置に係る方針」を決定したところあります。

この方針に基づき、今後、令和8年4月の義務教育学校の開校に向け、準備や諸課題について審議するため、教育委員会の附属機関として「幕別町義務教育学校開校準備委員会」を設置しようとするものであります。

「2具体的な所掌事務（案）」であります。

（1）義務教育学校の校名及び校歌、校章に関すること、（2）義務教育学校の施設及び設備に関する事項、（3）義務教育学校の教育課程区分及び指導形態に関する事項、（4）そのほか、義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題に関する事項であります。

「3委員の構成（案）」であります。

条例別表には、委員の構成として「地域の保護者代表、関係団体の代表者、識見を有する者」と定めますが、具体的には、それぞれ記載しております方々により構成しようと考えております。

2ページになります。

条例の新旧対照表であります。

別表は、第2条の規定に基づき、町長と教育委員会に設置する附属機関の名称や所掌事務などを定めています。

教育委員会に「幕別町義務教育学校開校準備委員会」を設置するものであります。

「所掌事務」は「義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題についての審議に関する事項」、「組織」は「委員長、副委員長、委員」、「委員の構成」は「地域の保護者代表、関係団体の代表者、識見を有する者」、「定数」は「10人以内」、「任期」は「審議終了まで」と定めるものであります。

このたびの附属機関は、まくべつ学園に関する開校準備委員会を設置することを契機として設置いたしますが、今後、他の学園での義務教育学校の開校の際にも同様に設置することを考慮し、附属機関の名称や所掌事務を定めたものであります。

議案書の5ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） ただいまのご説明の中で新しく体制をとられる義務教育学校についてであります
が、60名の方たちとの参加の中で説明会があり、反対もなかったというご説明がありました。

一番気になるところは、実際に通われる児童、生徒の皆さんの意向というものがお示しいただいていないのですが、その点の確認、あるいは協議、どのようになされてきているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） この度の義務教育学校の設置に向けての児童、生徒の意向ということですけれども、直接的に義務教育学校にどのような児童、生徒の意向を確認することはなかったところなのですが、これまででも幕別町については令和元年度から小中一貫教育を取り入れておられて、そういう小中一貫教育の中のアンケート、そういうもので、児童、生徒の小中一貫に対

する理解であつたり、メリットと言いましょうか、良さがあるというところは確認しているところで、最終的には小中一貫教育の最終形と言いましょうか、一緒になる義務教育学校ということですので、そういったアンケート調査から意向は確認されたというふうに判断しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 児童、生徒に向けたアンケート調査は実施されたということなんですね。

その結果も教えていただけますか。

確かに小中一貫教育は課長ご説明いただいたように、この間、年数掛けて実際に教員がそれぞれ交互に入り実践するという事は承知しております。

しかし、それを更に発展させて、ひとつの建物っていいですか、もちろん教室ごとは分かれるのですけれども、形態そのものも変わっていくわけですよね。

そういうことに対する、やはり児童の受け止めとか、不安とかっていうものがなかったのか、そういうものを干渉しながら丁寧に進めるのがこの事業ではないかと思いますが、どのようにやってこられましたか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 先ほどのアンケートというお話しですけれども、先ほどもお話しした通り義務教育学校に向けた直接的なアンケートではなく、これまで歩んできた小中一貫教育、そういった部分でのアンケート調査ということで、具体的にはですね、アンケート調査の結果というのは、ちょっとすぐ手元に出てこないんですけれども、中橋議員おっしゃるように当然、児童、生徒の意向も確認しながらというとこはあるかと思うのですけれども、まず意向をとるというよりも町として子どもたち、児童、生徒にとってどういった手法が最善なのかという部分を考えた上での進み、これから一緒になる中で、例えば改修内容だったり、そういった部分、いろんな方向で、児童、生徒の意向はそういう部分で汲み取りながら進めていければと考えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） アンケートの中身がまだわからないということありますから、子どもたちの意向っていうのは、わからないわけですけれども、一番中心になるのはやはり直接教育の体制が変わっていく中で学ぶ児童、生徒の受け止め、そしてその効果ということになってくるんだと思うんですね。

もちろんそういうものの委員会側としては押されて提案をされ、保護者や、あるいは関係者に理解を得ながら、ここまで来たということは理解するところがありますが、肝心の児童、生徒に対するそういったことに対する説明や、あるいは不安を解消していくというようなことについては、もう少し努力がいるのではないかというふうに思います。

今後、令和8年までということありますから、期間がありますので十分その期間を活用されて移行する意義から、そして子どもたちがどういう、校長先生が一人なのか、あるいは教室をどうなっていくのかしていくことも含めて、もっともっと理解される丁寧な対応が求められると思いますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 8年度開校に向けてという事なのですけれども、子どもたちの不安解消ですか意向も含めて、今後細かい部分については、そういったアンケート調査等も実施を検討してまいりたいと思います。

義務教育学校ですね、私もすでに実施している先行事例等のお話もお聞きしました。

斜里町ですけれども、先般、斜里町の教育長とお会いしたことがございまして、その際に斜里町では知床ウトロ学校という義務教育学校を平成28年ですかね、に設置をしているのですけれども、教育長のお話では、それまでその学校については小中の併置校だったので、義務教育学校に移行したことによって、子どもたちも先生方も行き来が多くなって非常にメリットしかないよ

というお話を聞いております。

子どもたちがやっぱり、明るく活発になった、先生方もお互いの理解がされるようになったといふようなことがあって、非常にメリット大きいよというお話を聞いています。

そういうことも含めて今回義務教育学校にという判断をしたところですけれども、子どもたちの意向だとか不安だとかというのは、中橋議員おっしゃられるように、非常に大切なことだと思いますので、引き続き意向等を調査して開所に努めてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第124号、「令和5年度幕別町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第124号、令和5年度幕別町一般会計補正予算第10号について、ご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました、議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,019万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ181億3,567万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表地方債補正」、「1追加」であります。

「防災行政無線システム整備事業」は、本年8月7日の落雷により破損いたしました、防災行政無線設備の主に津波対策として設置しております忠類晚成屋外拡声子局の電気系統の復旧整備事業であります。

町で加入しております全国自治協会建物災害共済から給付されます保険金控除後の1,060万円を限度額として地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目一般財産管理費124万9,000円であります。

去る11月21日、町が、株式会社十勝大福本舗に賃貸し、同社が職員用の駐車場として使用されている、幕別中学校の東側に位置する緑町19番地1において、内部が腐食していた立木の一部が、風によって途中で幹折れし、倒壊位置に駐車していた車両を直撃する事故が発生しました。

幸い、人的被害には至りませんでしたが、駐車車両を損傷する物的被害を与えるなど多大なご迷惑をおかけいたしました。

持ち主の方、並びに同社関係者の皆様に心からのお詫びを申し上げ、現在は、損害賠償についての調整を行っているところであります。

現地調査を行い、倒壊の恐れのある立木を確認いたしましたことから、倒木と樹高が同程度である樹木15本分の伐採費用を追加するものであります。

13目防災諸費1,417万9,000円であります。

落雷により放送できない状態となっていた、防災無線忠類晚成屋外拡声子局の復旧整備費用が確定したことから追加するものであります。

22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、2億4,208万7,000円であります。本日、追加提出いたしました議案説明資料の1ページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業」であります。

今回、追加いたしますのは、令和5年11月29日付けで、限度額の配分通知がありました「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」のうち「低所得世帯支援枠」に要する経費であります。

「1 非課税世帯応援給付金給付事業」、2億4,436万5,000円であります。

「事業内容」の欄をご覧ください。

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を支援するものであります。

「積算」の欄に記載のとおり、3,400世帯を対象に見込んでおります。

加えて、給付事務に係る会計年度任用職員3人分の報酬、共済費などの事務費を計上するものであります。

「事務費636万5,000円」と記載しておりますのは、職員費に計上しております正職員の時間外勤務手当227万8,000円を含んだ事務費の総額であります。

以上で、議案説明資料の説明を終わります。

議案書の7ページにお戻りください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目診療所費15万1,000円であります。

忠類診療所のレントゲン装置の修繕料であります。

8ページをご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費24万7,000円であります。

議案第123号「幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例」で設置いたしました「幕別町義務教育学校開校準備委員会」に係る委員報酬と費用弁償であります。

4回分の開催経費を見込んでおります。

12款職員費、1項、1目職員給与費227万8,000円であります。

非課税世帯応援給付金の支給事務を担任する職員5人分の時間外勤務手当であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金2億4,436万5,000円であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

21款、1項、1目繰越金171万2,000円であります。

22款諸収入、5項、4目雑入351万4,000円であります。

防災行政無線に係る災害共済金であります。

23款、1項町債、1目総務債1,060万円であります。

防災行政無線システム整備事業債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

谷口議員。

○16番（谷口和弥） 議案書6ページ、総務費の一般財産管理費についてであります。

倒木によって損害を与えてしまったということの支障木の伐採工事が今回の提案になっているわけでありますけれども、今回この事故が予見されるようなそういうものであったかどうかということについてお尋ねしたいんです。

要は町の管理すべき、している土地の中で倒木の可能性があるような、そういう調査をどの程度されているのかという事の確認であります。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 日頃の管理におきましては、所管しております普通財産のところで申し上げますと、年に1、2回程度の目視による確認を行っているところでございまして、今回の場所については、その中でも枝折れ等もなく、樹皮の剥がれも見られなかったことから今回の件を予見するにはいたっておりませんでした。という状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○16番（谷口和弥） 予見することはできないものだったということでありましたけれども、やはり慎重に倒木の可能性等についての調査というのは必要なんだというふうに思います。

今回、自動車が、ということでありましたけれども、人災、人に怪我をさせてしまう、大きな怪我を負わせてしまうような可能性もあるわけですし、木の高さによっては家そのものも潰してしまう、そういう可能性もあったわけで、そのことは以前、私は一般質問の中でも触れさせていただいた経過があります。

その後のことについてお聞きしていないんですけれども、年に1回の目視による検査等の中で、町全体の木の管理、所有地にある木の管理について、どのようにその後進んでいるのかを確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 補足になりますけれども、今回の件で申し上げますと幹が枝分かれして、枝分かれした根元の一部分が腐っていたことから、その弱くなっているところに、今回は風速10メートル程度のやや強い風が吹いたことで木が折れたものと推測しているところであります。

この件もありまして、改めて町内の当方におきましては普通財産に係わる部分の所管になりますけれども、改めて巡視をいたしまして倒木の危険性が高いだとか、危険性が高いだとかいう事は無いという事を、まずは確認しているところでございます。

その他所管が変わりますので、私の方からは以上でございます。

○議長（寺林俊幸） 土木課長。

○土木課長（香田裕一） 町内の公園と道路に生えております樹木につきましては、町内の造園業者と協力をしながら、目視により倒壊の可能性がないかどうかっていう確認をしておりまして、そういう恐れのあるものについては、来年度の予算に計上して適正な対応をとっていく準備をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 1点だけなのですけれども、22総務費のですね、総務管理費の中の非課税世帯応援給付金事業であります。

いま予算が提案されまして、予算が通ればこれから事務手続きが開始され、給付が始まるということですけれども、今時点の給付開始の予定、またいつまで受付をされていくのか確認させてください。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） 非課税世帯応援給付金、今回追加提案させていただいた内容でありますけれども、いま準備を進めているところでございます。

まず、開始1月の広報、ホームページ等で周知するほか、案内文書を個別発送するのも1月の上旬、4日頃を目指して進めています。

そして支給としましては、早ければ1月18日ごろに第1回目の支給ができるようにしたいというふうに考えておりまして、申請の期限につきましては基本こうした給付金は3ヶ月を目安としておりましたので、いまの予定では4月5日を申請の期限とする予定であります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 一定の準備、やむを得ない状況ではあろうとは思うのですが、昨今の物価高っていうのは本当に各家庭に対する影響が大きく、非課税世帯はとりわけ大きいという中での支援ですけれども、できるだけ早くといいますか、今日もう15日なものですから、当然新しい年を迎える時の出費なども含めると、できるだけ年内手前に寄せてという思いがあったものですから、お尋ねしたのですけれども、なかなかそれは難しい状況なんでしょうね。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

○福祉課長（亀田貴仁） 準備につきましてはもちろんできるだけ早くという考え方で計画はしているところではありますけれども、もちろん年内が理想だったとは思うのですけれども、ご案内をして手続きを踏んでいきますと、どうしても事務的にそういったことをしていかなくてはいけないものですから、早く行ったとして、1月の4日頃の文書発送ということになると見込んでおります。

いずれにしましても、できるだけ早く支給できるように準備を方は進めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第122号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」を議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第122号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の26ページ、議案説明資料の78ページをお開きください。

地方自治法は、執行機関として法律の定めるところにより市町村に固定資産評価審査委員会を置かなければならない、とし「固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。」と定めております。

これを受け、地方税法第423条第3項において、「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。」と定められております。

現固定資産評価審査委員会委員であります、東口政秋氏が令和6年2月5日をもって任期満了となりますことから、後任の委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

東口委員におかれましては、平成27年2月6日から3期9年の永きにわたり、本町の固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただきました。

そのご功労に対しまして、ここに深く感謝とお礼を申し上げます。

後任といたしまして、忠類公親で農業を営んでおられます、杉坂弘之氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和6年2月6日から令和9年2月5日までの3年であります。

同氏の経歴につきましては、議案説明資料の78ページに記載しておりますので、ご参照いただき、選任につき、同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

採決は、「電子表決システム」による無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ありません

か。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は、「電子表決システム」による無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。これより、表決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

なしと認め、確定をいたします。

投票総数18人、賛成18人、反対0人。

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

[議員の派遣]

○議長（寺林俊幸） 日程第8、「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、令和5年12月20日、北海道幕別清陵高等学校で開催する高校生出前講座に議長、副議長、議会運営委員会正副委員長、総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長および広報広聴委員会委員長の8人を令和6年2月17日、幕別町役場3階会議室で開催する、「幕別町議会報告&意見交換会」に全議員を、派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任をお願いいたします。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第9、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ご覧いただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（寺林俊幸） 日程第10、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣言]

○議長（寺林俊幸） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和5年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10:51 閉会